

平成27年度補正予算

中小企業等の省エネ・生産性 革命投資促進事業費補助金

交付申請の手引き 1次公募用

平成28年4月 2.1版

本手引きは、平成27年度補正予算 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金（以下、「本事業」という。）における補助事業者向けの申請手続きの詳細について規定した「平成27年度補正予算 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金 公募要領」に基づき、補助事業者の交付申請に必要な書類や手続きについて説明しています。



一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）は、経済産業省が定めた「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金交付要綱第3条」に基づき、本事業を執行する団体です。

本書は、平成27年度補正予算『**中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金**』の交付申請について、必要事項を説明する手引きです。
「公募要領」、「交付申請の手引き」、及び事業者が導入を予定している設備に係る全ての手引きをご覧いただいた上で、交付申請書を作成してください。

本書

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金
交付申請の手引き

別冊

設備別 省エネルギー効果計算の手引き（全12種）

省エネルギー効果計算について

独自計算（全設備区分共通）

- ※ 全てS I Iのホームページからダウンロードできます。
- ※ 設備別 省エネルギー効果計算の手引きについては設備区分ごとに冊子が分かれておりますので、対象の設備を間違えないように注意してください。

■ 更新履歴

No.	版番	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	2016/02/29		新規作成
2	1.1	2016/03/22	P.16、17	「良い見積書例」「悪い見積書例」の見積年月日に日付を追加。
			P.18	「導入予定設備の選定」の注意事項に補足コメント追加。
			P.23	「必要書類の用意」の「個人事業主の場合」に補足コメント追加。
			P.49	「見積・発注情報登録」画面での発注先登録コメントを修正。
3	2.0	2016/03/28	P.25～109	該当ページにおいて、補助事業ポータル画面を最新版へ差し替え。
			P.15	「見積内容の確認時の注意事項」に補足コメント追加。
			P.16	「良い見積書例」の「見積有効期限」に補足コメント追加。
			P.18	「本事業における導入予定設備の選定方法」のコメントを修正。
			P.26	「2.アカウント登録情報を入力する」に注意コメント追加。
			P.53	補助金交付申請額の登録に関する説明ページを追加。
			P.54	「登録した情報を書類形式で確認する」説明ページを追加。
			P.64	「指定計算で算出可能な更新パターン」の補足コメントを追加。
			P.73、74	「登録情報を更新した場合の再計算方法」説明ページを追加。
			P.80、81	「提出用の書類を印刷する方法」説明ページを追加。
			P.83	書類イメージの更新、及び説明コメントを追加。
			P.100	「■省エネルギー効果計算の概要」に裕度計算について説明コメントを追加。
			P.103	「■導入設備登録」手順説明ページを追加。
			P.108	「登録情報を更新した場合の再計算について」説明ページを追加。
			P.110	「5.事業全体の省エネルギー量の計算」の計算式を修正。
			P.112	提出書類の印刷方法について、参照先ページ数を更新。
			P.113～116	書類イメージの更新、及び説明コメントを追加。
4	2.1	2016/04/07	P.49～50	「発注先」において、補助事業ポータル画面の最新版差し替え及び登録コメントを修正。

目次

第1章 事業全体の流れと注意点	P. 4
1-1 事業全体の流れと各ポイント	P. 5
1-2 本事業における注意事項	P. 7
第2章 導入予定設備の選定	P. 10
2-1 導入予定設備の検討から選定まで	P. 11
2-2 見積依頼仕様書の作成	P. 12
2-3 3者見積の取得	P. 14
2-4 見積内容の確認	P. 15
2-5 導入予定設備の選定	P. 18
第3章 交付申請書類作成の準備	P. 22
3-1 交付申請書類作成の概要	P. 23
3-2 補助事業ポータルアカウント登録	P. 25
3-3 補助事業ポータルへのログイン	P. 31
第4章 事業の基本情報の登録	P. 32
4-1 事業の基本情報の登録	P. 33
第5章 導入予定設備と経費の登録	P. 42
5-1 導入予定設備の基本情報の登録	P. 43
5-2 導入予定設備の経費情報の登録	P. 48
第6章 省エネルギー効果計算	P. 56
6-1 省エネルギー効果計算について	P. 57
6-2 省エネルギー効果計算-電気式パッケージエアコン-	P. 63
6-3 省エネルギー量の確認	P. 75
6-4 計算裕度の設定	P. 76
6-5 独自計算を用いた際のエネルギー使用量の登録	P. 77
第7章 交付申請書類の提出	P. 78
7-1 交付申請書類の種類	P. 79
7-2 交付申請書類の準備	P. 82
7-3 交付申請書類サンプル	P. 85
7-4 交付申請書類のファイリング	P. 91
7-5 交付申請書類の提出	P. 93
第8章 FEMSを申請される方	P. 94
8-1 FEMS導入申請時の注意事項	P. 95
8-2 FEMSの見積書取得時の注意事項	P. 99
8-3 FEMS導入による省エネルギー効果計算方法の検討	P. 100
8-4 FEMS情報の登録	P. 101
8-5 交付申請書類の準備	P. 111
8-6 交付申請書類のファイリング	P. 117

第1章 事業全体の流れと注意点

本事業の申請を始める前にお読みください

1-1 事業全体の流れと各ポイント



1-1 事業全体の流れと各ポイント



1-2 本事業における注意事項

■ 注意事項

補助対象経費等の考え方、及び補助対象外となる経費の一覧

経費の名称		経費の考え方														
①	補助対象経費	補助対象設備の設備費です。 ※後述の工事費・運搬費等を含めることはできません。														
②	補助対象外経費	補助対象設備の設備費以外の費用は対象外です（例えば、設計費、運搬費、据付費等）。 ＜補助対象外となる経費の一覧＞														
		<table><tr><td>設備費の一部</td><td>補助事業の実施に必要な設備以外の建築材料等の経費（配線、配管等）</td></tr><tr><td>設計費</td><td>補助事業の実施に要する設計費等の経費</td></tr><tr><td>運搬費</td><td>導入する設備あるいは除却する設備の運搬費等の経費</td></tr><tr><td>撤去費・廃棄費用</td><td>既設設備等の撤去費用、除却あるいは廃棄に要する経費</td></tr><tr><td>据付費・工事費</td><td>導入する設備の設置に要する据付費や工事費等の経費</td></tr><tr><td>諸経費・その他経費</td><td>会議費等の諸経費、交付決定以前に要した経費 ⚠</td></tr><tr><td>消費税・地方消費税</td><td>消費税法に定める消費税・地方消費税</td></tr></table>	設備費の一部	補助事業の実施に必要な設備以外の建築材料等の経費（配線、配管等）	設計費	補助事業の実施に要する設計費等の経費	運搬費	導入する設備あるいは除却する設備の運搬費等の経費	撤去費・廃棄費用	既設設備等の撤去費用、除却あるいは廃棄に要する経費	据付費・工事費	導入する設備の設置に要する据付費や工事費等の経費	諸経費・その他経費	会議費等の諸経費、交付決定以前に要した経費 ⚠	消費税・地方消費税	消費税法に定める消費税・地方消費税
		設備費の一部	補助事業の実施に必要な設備以外の建築材料等の経費（配線、配管等）													
		設計費	補助事業の実施に要する設計費等の経費													
		運搬費	導入する設備あるいは除却する設備の運搬費等の経費													
		撤去費・廃棄費用	既設設備等の撤去費用、除却あるいは廃棄に要する経費													
		据付費・工事費	導入する設備の設置に要する据付費や工事費等の経費													
		諸経費・その他経費	会議費等の諸経費、交付決定以前に要した経費 ⚠													
		消費税・地方消費税	消費税法に定める消費税・地方消費税													
※上記以外にSIIが補助対象外と判断する経費も含む。 ※補助対象の設備費は、公募要領(P . 4 6)「別表 1 補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準エネルギー消費効率一覧表」（以下、「公募要領 別表 1 」という。）の各補助対象設備の補助対象範囲を参照すること。																
③	補助事業に要する経費	①補助対象経費、及び②補助対象外経費の両方を含んだ補助対象事業全体の経費のことです。														

 交付決定前に発生する経費（事前調査費等）や、保守契約費、金融機関等にて設備費用を支払った時に発生する振込手数料等も補助対象外となりますので注意してください。

1-2 本事業における注意事項

■ 注意事項

補助金額の上限：1 事業「者」あたりの補助金 1 億円
補助金額の下限：1 事業「所」あたりの補助金 50 万円（注）
（注） 中小企業者、及び個人事業主の場合は30 万円

- ※ 1 事業所の補助対象経費の合計が3 億円を超える場合、補助金額は1 億円の上限の範囲内でしか交付決定できません。
複数の事業所を申請する場合、補助金額の合計が1 億円の上限額を超えないようにしてください。超える場合は、申請数を減らすか設備数を減らすなどして、上限額の範囲内に収まるようにしてください。
- ※ 補助金額は、小数点以下（1 円未満）は切り捨て。
- ※ 中小企業者の定義は公募要領 P.8 を確認してください。

申請回数は、同一事業者(設備使用者※)は最大3 回(3 事業所)まで

- ・ 同一事業者は、省エネルギー設備への更新と F E M S 導入とで併せて最大 3 回まで申請ができますが、「同一事業所」における申請は1 回のみとします。
 - ・ 1 次公募において、交付申請が不採択になった場合は、申請回数の上限の範囲までは次の公募へ交付申請ができます。
 - ・ リース等を利用する場合、1 申請内で補助対象経費の支払いを自己購入とリース契約に分けることはできません。
 - ・ 複数のリース会社（共同申請者）を利用して申請することはできません。リース会社を1社に絞ってください。
※設備使用者とは、補助対象設備を実際に使用、及び管理する事業者のことです。
- ⇒次ページに、申請回数と交付申請の関係（一例）を掲載しています。

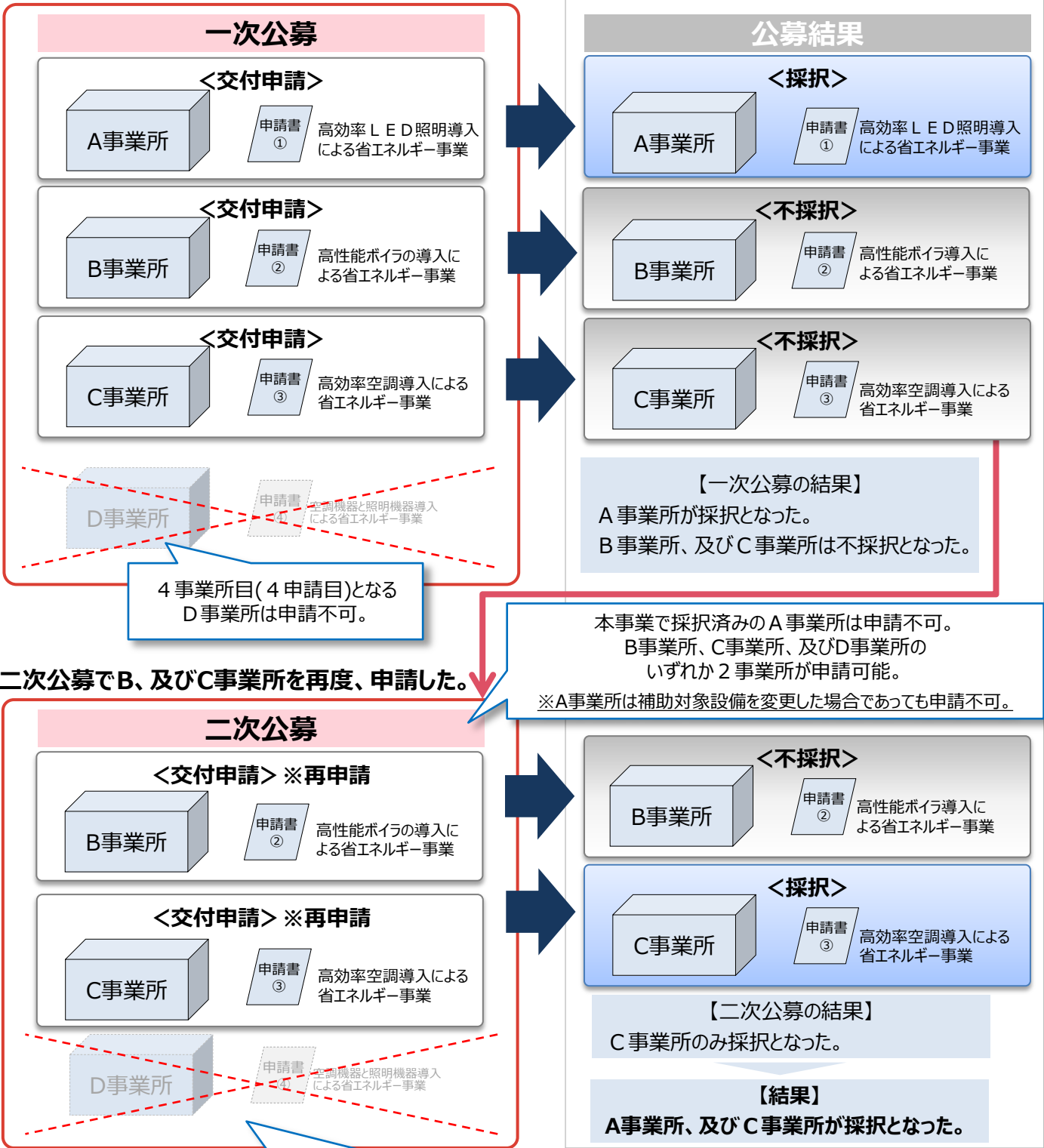
他の補助金等との併用について

- ① 本補助金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金、並びに補助金適正化法第2 条第4 項第1 号に掲げる補助金及び同項第2 号に掲げる資金を含む。）の併用はできません。
※国からの他の補助金以外の補助金との併用可否については、それぞれの補助金担当窓口、又は S I I まで問い合わせのこと。
- ② 本補助金と、エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）の併用はできません。
- ③ 導入しようとする設備について、生産性向上設備投資促進税制を利用する場合は、本補助金の交付を受けることはできません。
※その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

1-2 本事業における注意事項

＜複数事業所を有する事業者が、本事業において交付申請を行った場合の一例＞

A事業所、B事業所、及びC事業所の申請を行った。



B事業所及びC事業所を申請することとした場合、一次公募で採択となったA事業所を含め4申請目(一次公募で不採択となったB、及びC事業所は含めない)となるD事業所は申請不可。

第2章 導入予定設備の選定

交付申請書類を作成する前に導入予定設備を選定します

2-1 導入予定設備の検討から選定まで



■ 本事業における補助対象設備の基準を満たす導入予定設備を検討

エネルギー消費効率が改善される高効率な省エネルギー設備の導入を検討してください。
本事業において導入する全ての補助対象設備は、「[公募要領 別表 1](#)」の基準を満たす設備となります。
(公募要領 P.46以降参照)

また、下記に記載する「補助対象の要件」を満たす必要がありますので、事前によく確認してください。

対象の設備区分		
①高効率照明	②高効率空調	③産業ヒートポンプ
④業務用給湯器	⑤高性能ボイラ	⑥低炭素工業炉
⑦変圧器	⑧冷凍冷蔵庫	⑨FEMS ※

※ F E M S の申請詳細については第 8 章参照

補助対象の要件
1. 既設設備と導入する補助対象設備の 使用用途が同じ であること。
2. 導入する設備が兼用設備、又は将来用設備あるいは予備設備等ではないこと。
3. 償却資産登録される設備（固定資産等として登録される設備）であること。
4. 導入する設備がトップランナー基準のある設備区分の場合、基準エネルギー消費効率以上の設備であること。
5. エネルギー消費を抑制する 目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備 であること。 但し、省エネルギー効果が伴う機能、オプションまたは付帯設備が、一体不可分の設備として出荷される場合その限りではない。
6. その他の法規的な定めによる 安全上の基準等を満たしている 設備であること。
7. 原則、既設設備は、事業完了日までに 廃棄を行うこと とする。新設設備の安定稼働まで既設設備を保有する等、特別な理由がある場合は、S I I に相談し確認を受けなければならない。

※公募要領 P.6 参照

2-2 見積依頼仕様書の作成



■ 見積依頼仕様書の作成

見積依頼仕様書とは、補助事業者が導入を予定している設備の要求仕様を販売事業者に提示して、要求仕様を満たす設備の見積書を取得するための書類です。
導入予定設備の見積書を取得する際は、見積依頼仕様書を必ず使用してください。
※要求仕様・・・「公募要領 別表 1」に定める、設備に求める性能及び能力のこと。
※見積依頼仕様書は交付申請に必要な提出書類です。

- ・見積依頼仕様書は「公募要領 別表 1」に定める設備区分ごとに作成してください。
- ・「公募要領 別表 1」に定める基準を満たす要求仕様にしてください。
- ・発注を行う単位で見積依頼仕様書を作成、及び見積書を取得してください。

※複数の設備区分を導入する場合、設備区分ごとに見積依頼仕様書を作成してください。
※同一の設備区分内で複数の設備を導入する場合、要求仕様ごとに発注先が異なる時は、それぞれに見積依頼仕様書を作成し、見積を取得してください。

<見積依頼仕様書に必要な記載項目>

下記の項目は、交付申請をするために必要な情報となりますので正確に記載をお願いします。

項目名	詳細
補助事業名	補助事業者が実施する事業の名称を記載してください。検討している設備の更新がどのような事業かがわかり易いように、具体的かつ簡潔に記載してください。 なお、本補助金事業の名称ではありませんので注意してください。 【例】高効率空調導入による省エネルギー事業 ※「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」と記載しないでください。
件名	発注用の件名（設備の導入に関する内容）を記載してください。 発注が複数に分かれる場合は、見積依頼仕様書ごとに、異なる件名としてください。 【例】電気式パッケージエアコンの導入
設備区分	「公募要領 別表 1」の設備区分名を記載してください。 【例】設備区分：高効率空調
導入を予定している設備等	要求する対象設備の詳細（名称、要求仕様、数量等）を記載してください。 【例】主要設備等の名称：電気式パッケージエアコン 要求仕様：4方向カセット形、50形：（APF）5.9以上 数量：100台 ※要求仕様は設備ごとに異なりますので注意してください。

※次ページに見積依頼仕様書の例を掲載しています。

2-2 見積依頼仕様書の作成

見積依頼仕様書は自由書式ですが、S I I のホームページ、又は補助事業ポータルから仕様書のサンプルをダウンロードできます。可能な限り活用してください。

<見積依頼仕様書の例>

3-1 見積依頼仕様書

自由書式にて作成した場合、「見積依頼仕様書」と分かるように記載。

見積依頼仕様書

補助事業名 : 高効率空調導入による省エネルギー事業

件名 : 電気式パッケージエアコンの導入

設備区分 : 高効率空調

以下仕様要件を満たす、見積りをお願いいたします。

補助事業の完了予定日を前提とした日を記載。

平成 ○○年 ○○月 ○○日

○○工業株式会社

○○ ○○

納期 : 平成○年○月○日

支払条件 : 機収翌月末までに現金払い

社印を押印（朱印）。

No.	主要設備等の名称	要求仕様	数量
1	電気式パッケージエアコン	4方向カセット形、50形:(APF)5.9以上	100台
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※「平成27年度補正予算中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」の別表1に定める省エネルギー基準を満たすこと

補助事業名:

見積に正確に記載してもらうよう販売事業者へ依頼してください。
(P.16 見積書例参照)

件名:

発注が複数ある場合はそれぞれの違いが分かるような見積書の件名として記載してください。
件名は、見積書にも記載してもらうようにしてください。

設備区分:

「公募要領 別表1」の設備区分名を記載してください。

主要設備等の名称:

導入予定設備の名称を記載してください。
※「公募要領 別表1」の種別

要求仕様:

「公募要領 別表1」の基準を満たす仕様を記載してください。

数量:

発注予定の設備の数量を記載してください。

<見積依頼仕様書作成時の注意事項>

- ・特定メーカーや型式（型番）の指定は禁止です。
- ・「公募要領 別表1」の基準を満たす仕様を販売事業者に提示してください。
- ・「公募要領 別表1」に定められた基準以外の仕様を指定する場合は、別紙等に記載し、見積依頼仕様書に添付してください。
(別紙等を添付した場合は、別紙等も交付申請書類として提出が必要です。)

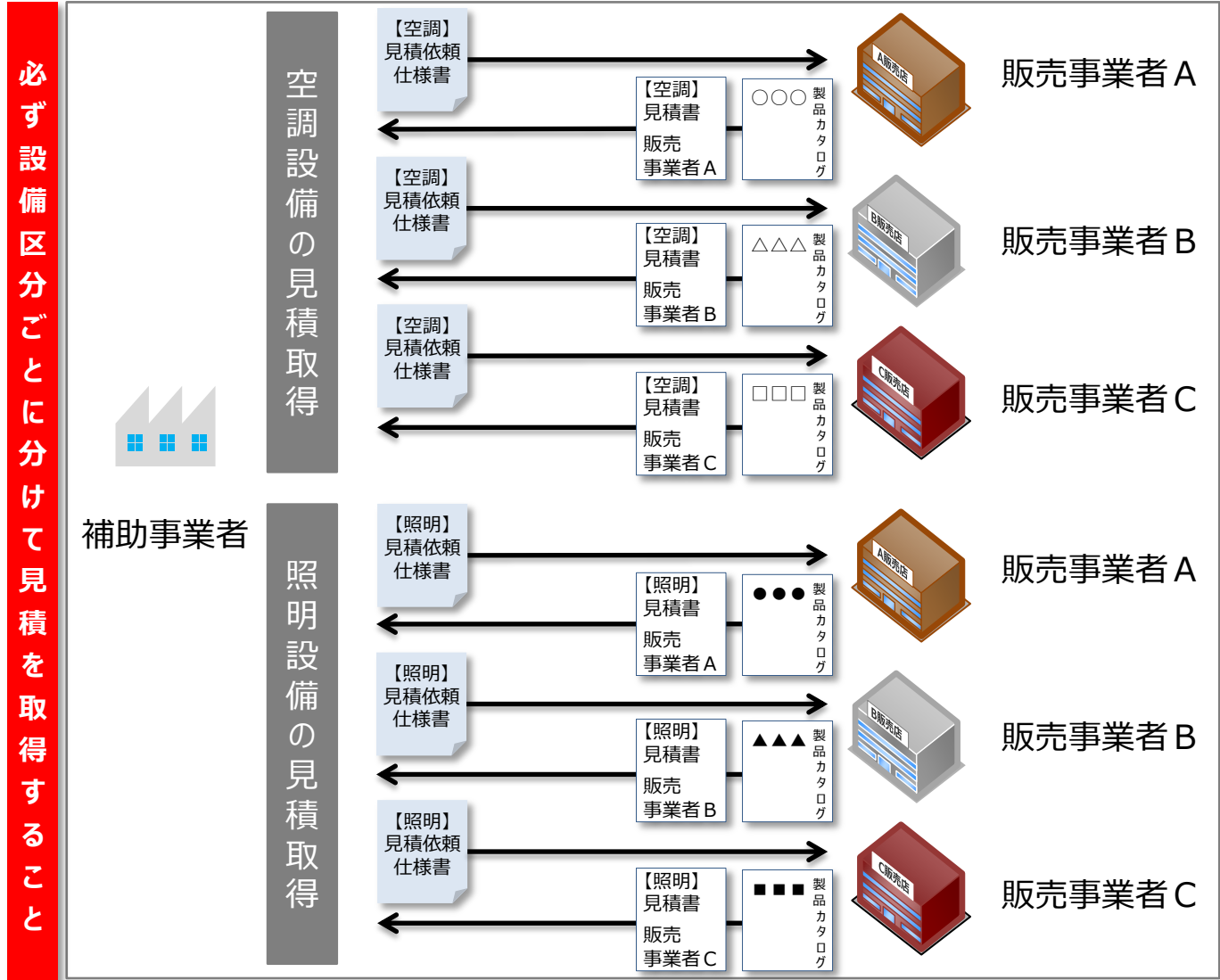
見積依頼仕様書は交付申請に必要な提出書類です。
押印後に必ず写しを取ってください。

2-3 3者見積の取得



■ 3者見積の依頼と取得

設備ごとに「公募要領 別表 1」の基準を満たす見積依頼仕様書を販売事業者に提示し、見積作成を依頼してください。
併せて、設備ごとの製品カタログを販売事業者から取得してください。



- ・見積依頼仕様書に記載する設備の要求仕様については、「公募要領 別表 1」の基準を満たしていることを確認してください。また、同じ見積依頼仕様書を3者以上に提示してください。
- ・補助対象経費と補助対象外経費が判別できる明細が記載されている見積書を取得してください。
※設備名、型番等の設備費用（単価・台数）と、工事費等のその他の費目が明確に分かるようになっていないこと。

2-4 見積内容の確認



■ 見積と対象設備の製品カタログの確認事項

見積と対象設備の製品カタログを取得後、必ず記載内容を確認してください。
取得した見積書はすべて同様の確認を行うこと。

見積書の確認事項	
補助事業名があっているか	見積依頼仕様書と同じ内容である必要があります。 また、同じ内容を補助事業ポータルに入力してください。 (P. 13 参照)
補助対象経費と補助対象外経費が明確に分かれているか	「公募要領 別表 1」の対象機器範囲を含む設備費用のみが補助対象となります。補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できるよう、見積を取得してください。
見積日が適正か	見積日が公募要領が公開された日（平成28年 2 月 29 日）以降であるか確認してください。
納期や見積有効期限が適正か	交付申請日が見積有効期限内に該当しているかを確認してください。
支払条件が検収翌月までに現金払いとなっているか	割賦払いや手形払いは不可となります。
見積は見積依頼仕様書ごとに作成されているか	見積依頼仕様書ごとに見積が作成されているか確認してください。
3 者分の見積があるか	3 者分を確実に取得してください。
製品カタログの確認事項	
申請する対象設備全ての製品カタログが揃っているか	要求仕様や型番の一致が確認できるよう対象設備の製品カタログ等を揃えてください。
対象設備の製品カタログに記載された設備の仕様は「公募要領 別表 1」の基準を満たしているか	製品カタログに記載されている設備の仕様が依頼した設備の要求仕様を満たしているかを確認してください。 「公募要領 別表 1」の基準を満たしていることが分かるように該当箇所に蛍光ペン等で印をつけてください。
省エネルギー効果計算に必要な能力値が記載されているか	省エネルギー効果計算に必要な能力値が分かるように該当箇所に蛍光ペン等で印をつけてください。

<見積内容の確認時の注意事項>

- 必要な項目に漏れや誤りがあった場合は、再度販売事業者から見積を取得してください。
- 出精値引き等の控除をしてから補助対象経費を算出してください。
- 見積は設備区分ごとにわけて取得してください。
※設備区分ごとに 1 通の見積書が必要となります。例えば、空調なら空調、照明なら照明で 1 通ずつ取得してください。
- 上記の確認事項は採用する 1 社だけでなく、3 者全てで同じ確認を行ってください。

※次ページ以降に見積書の良い例と悪い例のサンプルを掲載していますので参考にしてください。

2-4 見積内容の確認

※見積書サンプル①

良い見積書例

御見積書

〇〇工業株式会社 御中

補助事業名 : 高効率空調導入による省エネルギー事業

件名 : 電気式パッケージエアコンの導入

見積合計金額
総計 ¥ 37,770,000
消費税(8%) ¥ 3,021,600
御見積金額合計 ¥ 40,791,600

納期 : 平成 28年 〇月 〇日
受渡条件 : 据付調整渡し
御支払条件 : 検収翌月末までに現金払い
見積有効期限 : 見積後〇〇日

見積番号 : 12-3456
平成 28年 〇月 〇日

日付が公募要領公開日(2月29日)以降になっている。

株式会社〇〇空調システム
営業部
共創 太郎

社印が押印されている。
また、印影が鮮明で他の文字等と重なっていない。

「出精値引き」や「調整費」等の記載がない。

有効期限に交付申請日が含まれている。
※交付申請時点で有効な見積書であること。

補助対象経費と補助対象外経費が明確に区別されている。

品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
1. 設備費(補助対象内)					
室外機 新冷媒型スリムS	FLR40	20	台	500,000	10,000,000
室内機 4方向天井カセット形	NEW-1500VH	100	台	200,000	20,000,000
パネル1 Smart Panel I Type	LX-IBS88-I	100	個	30,000	3,000,000
パネル2 Smart Panel H Type	LX-IBS88-H	100	個	30,000	3,000,000
リモコン ネオ・ホワイトシア	KT-LX-WT	30	個	30,000	900,000
分岐管 分岐管セットS	DD3155	20	式	2,000	40,000
小計					A 36,940,000
2. 部材費(補助対象外)					
配線材・接続材		1	式	50,000	50,000
壁面取り付けブラケット	CCJ-023型	20	式	4,000	80,000
小計					B 130,000
3. 工事費(補助対象外)					
設置費		1	式	500,000	500,000
撤去費		1	式	200,000	200,000
小計					C 700,000
総計				A+B+C	37,770,000

〇〇株式
空調
会社

セット型番の場合、代表となる製品名と、その構成品が分かるように記載してください。(P.20参照)

2-4 見積内容の確認

※見積書サンプル②

悪い見積書例

御見積書

補助事業名、件名が見積依頼仕様書と異なっている。
※補助事業名は本補助金の名称ではなく事業者自身でつけた事業の名称としてください。

見積番号 : 12-3456
平成 26年 ○月 ○日

〇〇工業株式会社 御中

補助事業名 : 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

発注名 : 設備の入替え

日付が公募要領公開日より前
(2月28日以前) になっている。

株式会社〇〇空調システム
営業部
共創 太郎

共創印

見積合計金額

総計	¥	40,700,000
消費税(8%)	¥	3,256,000
御見積金額合計	¥	43,956,000

納期 : 平成 28年 ○月 ○日

受渡条件 : 据付調整渡し

御支払条件 : 検収翌月末までに現金払い

見積有効期限 : 見積後〇〇日

社印でなく担当者印になっている。
(担当者印は不可)
また、かすれて読み取れない場合も不可。

補助対象経費と補助対象外経費が明確に区別されていない。
また、複数の設備区分となっている。(例では空調と照明)

品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
室内機器類	NEW-1500VH/KT-LX-Iなど	100	式	269,000	26,900,000
室外機	FLR40	20	個	500,000	10,000,000
				A	36,900,000
照明設備	LL2253-Sシリーズ	100	式	30,000	3,000,000
				B	3,000,000
	型番が正確に記載されていない。				
配線材・接続材		1	式	50,000	50,000
壁面取り付けブラケット	CCJ-023型	20	式	4,000	80,000
工事費1式		1	式	750,000	750,000
諸経費				100,000	100,000
				C	980,000
出精値引き				-180,000	-180,000
					40,700,000

補助対象経費は値引き後の金額を記載する。
項目がある場合は、補助対象外経費から値引きをしていることを明確に記載する。

2-5 導入予定設備の選定



■ 本事業における導入予定設備の選定方法

本事業では、3 者以上から取得した見積のうち、最低価格の設備が「導入予定設備」となります。

「導入予定設備」の選定方法 -空調設備を導入する場合-

① 3 者以上から見積を取得する

御見積書
〇〇工業株式会社御中

販売事業者 A

<補助対象経費>	
空調設備 ○○○	¥1,800,000
空調設備 ●●●	¥1,100,000
補助対象経費合計(A)	¥2,900,000
<補助対象外経費>	
工事費/運搬費	¥200,000
補助対象外経費合計(B)	¥200,000
見積合計(A)+(B)	¥3,100,000

御見積書
〇〇工業株式会社御中

販売事業者 B

<補助対象経費>	
空調設備 △△△	¥1,900,000
空調設備 ▲▲▲	¥1,300,000
補助対象経費合計(A)	¥3,200,000
<補助対象外経費>	
工事費/運搬費	¥80,000
補助対象外経費合計(B)	¥80,000
見積合計(A)+(B)	¥3,280,000

御見積書
〇〇工業株式会社御中

販売事業者 C

<補助対象経費>	
空調設備 □□□	¥2,000,000
空調設備 ■■■	¥800,000
補助対象経費合計(A)	¥2,800,000
<補助対象外経費>	
工事費/運搬費	¥400,000
補助対象外経費合計(B)	¥400,000
見積合計(A)+(B)	¥3,200,000

② 販売事業者ごとの設備費用（補助対象経費）のみの最低価格を確認する

販売事業者A
¥2,900,000

販売事業者 B
¥3,200,000

販売事業者C
¥2,800,000

補助対象外経費を含めた最低価格の販売事業者Aではなく、補助対象経費が最低価格の販売事業者Cになります。

③ 導入予定設備と販売事業者を選定する

[導入予定設備] ... 空調設備□□□/空調設備■■■

[販売事業者] ... 販売事業者C

[補助対象経費] ... ¥2,800,000

交付決定後に実際に発注する販売事業者は上記最低価格を提示した販売事業者ではなくても結構ですが、販売事業者を変更する場合であっても、必ず当該 3 者見積を行った販売事業者の中から選定してください。また、型番の変更は認められませんので、注意してください。

【注意】
まだ発注はしないでください。交付決定前の発注分は補助対象とはなりません。
発注は必ず交付決定を受けた後に行ってください。

<参考> 型番の考え方について

■「型番」の考え方

本事業は、導入予定設備が適切な省エネルギー効果を持つかどうかを判断する為に、導入予定設備の「型番」の申請が必要です。
「型番」は、基本的にはメーカーが設備それぞれに付与する番号で、製品カタログや見積書にて確認できますが、本事業においてどの番号にて申請すべきなのは、導入予定設備の導入形態（設備単体かセット型番）により異なります。

<型番に関連する名称の定義>

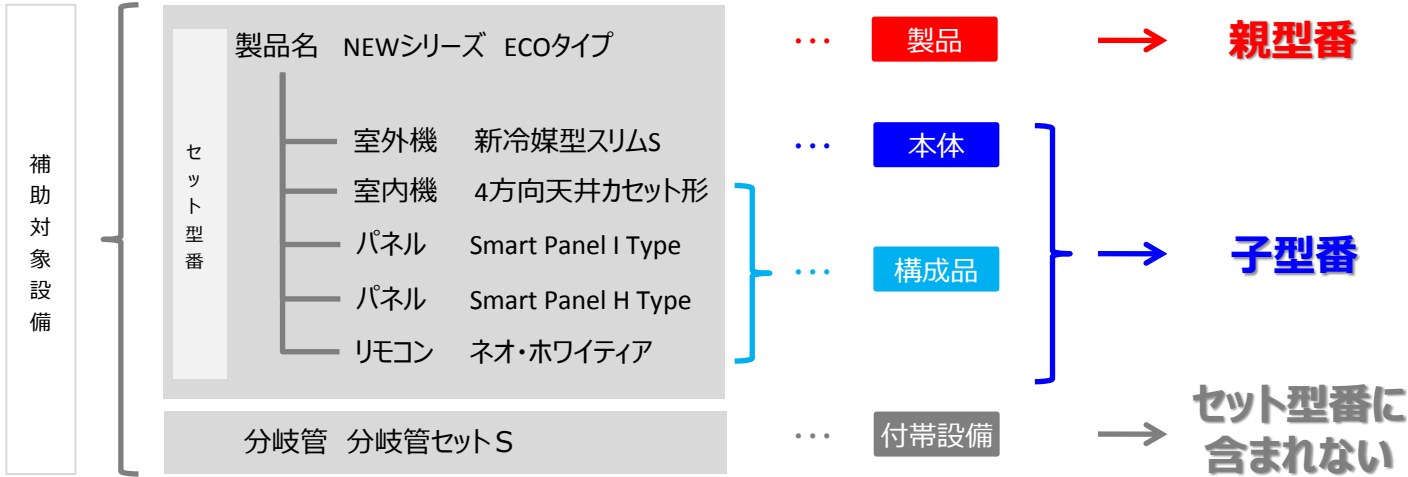
名称	詳細	例
製品	一般的に、設備を販売する上での呼称であり、商標登録しているものもある。その見積書において購入対象品を指す、型番を持つ商品名。	NEWシリーズ ECOタイプ
本体	省エネルギー性能を決める主たる機具。型番を持ち、銘板に示されるもの。	室外機
構成品	省エネルギー性能を実現する為に本体と一体不可分の機具。型番を持ち、銘板に示されるもの。	室内機
付帯設備	本体と同一の型番には括られていないが、本体を作動させる為に必要であり、「公募要領 別表 1」で対象機器範囲に定められているもの。	分岐管

例）空調設備の見積書明細の場合（セット型番でない場合、本体の記載があれば製品名の記載が無くても問題なし）

品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
1. 設備費（補助対象内）					
【製品名】NEWシリーズ ECOタイプ	N-ECO2016-KT				
室外機 新冷媒型スリムS	FLR40	20	台	500,000	10,000,000
室内機 4方向天井カセット形	NEW-1500VH	100	台	200,000	20,000,000
パネル1 Smart Panel I Type	LX-IBS88-I	100	個	30,000	3,000,000
パネル2 Smart Panel H Type	LX-IBS88-H	100	個	30,000	3,000,000
リモコン ネオ・ホワイトア	KT-LX-WT	30	個	30,000	900,000
【付帯設備】					
分岐管 分岐管セットS	DD3155	20	式	2,000	40,000
小計				A	36,940,000

●本事業における「セット型番」の考え方

本事業において、セット型番の設備を導入する場合、**親型番**と**子型番**を明確にする必要があります。
基本的に、「製品」が**親型番**、その構成品（付帯設備を除く）が**子型番**になります。



必ず製品（本体等）に貼付される銘板に記載の型番と一致する型番を記載してください。

第3章 交付申請書類作成の準備

本事業に必要な書類の作成の流れを説明します

3-1 交付申請書類作成の概要

■ 交付申請書類の作成

交付申請書類を簡易に作成できるように、「**補助事業ポータル**」を用意しました。
補助事業ポータルの画面上で必要情報を入力し、申請書類を作成できます。
※補助事業ポータルを利用するには、アカウント登録（IDとパスワードの取得）が必要です。
アカウント登録の手順については、P. 2 5 [■ 補助事業ポータルのアカウント登録方法] をください。

■ 必要書類の用意

下表を参照の上、補助事業ポータルへ情報を入力するために必要な添付書類を用意してください。
＜補助事業ポータルへ情報を入力するために用意する添付書類一覧＞

	書類名	備考
申請者情報	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	個人事業主の場合は、欄外下表参照。 ※ 1 年以内に取得したもので、写しは不可。
	建物の登記簿謄本（全部事項証明書）	建物所有者と、設備所有者が異なる場合は、「設備設置承諾書」を添付すること。 住所、所有者が分かる書類が添付されているかを確認してください。 ※ 1 年以内に取得したもので、写しは不可。
	会社概要 ※個人事業主の場合は、事業内容が分かるような概要書類	会社名、業種、資本金、従業員数、役員情報等の項目が入った概要書類や会社パンフレット等を添付。無い場合は会社概要申告書（補助事業ポータルからダウンロード）を作成。
設備情報・経費情報	見積書	設備区分ごとに 3 者分を用意する。
	設備の製品カタログ/設備の仕様書	
	既存設備の撤去範囲	P. 8 3 参照
	導入予定設備の配置図	P. 8 3 参照
共同申請	リース・ESCO事業者と共同申請する場合	
	共同申請者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	個人事業主の場合は、欄外下表参照。 ※ 1 年以内に取得したもので、写しは不可。
	共同申請者の会社概要	上記、申請者情報の会社概要と同様。

【個人事業主の場合】

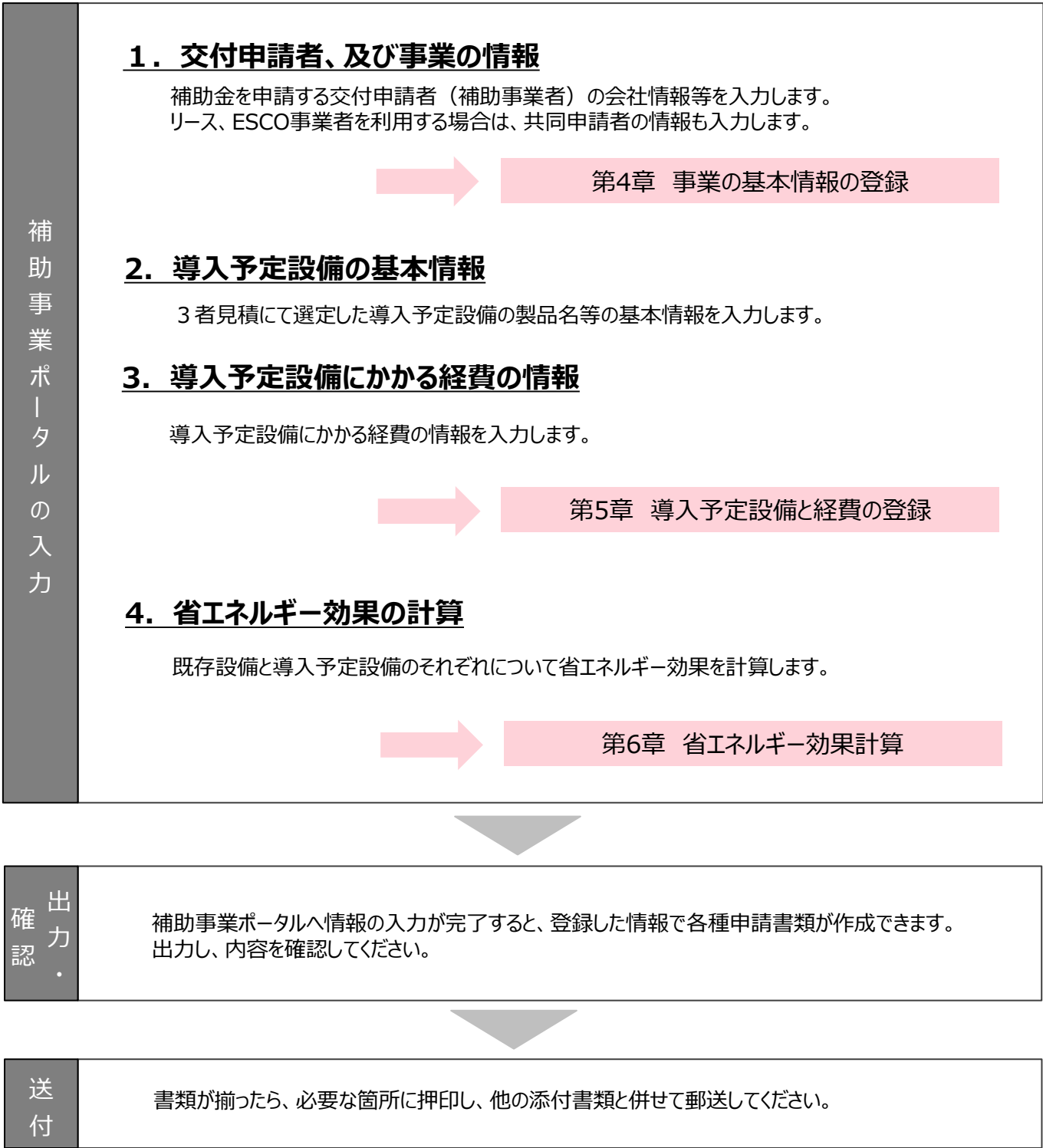
添付書類の詳細		備考
税務署に個人で納税している方		
(A)	確定申告書 B と青色申告決算書	・ <u>税務署受領印のあるもの</u> ・ <u>税務署の受領が確認できるもの</u>
税理士等に税務代理を委任している方		
(B)	税務代理権限証書	・「 <u>税務代理権限証書</u> 」は <u>税務署の受領が確認できる書類</u> を付けてください。
(C)	税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）	個人事業主（申請者）が「青色申告」であることを、証明書類に明記してください。

※税務代理権限証書と確定申告書Bは平成27年の書類であることを確認してください。
※確定申告書を提出いただく場合は、必ずマイナンバー部分を黒塗りしてください。万が一、マイナンバーの記載のある書類が S I I に届いた場合は、S I I にて黒塗り等の処理を行います。

3-1 交付申請書類作成の概要

■補助事業ポータルに入力する情報

申請書類を作成するために必要な情報は、大きく分けて以下の4種類です。



※書類の出力・確認・送付については、「第7章 交付申請書類の提出」をご確認ください。

3-2 補助事業ポータルアカウント登録

■補助事業ポータルのアカウント登録方法

補助事業ポータルの利用に必要な I D（ユーザ名）とパスワードの取得方法を説明します。

ホームページやメール画面は変更になる可能性があります。

1. アカウント登録画面を開く

S I I のホームページ（<https://sii.or.jp/>）から **本事業** を選択します。

※ **本事業**：
「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」

※ 上記アドレスで画面が表示されない場合は、下記アドレスをお試しください。
<http://sii.or.jp/>

「**補助金の申請**」をクリックします。
下部へスクロール後「**アカウント登録はこちら**」をクリックします。

プライバシーポリシーを確認し「**同意する**」にチェックします。

※ 同意いただけない場合、アカウント登録ができません。

3-2 補助事業ポータルアカウント登録

2. アカウント登録情報を入力する

アカウント登録フォーム

申請書作成機能を利用する人の情報

※は入力必須項目です。（機種依存文字は使用しないでください。）

会社名（全角）※

:

氏名（全角）※

:

郵便番号（半角数字）※

:

〒

-

住所検索

住所：都道府県※

:

▼都道府県▼

住所：市区町村（全角）※

:

住所：番地・号（全角）※

:

住所：建物名・郵便番号（全角）

:

電話番号（半角数字）※

:

-

-

（市外局番から入力してください）

メールアドレス（半角英数字）※

:

入力されたメールアドレスに、ID／パスワード（アカウント情報）が送達されます。（携帯のアドレスは不可）

下部へスクロールしアカウント登録フォームに沿って、申請書作成機能の利用者情報を入力します。
＊必須項目に情報を入力します。

【入力内容】

- ・会社名
- ・氏名
- ・住所
- ・電話番号
- ・メールアドレス
（ID（ユーザ名）とパスワードを受け取るアドレス）

※本事業の窓口担当者となる主たる申請者の必要
情報を入力してください。

代行入力は認めておりません。補助事業ポータルのアカウントは主申請者が取得し、必要事項を入力してください。仮に主申請者の責任において、ID／パスワードをメーカー・販売店へ渡し、代行入力された場合でも、申請内容に関する不備対応および不正に係る責任は、全て主申請者のものとなります。

申込み補助事業に関する情報

複数ある場合も1事業について入力してください。

補助事業名称（全角）

:

<事業場所>

・複数ある場合は代表的な場所について入力。

・場所を特定できない場合は入力不要。

事業場所：郵便番号（半角数字）

:

〒

-

住所検索

入力欄に郵便番号を入力し[住所検索]ボタンをクリックしてください。

事業場所：都道府県

:

▼都道府県▼

事業場所：市区町村

:

事業場所：番地・号

:

事業場所：建物名・郵便番号

:

事業者名

:

代表者名

:

<利用にあたって>

・実際に申請書類を作成する（入力を行う）人がアカウントの登録を行ってください。

・複数の方で申請書の作成を行う場合も代表者がアカウントを取得してください。（一つの補助事業に対し、複数のアカウントを発行することはできません）

・一つのアカウントを使って、複数の補助事業を登録することができます。（一つのアカウントで複数の補助事業を登録する場合など、関係書類の情報管理にご注意ください）

> 確認する

補助事業に関する情報を入力します。
全ての入力が完了したら「確認する」をクリックします。

26

3-2 補助事業ポータルアカウント登録

2. アカウント登録情報を入力する

アカウント登録フォーム(確認)

申請書作成機能を利用する人の情報

会社名

： ○○株式会社

氏名

： 横塚太郎

郵便番号

： 104-0061

住所：郵便庁区

： 東京都

> 修正する

> アカウント情報の送信

入力内容を確認し、修正がなければ「**アカウント情報の送信**」をクリックします。

※修正がある場合は「**修正する**」をクリックすると前の画面に戻ることができます。

アカウント登録フォーム(仮登録完了)

アカウント登録ご確認メールを送信しました。

ご登録頂いたメールアドレス宛にメールが送信されます。

そのメールに記載されたURLにアクセス頂くことでアカウント登録（ご本人様確認）が完了します。

※24時間以内にアクセスしてください。24時間を過ぎますとアカウント登録を再度行って頂く必要があります。

> TOPに戻る

仮登録完了画面が表示されます。

平成27年度補正 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金の申請書作成の仮登録を受け付けました。

現在は、仮登録状態です。

下記登録URLにアクセスして本登録を完了させてください。

http://

本登録は申請書類作成を補助するためのツールの利用登録であり、申請を完了するものではありません。

こちらのURLの有効期限は、24時間となっております。

24時間以内に本登録用のURLにアクセス頂けなかった場合には、登録が無効となります。その場合再度、申請書作成機能の登録画面より登録を行ってください。

※このメールに覚えがない場合、メールアドレスが誤って送信された可能性があります。大変お手数ですが、破棄してください。

※このメールは自動配信となります。本メールにご返信いただきましてもご対応致しかねますのでご了承ください。

＜補助金の申請に関するお問い合わせ窓口＞

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

TEL:0570-783-785（ナビダイヤル）

IP電話からのご連絡 TEL:042-303-1533

受付時間： 9:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）

通話料がかかりますのでご注意ください。

登録したメールアドレスに確認メールが送信されます。

※**あらかじめ@sii.or.jpからのメールを受信できるよう、設定をご確認ください。**

- 送信メールタイトル：
[S I I]申請書作成の仮登録を受け付けました。
- 送信元メールアドレス：
regist@sii.or.jp

27

3-2 補助事業ポータルアカウント登録

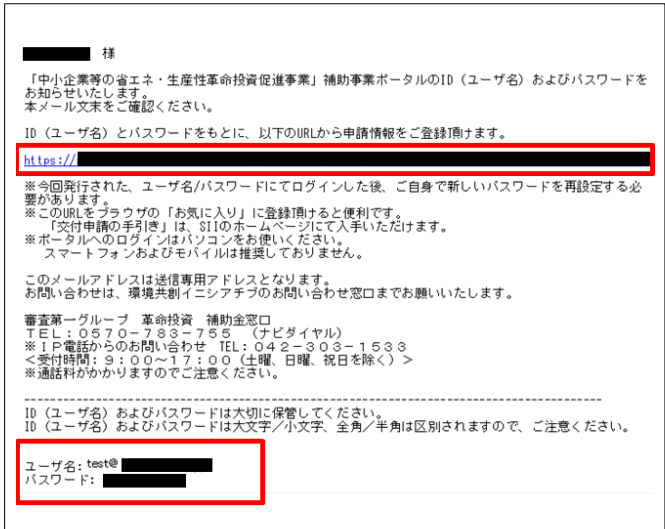
3. アカウントの本登録を行う



受信したメール本文に記載のURLにアクセスします。左記の登録完了画面が表示されたら、補助事業ポータルのアカウント登録は完了です。ID（ユーザ名）とパスワードがメールで届きますので、お待ちください。（メールが送信されるのは、約1日後です）

※メール受信後24時間以内にURLにアクセスしなかった場合や、本画面が表示されない場合は、**アカウントが登録されません**。当該画面が表示されることを必ず確認してください。

4. 補助事業ポータルのIDとパスワードを受信する



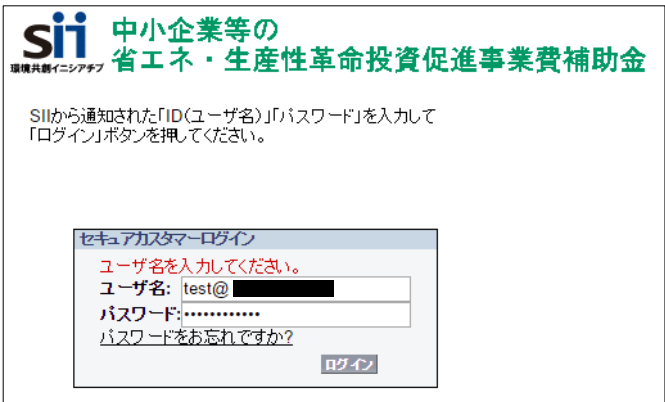
登録したメールアドレスに「ID（ユーザ名）」「パスワード」、「補助事業ポータルのURL」が記載されたメールが届きます。

●送信メール件名：「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業」補助事業ポータルID（ユーザ名）のお知らせ

●送信元メールアドレス：noreply@sii.or.jp

※ 受信が確認できない場合は、念のため迷惑メールフォルダ等に振り分けられていないか確認してください。

5. パスワードを変更する （1）補助事業ポータルを開く



メール本文に記載されているURLのログイン画面に、発行された「ID（ユーザ名）」、「パスワード」を入力し、ログインします。

3-2 補助事業ポータルアカウント登録

5. パスワードを変更する （2）新しいパスワードを設定する

補助事業ポータルに初めてログインするとパスワードがリセットされますので、新しいパスワードを設定してください。

【パスワード設定手順】

- ① 新しいパスワードを入力してください。
- ② 確認のため、再度①で設定した新しいパスワードを入力してください。
- ③ ①②が一致すると、新しいパスワードが設定されます。（メールで受信した初期のパスワードは使用できなくなります）

※新しいパスワードは任意の文字列で設定できます。
※ただし、セキュリティのため、8文字以上で数字と文字を組み合わせたものを設定してください。
※文字列は半角で入力し、大文字と小文字を区別します。

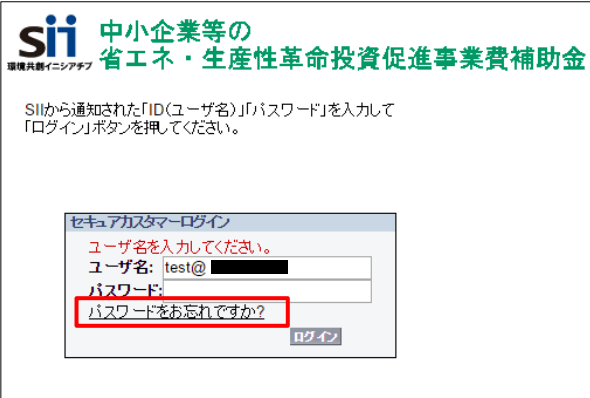
6. IDと新しいパスワードで補助事業者ポータルを開く

メール本文に記載されているURLのログイン画面に、発行された「ID（ユーザー名）」、新しい「パスワード」を入力し、ログインします。

これで、補助事業ポータルを利用する準備ができました。
用意した書類を見ながら、実際にデータを入力していきます。

3-2 補助事業ポータルアカウント登録

※補足1：パスワードを忘れたら



パスワードを忘れた場合、再発行が必要になります。ログイン画面の「**パスワードをお忘れですか？**」を押して、再発行手続きを行ってください。

【パスワード再発行手順】

- ①ログイン画面の「**パスワードをお忘れですか？**」をクリックしてください。
- ②ID（ユーザ名）を入力してください。
- ③登録したメールアドレスに再発行されたパスワードが記載されたメールが送られます。

※ID（ユーザ名）は再発行できません。
ID（ユーザ名）を紛失した場合は、SIIのホームページより、再度アカウント登録をし直してください。

※補足2：補助事業者ポータル利用上の注意点について

〈推奨環境〉

〔ソフト〕

- ・Adobe Reader等のPDF閲覧ソフト
- ・Microsoft Office 2003以上

〔推奨ブラウザ〕

- ・Microsoft Internet Explorer 最新の安定バージョン
- ・Mozilla Firefox 最新の安定バージョン
- ・Google Chrome 最新の安定バージョン

〈イメージ画像〉

本書には、入力画面などのイメージ画像を載せておりますが、お使いのPC環境により、文字の配置などが実際の画像と異なる場合があります。

また、本書作成時のイメージ画像であり、実際の補助事業ポータルと異なる場合があります。

〈保存と入力完了〉

登録画面で*がついている箇所を入力をすれば、作業途中でも「一時保存」ボタンをクリックすることで登録内容の保存ができます（仮登録）。また、保存した内容呼び出して作業を開始することができます。

ただし、一度「入力完了」ボタンをクリックする（本登録）と、以降内容の変更はできません。

※一定時間（約60分）補助事業ポータルを操作せずにいると自動でログアウトしてしまう場合があり、作成データが保存されない可能性があります。また、保存前にブラウザの「戻る」ボタンで戻った場合は、入力した内容が保存されずデータが消えてしまう可能性がありますので、ご注意ください。

〈エラー表示について〉

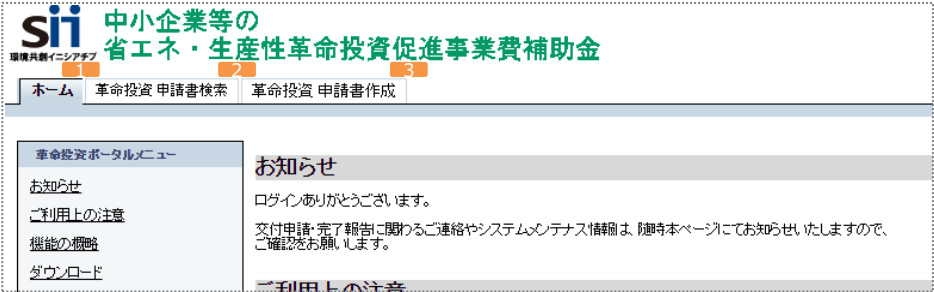
未入力や入力内容に誤りがあった場合は、保存をする際にエラーが表示されます。

エラーの内容に従い、修正後再度保存を実行してください。

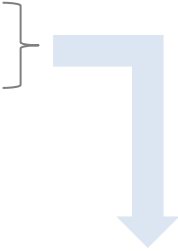
3-3 補助事業ポータルへのログイン

■補助事業ポータルのトップページ

取得した補助事業ポータルのアカウント(IDとパスワード)を入力し、補助事業ポータルにログインします。



- 1 ホーム
本事業に関するS I I からのお知らせ、注意事項、ダウンロード情報等が表示されます。
- 2 革命投資_申請書検索
作成して保存した申請書情報を検索し、閲覧・編集するときに使います。
- 3 革命投資_申請書作成
新たに補助事業申請書を作成するときに使います。



※一度補助事業ポータルを閉じて、再度ログインした場合は、[革命投資_申請書検索]タブをクリックして、既に登録済の事業所を選択し、登録画面を開きます。

- 1. 1 [革命投資_申請書検索]タブを開き、2 [申請書番号]、又は 3 [事業者名]を入力し、4 [検索実行]をクリックします。



※申請書番号、事業者名が不明な場合は、4 [検索実行]をクリックするだけでも、検索可能です。

- 2. 表示された[検索結果]から設備を登録する事業申請者の[詳細]をクリックし、申請書詳細画面を開きます。申請書詳細画面の中から作業をしたいボタンをクリックし、該当画面を開きます。



第4章 事業の基本情報の登録

事業者等、本事業の基本情報の登録方法を説明します

4-1 事業の基本情報の登録

■入力に必要な書類の用意

補助事業ポータルに登録する申請情報のうち、**事業の基本情報**の登録方法を説明します。

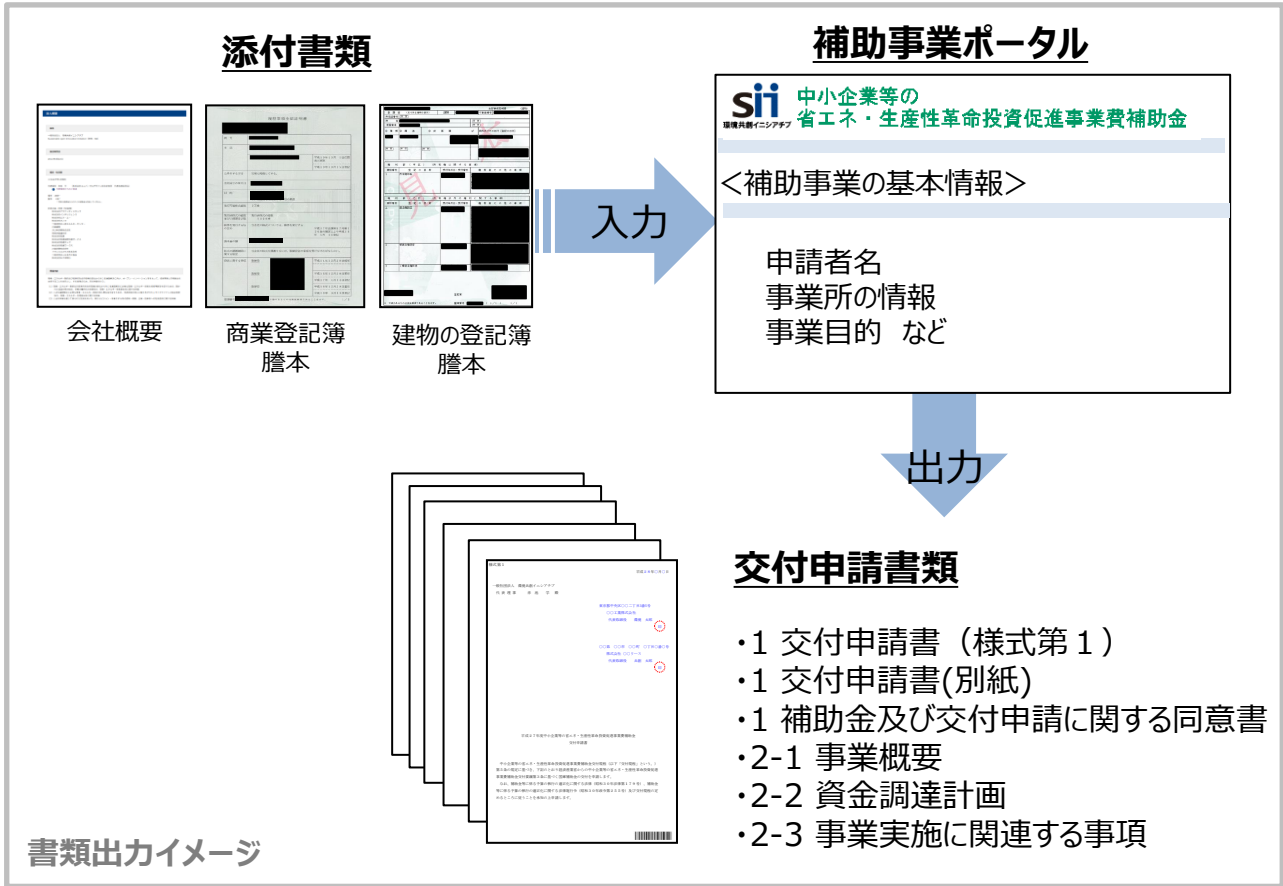
まず、書類を作成するために必要な添付書類を用意します。用意する添付書類は、以下の通りです。

- ・会社概要（パンフレット等）※個人事業主の場合は、青色申告書全様式の写し
- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・建物の登記簿謄本（全部事項証明書）
※建物所有者と設備所有者が異なる場合は「設備設置承諾書」も用意してください。

■作成する申請書類

各情報を登録することによってここで作成する書類は、以下の6種類です。

- ・1 交付申請書（様式第1）
- ・1 交付申請書(別紙)
- ・1 補助金及び交付申請に関する同意書
- ・2-1 事業概要
- ・2-2 資金調達計画
- ・2-3 事業実施に関連する事項



4-1 事業の基本情報の登録

■補助事業ポータルにログインする

補助事業ポータルにログインし、事業の基本情報を登録します。
ログインしたら、[革命投資_申請書作成]タブをクリックし、事業情報の登録画面を開きます。

<入力画面を開く>

1. **1** 補助事業ポータルのIDとパスワードを入力し、**2** ログインします。



中小企業等の
省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

環境共創イニシアチブ

SIIから通知された「ID(ユーザ名)」「パスワード」を入力して
「ログイン」ボタンを押してください。

セキュアカスタマーログイン

ユーザ名を入力してください。

ユーザ名: test@

パスワード:

パスワードをお忘れですか?

ログイン

2. **3** [革命投資_申請書作成]タブをクリックし、事業情報の登録画面を開きます。



中小企業等の
省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

環境共創イニシアチブ

ホーム

革命投資 申請書検索

革命投資 申請書作成

革命投資ポータルメニュー

お知らせ

ご利用上の注意

機能の概略

ダウンロード

お問い合わせ先

お知らせ

ログインありがとうございます。

交付申請・完了報告に関わるご連絡やシステムメンテナンス情報は、随時本ページにてお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

ご利用上の注意

◆「公募要領」「交付申請の手引き」「省エネルギー効果計算の手引き」を必ずご確認ください。
本ポータルは交付申請書類の一部を作成するための機能ではありますが、申請内容が適正であることを保証するものではありません。必ず、公募要領の内容を確認し、よく理解した上で、ご利用ください。

◆最新の「交付申請の手引き」「省エネルギー効果計算の手引き」を必ずご確認ください。
「交付申請の手引き」「省エネルギー効果計算の手引き」は必要に応じて更新される可能性がありますので、常に最新版

4-1 事業の基本情報の登録

■登録画面イメージと項目説明

1

管理情報

2

事業情報

3

導入対象設備区分

4

補助事業者
主申請者情報

1-1

申請区分

1-2

交付申請日

2-1

補助事業の名称

2-2

補助事業の目的
及び内容

3-1

導入対象設備区分

4-1

事業者名(フリガナ)

4-2

企業体

4-3

会社法人等番号

4-4

業種大分類

4-5

業種中分類

4-6

郵便番号

申請書作成

戻る

確認

は入力必須項目です。

印刷用紙

西番名

申請書編集 西面

申請書情報

省エネ設備単体

平成 28 年 8 月 22 日 [今日]

高効率空調の更新(GHP→EHP)による省エネ事業
※40文字以内で入力してください

高効率空調の更新(GHP→EHP)による省エネ事業
※200文字以内かつ4行以内で入力してください

高効率照明
高効率空調
産業ヒートポンプ
業務用給湯器
高性能ボイラ
低炭素工業炉
変圧器
冷凍冷蔵庫

マルマルコウギョウ
※全角ひらがなで入力してください
※必ず1人1名1行を単位で入力してください
※40文字以内で入力してください

〇〇工業株式会社
※株式会社と記載する場合はフリガナで入力してください(例:株式会社)
※フリースペースを会社名は除去された上で登録されます
※40文字以内で入力してください

補助事業名での役割

機器等の使用者

中小企業者

123456789012
※半角数字12桁で入力してください

製造業

鉄鋼業

22

1040061
※ハイフンに入力しないでください

郵便番号検索

東京都

チュウオウク

中央区

ギンザ

銀座●丁目●番●号

※住所(フリガナ)は120文字以内で入力してください

※住所は150文字以内で入力してください

代表取締役
※33文字以内で入力してください

カンキョウ 次郎

環境 次郎

100,000,000 円

80 人

0123456789
※ハイフンに入力しないでください

■補助事業申請書作成（申請書登録 画面）

◆申請書情報

1 管理情報

1-1 申請区分

[選択]・省エネ設備単体・FEMS単体・省エネ設備+FEMS
のいずれかを選択

【注意】申請区分は、一度登録すると修正できません。
正しい申請区分を登録するよう注意してください。

1-2 交付申請日

[入力]交付申請書類を提出する日を登録

※ここで入力した日付が「交付申請書（様式第1）」に印字されます。

2 事業情報

2-1 補助事業の名称

[入力]見積依頼仕様書に記載した補助事業名を登録

2-2 補助事業の目的及び内容

[入力] 設備導入により実現される省エネルギー事業の目的、及び内容を登録

3 導入対象設備区分

3-1 高効率照明

高効率空調
産業ヒートポンプ
業務用給湯器
高性能ボイラ
低炭素工業炉
変圧器
冷凍冷蔵庫

[選択]補助金申請を行う設備区分を選択
(見積依頼仕様書と同じもの)
※複数選択可

4 補助事業者 主申請者情報

4-1 事業者名(フリガナ)

事業者名
[入力]事業者名を登録

4-2 企業体

[選択]企業体を選択

4-3 会社法人等番号

[入力]商業登記簿謄本に記載されている12桁の会社法人等番号を登録

4-4 業種大分類

業種分類項目名

[選択]公募要領P.53「資料1 日本標準産業分類」を参照のうえ選択

4-5 業種中分類

[自動表示]業種分類項目名を選択すると表示される

4-6 郵便番号

電話番号

[入力]申請者(共同申請の場合は設備の使用者)情報を登録(商業登記簿謄本参照)

35

4-1 事業の基本情報の登録

■登録画面イメージと項目説明

5 補助事業担当者情報

5-1 部署名
5-2 メールアドレス
5-3 主体となる管理担当者
5-4 事業者住所と同一

6 事業所情報

6-1 事業所名称
6-2 業種大分類
6-3 業種中分類
6-4 事業者住所と同一

7 事業概要

7-1 補助事業の完了予定日
7-2 リース契約

7-3 電気
7-4 ガス
7-5 油
7-6 熱
7-7 その他

7-8 電気
7-9 ガス
7-10 油
7-11 熱
7-12 その他

7-13 FEMS Lv.
7-14 エネルギー使用実績年度

■補助事業申請書作成（申請書登録 画面）

◆申請書情報

5 補助事業担当者情報

5-1 部署名

↓

電話番号

[入力]本事業の窓口となる担当者情報を登録

5-2 メールアドレス

[入力]S I I からの連絡を受信するメールアドレスを登録

※受信制限を設定している場合は、予め[at.sii.or.jp]からのメール受信を許可するよう設定しておいてください。

5-3 主体となる管理担当者

[選択]・該当 ・非該当 のいずれかを選択

※原則として、ここで「該当」とされた担当者がS I Iとの連絡窓口となります。

※共同申請者がいない場合は、必ず「該当」を選択してください。

5-4 事業者住所と同一

[チェック]事業者住所と同一の場合はチェック。

担当者住所と事業者住所が異なる場合は、担当者住所の郵便番号、住所を登録。

6 事業所情報

6-1 事業所名称

[入力]本事業を実施する事業所名を登録

6-2 業種大分類

[選択]公募要領P. 5 3「資料 1 日本標準産業分類」を参照のうえ選択

6-3 業種中分類

[自動表示]業種分類項目名を選択すると表示される

6-4 事業者住所と同一

[チェック]事業者住所と同一の場合はチェック。

事業所住所と事業者住所が異なる場合は、事業所住所の郵便番号、住所を登録。

7 事業概要

7-1 補助事業の完了予定日

[入力]交付決定して事業実施した場合の、完了予定日を登録

7-2 リース契約

↓

契約期間（ESCO）

[入力/選択]リース/ESCO契約ある場合に登録、又は選択

「計測」「制御」「FEMS Lv.」「エネルギー使用実績年度」については、申請区分で「FEMS単体」もしくは「省エネ設備 + FEMS」を選択した場合に表示されます。入力する内容については、P. 1 0 2を参照してください。

4-1 事業の基本情報の登録

登録画面イメージと項目説明

全項目入力完了

確認画面で、下記がないことを確認し、「保存」をクリックします。

- ・入力間違い
- ・エラーメッセージの表示

「申請者情報詳細画面」に移ります。

共同申請者がいない場合

P. 4 1 へ

共同申請者がいない場合は、「同意確認」へ進みます。

共同申請者がいる場合

P. 3 8 へ

リース、E S C O事業者と共同申請する場合は、「申請書詳細画面」の「共同申請者登録」ボタンをクリックし、登録画面に進みます。

<印刷する書類イメージの確認>

「申請書詳細 画面」に表示される「【仮】交付申請書～発注区分表」のボタンをクリックすると、登録した情報で作成された、提出書類のイメージを表示できます。表示された内容で正しいかを確認し、誤記載や記載もれが判明した場合は、該当の登録画面に戻り、入力した情報を修正してください。

書類イメージの確認出力方法については、P. 5 4 をご覧ください。

補助事業申請書作成（申請書登録 画面）

◆補助事業申請書

8 資金調達計画

8-1 本補助金

支払合計

[入力/選択]金額を登録、又は該当項目を選択

※本補助金の項目には、補助対象経費の1/3の金額を計算し、入力してください。

※借入金がある場合で、銀行等に対し補助対象設備を担保とする場合は、「補助対象設備の担保の有無」にて「有り」を選択すること。

9 事業実施に関連する事項

9-1 他補助金との関係

その他 実施上問題となる事項

[選択]・有り ・無し のいずれかを選択

4-1 事業の基本情報の登録

■補助金及び交付申請に関する同意確認

1. 「申請書詳細 画面」で「同意確認」ボタンをクリックします。



中小企業等の
省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

新機具導入インシテブ

ホーム

革命投資 申請書検索

革命投資 申請書作成

補助事業申請書詳細

編集

共同申請者登録

納入設備登録

見積・発注情報登録

計算書底登録

同意確認

2. 「補助金及び交付申請に関する同意確認」が表示されます。
内容をよく確認してください。

- 3.同意文をよく読み、同意したらチェック欄にチェックを入れて「保存」をクリックします。

※同意いただけない場合は補助金の申請が出来ません。必ずチェックを入れたことを確認して保存をしてください。

同意確認登録画面	
	戻る 保存
画面上部欄	
所属施設	同意確認登録 画面

補助設備及び付帯事業に関する同意確認事項

- 本申請は、既に事業活動中である事業所で使用している既存の設備を補助付設備へ更新するものであり、補助付設備の新規導入・増設ではありません。(FEMS導入については、この限りではありません。)
- 兼用設備、共有設備、子備設備のいずれにも該当しません。
- 既存設備と購入予定設備で使用する用途に変更はありません。
- 文付決定（同一事業者に対して最大3回(異なる3事業者)まで、また同一事業者に対する補助対象設備の取替の回数が増えることを要知し）、申請後します。文付決定を受け、事業所での新規な使用になります。
- 補助対象経費は補助付設備の購入費用のみであり、申請書に記入した補助対象経費は、それ以外の費用ではありません。
- 事業の実施にあたり、補助対象設備の販売契約締結する際は、競争見積りに参加し、販売事業者と補助対象設備の取替・廃止を行うこととします。
- 中小企業者として申請してあります。みずほ銀行の保証を利用しています。
- 補助対象設備に付いた（グリーン投資減価）制度を利用しています。
- 補助事業（設備等）について、建築物の所有者が承諾しています。
- 購入予定設備は法定耐用年数の期間を超えても、最長の法定耐用年数の期間、継続的に維持、運用いたします。
- O.A.処理の別紙記載の暴力団関係者等についてご確認ください。
- 省エネルギー計画について、省エネ各種計算方法、計算結果に相当することが確認できているか、省エネ対策の取組、効果の検証により、申請書の省エネ目標の数値達成率に不足がある場合は、文付決定後であっても補助金の一部もしくは全部の返還を受けることとなります。
- 全ての項目において、申請期間中に虚偽や不正はありません。虚偽や不正があった場合は、補助金を返還することと承知の上です。

☒ 本申請の申請にあたり、文付決定、公募要綱など（採択の旨）を確認しました。特にこの事項について、相違があった場合は、文付決定後であっても補助金の一部もしくは全部の返還を受けることになることを承諾の上、申請することに同意します。

	戻る 保存
--	------------

「導入予定設備登録」へ進みます。

「申請書詳細 画面」に戻ったら、続けて導入予定設備の情報を登録します。

「申請書詳細 画面」の「導入設備登録」ボタンから登録画面に進みます。

※「導入設備登録」の項目詳細等については、次章「第5章 導入
予定設備と経費の登録」をご覧ください。

第5章 導入予定設備と経費の登録

本事業において導入を予定する設備の基本情報とその経費を登録します

まず設備そのものの情報(設備区分、製造メーカー名、製品名、仕様等)を登録し、その後、その設備の経費に関する情報を登録していきます。

5-1 導入予定設備の基本情報の登録

導入予定設備の情報は、設備自体の基本情報（製品名、型番等）と、その導入にかかる経費の情報とがあり、それぞれ別の画面で登録します。
ここでは、導入予定設備の基本情報の登録方法を説明します。

■登録に必要な書類の用意

導入する更新設備について、型番等、基本的な情報を登録します。

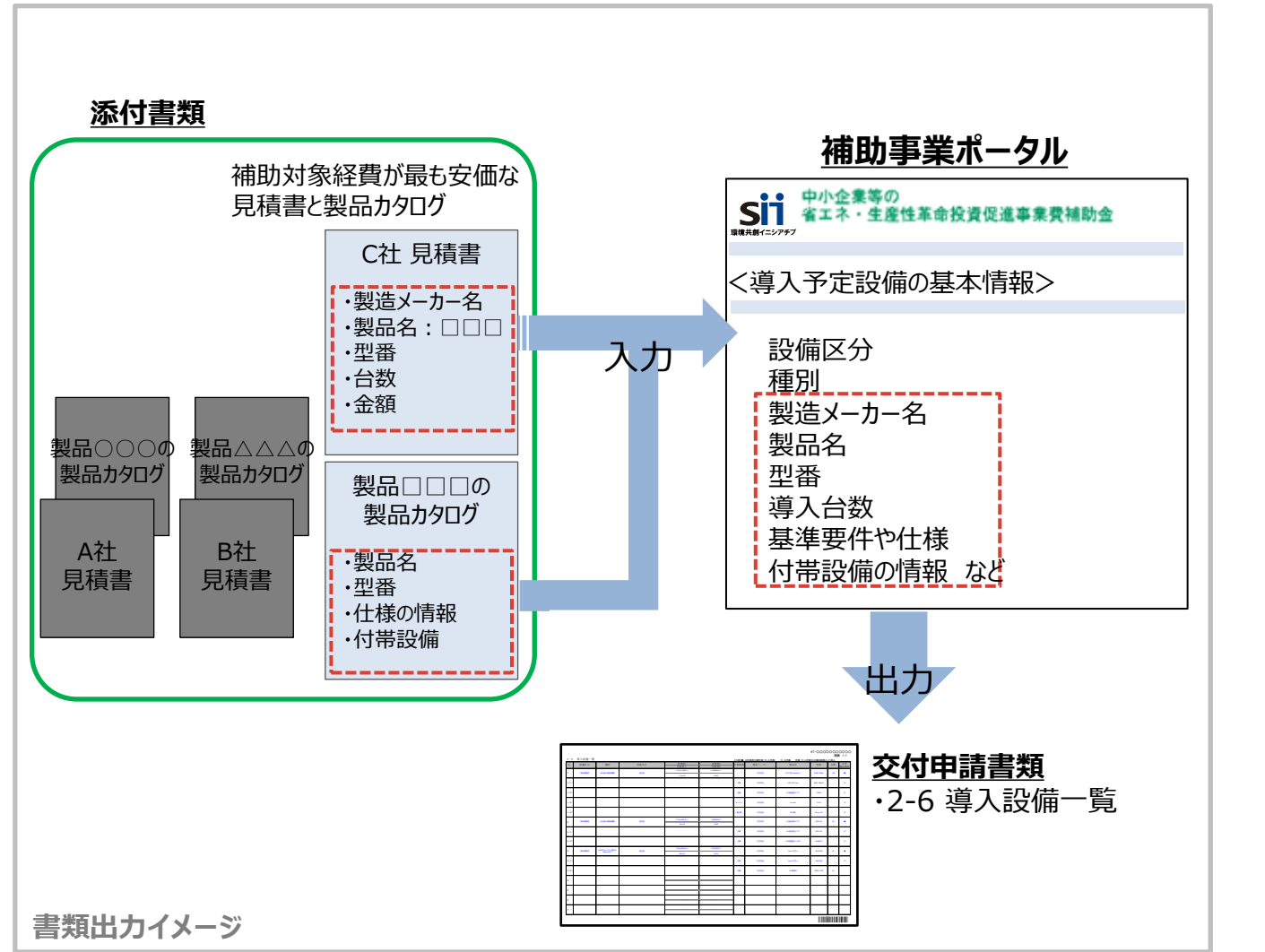
まず、書類を作成するために必要な添付書類を用意します。用意する添付書類は、以下の通りです。

- ・見積書（3者見積で取得した中で、補助対象経費が最も安価な見積書）
※製造メーカー名、製品名、型番等
- ・製品カタログ（3者見積で取得した中の、最も安価な見積書に記載された導入予定設備分）
※基準要件、仕様、付帯設備情報等

■作成する申請書類

各情報を登録することによってここで作成する書類は、以下の1種類です。

- ・2-6 導入設備一覧



導入予定設備の基本情報を登録します。
補助事業者情報の登録を完了すると、「申請書詳細画面」に戻ります。
「導入設備登録」ボタンをクリックし、設備情報の登録画面を開きます。

中小企業等の
省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

環境共創イニシアチブ

ログアウト

[ホーム](#)
[革命投資 申請書検索](#)
[革命投資 申請書作成](#)

補助事業申請書詳細

編集

共同申請者登録

導入設備登録

見積・発注情報登録

計算書履歴登録

同意確認

入力完了

申請書類印刷

【印刷】交付申請書～発注区分表

【印刷】導入設備一覧

【印刷】省エネルギー効果総括表・見積金額一覧表

画面情報

画面名 申請書詳細 画面

申請書情報

管理情報	申請区分	省エネ設備単体
	交付申請日	平成 28 年 3 月 31 日
	申請書番号	KT-10031800415
	承認ステータス	仮登録
事業情報	補助事業の名称	高効率空調の更新(GHP→EHP)による省エネ事業
	補助事業の目的	高効率空調の更新(GHP→EHP)による省エネ事業

44

5-1 導入予定設備の基本情報の登録

高効率空調(例)

<導入設備登録 画面>

■ 導入設備登録 画面

- ◆申請書情報
 - 1 管理情報
 - 1-1 申請書番号
補助事業名
事業所名称
- ◆設備区分・種別
 - 2 区分・分類
 - 2-1 設備区分
[選択] 見積依頼仕様書に記載した設備区分を選択。
 - 2-2 種別
[選択] 2-1で選択した「設備区分」を「公募要領 別表1」で探し、導入する「種別」を選択。

上記 2 を登録して「確定」をクリックすると、選択した設備区分・種別に合った項目が表示されます。
ここでは、[設備区分：高効率空調]を選択した場合を例に、説明します。

※販売事業者より取得した見積書、製品カタログ、及び「公募要領 別表1」を確認しながら作業を行います。

<導入設備登録 画面>

- 「設備情報」
実際に導入する設備のメーカー名、型番等の基本情報のほか、省エネルギー効果を示す為の性能値等を登録します。
- 「対象機器内訳」
選択した設備区分として補助対象となる設備（付帯設備も含む）の種類が表示されます。導入する機器の製品名や型番を登録します。

5-1 導入予定設備の基本情報の登録

高効率空調(例)

■「設備情報」と「構成機器」の登録

＜設備情報画面＞ ※高効率空調の例

3

設備情報

3-1

製造メーカー

3-2

製品名

3-3

型番

3-4

台数

4

基準条件

4-1

性能区分

4-2

基準値

4-3

性能値

4-4

備考

5

その他仕様

5

製造メーカー

製品名

型番

台数

性能区分

基準値

性能値

備考

冷房定格能力

冷房定格消費電力

暖房定格能力

暖房定格消費電力

〇〇株式会社

エコエアコンW

NEW-224TMAK

1

店舗用 4方向カセット形 / 型式 224形

(APF) 5.1 以上

5.8

22.4

6.50

25.0

7.00

台

kW

kW

kW

kW

＜設備情報 画面＞ ※高効率空調の例

項目	No.	登録情報	概要
3 設備情報	3-1	製造メーカー	導入予定設備の製造メーカー名を登録します。
	3-2	製品名	導入予定設備の製品名を登録します。
	3-3	型番	導入予定設備の型番を登録します。 ・本体のみを導入する場合 → 製品の型番を登録します。 ・セット製品を導入する場合 → 親型番を登録します。 ※子型番は、別途「構成機器」画面で登録します。（型番の詳細は P. 2 0 参照）
	3-4	台数	設備の導入予定台数を登録します。
4 基準条件	4-1	性能区分	「公募要領 別表 1」を参考に、導入予定設備の性能区分を選択します。
	4-2	基準値	上記「性能区分」の選択結果に応じて、基準値が表示されます。 ※各「性能区分」と「基準値」の対応については、「公募要領 別表 1」をご覧ください。
	4-3	性能値	製品カタログを見ながら、導入予定設備の性能値を登録します。
	4-4	備考	必要に応じて入力します。（原則、入力不要）
5 その他仕様	5	冷房定格能力	設備区分によってそれぞれ表示される、その他の仕様項目について製品カタログを確認しながら登録します。 ※半角で入力のこと。
		冷房定格消費電力	
		暖房定格能力	
		暖房定格消費電力	

5-1 導入予定設備の基本情報の登録

高効率空調(例)

■「構成機器」の登録

＜対象機器内訳 画面＞

対象機器内訳

1

2

3

4

5

6

No.	対象機器	製造メーカー*	製品名*	型番*	台数*	本体 構成機器
1	室内機	〇〇株式会社	エコエアコンW	NEW-224TMAK	1	☒
2	室外機	〇〇株式会社	室外機ECO	SG-700	1	☒
3	リモコン	〇〇株式会社	液晶リモコンR	RC-001	1	☒
4	パネル	〇〇株式会社	天井パネルP	PN-002	1	☐
5	分岐管	〇〇株式会社	分岐管K	BK-003	1	☐
6	アクティブフィルタ	〇〇株式会社	フィルタF	AF-004	1	☐

戻る

保存

導入予定設備の基本情報の項目を全て登録したら、「保存」をクリックします。

＜対象機器内訳＞

項目	No.	登録情報	概要
対象機器内訳	1	対象機器	前ページ「設備情報」画面の「型番」で登録した型番を基に、ともに導入対象となる設備が表示されます。 以下の項目（画面では「製造メーカー」より右）については、実際に導入予定である設備についてのみ、情報を登録していきます。
	2	製造メーカー	導入予定設備の製造メーカーを登録します。
	3	製品名	導入予定設備の製品名を登録します。
	4	型番	導入予定設備の型番を登録します。 ・本体のみを導入する場合 → 製品の型番を登録します ※前ページ「設備情報」画面の「型番」と同じ型番です。 ・セット製品を導入する場合 → 親型番、及び子型番を登録します。 ・付帯設備がある場合 → 当該設備の型番を登録します。
	5	台数	設備の導入予定台数を登録します。
	6	本体 構成機器	導入する設備が本体、及び本体型番に含まれる構成機器である場合に、チェックを入れます。 ＜導入予定設備が本体 1 台のみの場合＞ 型番等を登録した行の□にチェックを入れます。 ＜導入予定設備がセット型番の場合＞ セット型番に含まれる本体と付帯設備をわかるようにするために、型番等を登録した本体の行と、その構成品の行の全ての□にチェックを入れます。 ※ 別表1で補助対象として認められ、かつセット型番に含まれない付帯設備にはチェックを入れないください。 ※ セット型番の考え方については P. 2 0 参照

導入予定設備の基本情報の項目を全て登録したら、「保存」をクリックします。
「申請書詳細 画面」に戻りますので、「見積・発注情報登録」ボタンから導入予定設備の経費情報の登録画面に進みます。

5-2 導入予定設備の経費情報の登録

■入力に必要な書類の用意

ここでは、**導入予定設備の経費情報**の登録方法を説明します。
導入を決定した更新設備についてその導入にかかる経費の情報を登録します。

まず、書類を作成するために必要な添付書類を用意します。用意する添付書類は、下記の通りです。

- ・見積書（３者見積したもののすべて）※製造メーカー名、製品名、型番等
- ・製品カタログ（３者見積で取得した中の、導入予定設備分）※基準要件、仕様、付帯設備情報等

■作成する申請書類

各情報を登録することによってここで作成する書類は、以下の2種類です。

- ・2-5 発注区分表
- ・3-2 見積金額一覧表

■補助事業ポータルで設備の経費情報を登録する

導入予定設備の経費情報を登録します。導入予定設備の情報の登録を完了すると、「申請書詳細画面」に戻ります。
「見積・発注情報登録」ボタンをクリックし、経費情報の登録画面を開きます。

＜申請書詳細画面＞



中小企業等の

省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

[ホーム](#)
[重点投資申請書検索](#)
[革命投資申請書作成](#)

ログアウト

補助事業申請書詳細

[届出](#)
[共同申請書登録](#)
[導入設備登録](#)
[見積・勘計書登録](#)
[計算設備登録](#)
[同意確認](#)

入力完了

申請書種別

【図】交付申請書一括区分表

【図】導入設備一覧

【図】省エネ設備・節電設備・省水設備・省熱設備一覧表

所在地情報

[施設名](#)
[申請書詳細画面](#)

申請書情報

管理情報	申請区分	省エネ設備事業
	交付申請日	平成 28 年 3 月 31 日
	申請書番号	KT-10031800415
	承認ステータス	仮登録
事業情報	補助事業の名称	高効率空調の更新(GHP→EHP)による省エネ事業
	補助事業の目的 及/内容	高効率空調の更新(GHP→EHP)による省エネ事業

5-2 導入予定設備の経費情報の登録

高効率空調(例)



このページから51ページまでは、取得した3者見積のうち、設備費用が最低価格の見積書と製品カタログを使用して入力を行います。

<発注・見積情報登録 画面>



中小企業等の
省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

ホーム 革命投資 申請書検索 革命投資 申請書作成

見積・発注情報登録

戻る 保存

*は入力必須項目です。

画面名 発注・見積情報登録 画面

申請書情報

1

1-1

申請書番号

KT-10031800415

補助事業名

高効率空調の更新(GHP→EHP)による省エネ事業

事業所名称

本社

見積・発注情報

2

2-1

設備区分*

高効率空調

発注先*

※3者見積りの結果、補助対象経費の合計が最も安価な会社を記載してください

2-2

2-3

件名*

確定

■ 見積・発注情報登録(発注・見積情報登録 画面)

- ◆申請書情報
- 1 管理情報
- 1-1

申請書番号
補助事業名
事業所名称

[自動表示]申請書登録画面で登録した
内容を表示。
- ◆見積・発注情報
- 2 発注情報
- 2-1

設備区分

[選択]【見積依頼仕様書】に記載した設備区分を選択。
- 2-2

発注先

[入力] 3 者見積りの結果、補助対象経費の合計が最も
安価な会社名を登録。
- 2-3

件名

[入力] 導入事業の件名を登録。※見積書を参照のこと

導入予定設備について、設備区分ごとに、補助対象経費、補助対象外経費、消費税、事業スケジュール等の情報を登録します。

設備区分 **2-1** を選択して「確定」をクリックすると、画面最下段に「見積明細一覧(事業者 1)」が表示されますので、見積・発注情報 (**3** ~ **9**) を登録するほか、「明細追加」(**10**) ボタンをクリックして、導入予定設備の明細情報を登録していきます。

ここでは、「設備区分：高効率空調」を選択した場合を例に、説明します。

※販売事業者より取得した見積書、製品カタログ、及び「公募要領 別表 1」を見ながら作業を行います。

2

2-1

設備区分*

高効率空調

2-2

発注先*

〇〇株式会社
※3者見積りの結果、補助対象経費の合計が最も安価な会社を記載してください

2-3

件名*

高効率空調導入による省エネ事業

3

3-1

設備費(税抜)*

1,200,000 円

4

4-1

設備費(税別)*

200,000 円
※導入予定設備のうち、補助対象に該当しない機器等に係る経費の合計額を入力してください

4-2

工事費(税抜)*

100,000 円

4-3

その他の経費(税抜)*

50,000 円

5

5-1

消費税

108,000 円

6

6-1

合計(税込)*

1,468,000 円

7

7-1

最長の法定耐用年数*

10 年

8

8-1

契約・発注予定日*

平成 28 年 07 月 31 日

8-2

納収予定日*

平成 28 年 08 月 31 日

8-3

支払完了予定日*

平成 28 年 10 月 31 日

9

9-1

納期*

平成 28 年 11 月 15 日

9-2

支払条件*

納収翌月末までに現金払い

10

明細追加

見積事業者1

見積事業者2

見積事業者3

補助対象経費(税別)

△△株式会社

■有限公司

1,250,000

1,300,000

※発注先以外の3者分の情報を記入してください

10-1

10-2

10-3

10-4

10-5

10-6

10-7

10-8

No.

別添
選択

個別付録分
類

製造メーカー

製品名

型番

単価

台数

金額

1

※

電気式パ
ッケージ
エアコン

〇株式会社

エエエアコンW

NEW-224TMAK / 6.50 kW / 7.00 kW

1

1,200,000

- 「見積・発注情報」
- 設備の導入に係る経費情報を登録します。見積書や製品カタログ等を見ながら登録します。
- 「見積事業者 2 / 見積事業者 3」
- 3 者見積を取得した最低価格以外の販売事業者の見積金額を登録します。詳細についてはP. 5 2 を参照してください。
- 「見積明細一覧(事業者 1)」
- 導入予定設備の明細を登録します。

5-2 導入予定設備の経費情報の登録

高効率空調(例)

<見積・発注情報画面>

項目	N O	登録情報	概要
2 発注情報	2-1	設備区分	導入予定設備の設備区分を選択します。
	2-2	発注先	3者見積りの結果、補助対象経費の合計が最も安価な会社名を登録します。
	2-3	件名	取得した見積書に記載の「件名」を登録します。
3 補助対象	3-1	設備費(税抜)	導入予定設備のうち、「公募要領 別表 1」に示す「対象機器範囲」に該当する機器に係る経費の合計額を登録します。 例：本体、室内機、パネル等
4 補助対象外	4-1	設備費(税抜)	導入予定設備のうち、補助対象に該当しない機器に係る経費の合計額を登録します。 例：配線材、壁面取り付けブラケット等 ※「公募要領 別表 1」に示す機器範囲以外にかかった経費は補助対象に含まれません。
	4-2	工事費(税抜)	設備導入に際してかかる、旧設備の撤去費、新設備の設置費等の合計額を登録します。 ※工事費は補助対象に含まれません。
	4-3	その他の経費(税抜)	その他、本事業に関して発生した経費等があれば登録します。
5 消費税	5-1	消費税	補助対象経費、及び補助対象外経費の消費税合計額を登録します。
6 に補助費を要する事業	6-1	合計(税抜)	上記 3 「補助対象経費」と 4 「補助対象外経費」の合計額を登録します。
7 法定耐用年数	7-1	最長の法定耐用年数	導入予定設備の法定耐用最長年数を登録します。
8 スケジュール	8-1	契約・発注予定日	交付決定がされた場合の、契約・発注予定日を登録します。 ※ 交付決定が確約されているわけではありませんのでご注意ください。
	8-2	検収予定日	交付決定がされ、設備が導入された場合の、検収実施予定日を登録します。
	8-3	支払完了予定日	交付決定がされ、設備が導入された場合の、本事業に係るすべての経費の支払完了予定日を登録します。
9 見積情報	9-1	納期	導入予定設備の見積書に記載された納期を登録します。
	9-2	支払条件	導入予定設備の見積書に記載された支払条件を登録します。 ※現金払いのみ

※「見積比較」（見積事業者 2 / 見積事業者 3）
3者見積を取得したうち、最低価格を提示した販売事業者以外の 2 者の見積金額を登録します。
詳細についてはP. 5 2を参照してください。

5-2 導入予定設備の経費情報の登録

高効率空調(例)

<見積明細一覧(事業者1)画面>

項目を追加するときは、明細追加をクリックします。

10

見積明細一覧(事業者1)

10-1

10-2

10-3

10-4

10-5

10-6

10-7

10-8

No.	削除 選択	種別/付随分類	製造メーカー	製品名	型番	単価	台数	金額
1	☒	電気式パッケージ エアコン	〇〇株式会社	エコエアコンW	NEW-224TMAK / 6.50 kW / 7.00 kW		1	900,000
2	☒	室外機	KU社	室外機	KU-1500 / 6.50 kW / 7.00 kW		1	200,000
3	☒				--なし--			

「明細追加」をクリックすると、
明細入力行が追加されます。

戻る保存

●登録手順

- (1) 「型番」で、導入予定設備の見積書に記載のある「型番」を選択します。
※プルダウンメニューを開くと、前章「5-1 導入予定設備の基本情報の登録」の「設備情報登録」で登録した当該設備の情報が表示されるので、該当の型番を選択します。
- (2) 導入予定設備の「台数」と「合計金額」を登録します。
→「単価」欄に、「合計金額」を「台数」で割った値が単価として表示されます。
- (3) 全ての導入予定設備について、(1) ～ (2) を繰り返します。
- (4) 全ての設備の登録が完了したら、「保存」をクリックします。
「金額」欄の合計金額が、前ページ「発注・見積情報登録 画面」の「補助対象経費」と一致しているかどうか、確認してください。
※金額が一致しない場合はいずれかの項目の入力誤りです。
金額を確認し、必ず金額が一致した状態で登録を終えてください。

<見積明細一覧(事業者1)画面>

項目	N O	入力情報	概要
10 明 細 追 加	10-1	削除選択	入力した行を削除する場合にチェックを入れ、「保存」をクリックします。
	10-2	種別/付随分類	下記 10-5 で選択した「型番」の種別/対象機器が表示されます。
	10-3	製造メーカー	下記 10-5 で選択した「型番」の製造メーカー名が表示されます。
	10-4	製品名	下記 10-5 で選択した「型番」の製品名が表示されます。
	10-5	型番	前項「5-1 導入予定設備の基本情報の登録」で登録した「型番」が表示されますので、導入する予定の設備の型番を選択します。
	10-6	単価	下記台数 10-7、及び金額 10-8 を基に自動で算出した値が表示されます。
	10-7	台数	選択した型番製品の導入予定台数を登録します。
	10-8	金額	選択した型番製品の購入合計金額（税抜）を登録します。 ※各型番製品の「金額」の合計が、前表「見積比較」の「補助対象経費」（設備費税抜）で登録した金額と、見積明細として登録する全機器の金額の合計が、一致するのが、正しい状態です。 ※明細として登録する各機器の金額が、「補助対象経費」の内訳として登録されるイメージです。

これで、導入予定設備についての経費情報の登録は完了です。
続けて、3 者見積を取得したうちの残りの 2 者分について、事業者名と補助対象経費を登録します。

<申請書詳細 画面>

53

5-2 導入予定設備の経費情報の登録

■登録した情報を書類形式で確認する

補助事業ポータルに入力した内容が正しいかどうかを、提出書類の印刷イメージ（画面表示）で確認します。
誤記載や記載もれが判明した場合は、該当の登録画面に戻って正しい情報に修正してください。

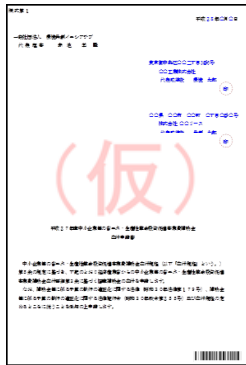
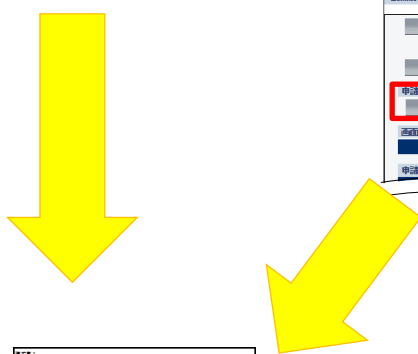
各項目の入力を終えて「保存」を押すと、「申請書詳細 画面」に戻ります。（※）
「申請書詳細 画面」の「申請書類印刷」に並ぶ「【仮】〇〇（書類名）」をクリックすると、当該書類の印刷イメージが表示されます。
※省エネルギー効果計算後のみ、「設備情報一覧 画面」。

ここで確認する「(仮)」の背景付きで表示される書類は、印刷イメージの確認用であり、
申請書類とはなりません。注意してください。

<申請者詳細 画面>



<設備情報一覧 画面>



- ※イメージ画面の背景には、「(仮)」という文字が表示されています。
- 表示された内容で正しいかを確認してください。
 - 誤記載や記載もれがあった場合は、該当の登録画面に戻り、正しい情報に修正してください。

これで、登録情報の確認は完了です。
なお、実際に書類を印刷する方法については、P. 80を確認してください。

第6章 省エネルギー効果計算

省エネルギー量の計算方法と作業の流れを説明します

6-1 省エネルギー効果計算について

ここでは補助事業ポータルに入力する申請情報のうち、更新前後の設備情報の登録、及び省エネルギー効果計算方法を説明します。

■省エネルギー効果計算の考え方

本事業では、設備更新による省エネルギー効果を計算し、その原油換算量を申請することが必要です。一般的に、設備更新による省エネルギー効果の計算を正確に行うには、既存設備のエネルギー使用量の実測をとる、あるいは事業所や設備個別の負荷率算出等を行う必要があります。

しかし、一般的なBEMS（Building Energy Management System）等を導入している事業所でも、更新する設備単体のエネルギー使用量の実測はほとんど行われておりません。

そのため、本補助金では申請予定事業者への負担を軽減し、かつ一定精度担保された省エネルギー効果計算結果を得るために、3種類の計算方法を提供いたします。

計算方法は、いずれも補助事業ポータル内に自動計算機能として実装されています。特に、「指定計算」は省エネルギー効果計算に対する知見が少ない方でも、事業所の住所や既存設備の設置年・稼働時間、製品カタログ等の値を入力するだけで、省エネルギー量を計算できます。

計算方法	概要	事業者負担
指定計算	SIIが指定する計算式とSIIが指定する標準的な数値テーブル (負荷率等)を用い、製品カタログ等から把握できる既存設備・導入予定設備の「仕様・能力」から省エネルギー効果を計算する方法。	小
簡易計算	SIIが指定する計算式と事業者が独自に設定する数値テーブル （負荷率等）を用い、製品カタログ等から把握できる既存設備・導入予定設備の「仕様・能力」から省エネルギー効果を計算する方法。 ※事業者が独自に設定した値のみ根拠を示す証拠の提出が必要	中
独自計算	計算式や使用する値・テーブルとも事業者が独自に設定 し省エネルギー効果を計算する方法。 ※計算手順および用いた値の根拠を示す証拠の提出が必要	大

6-1 省エネルギー効果計算について

■設備別計算方法の整理

設備区分の種別ごとに用意されている計算方法は下表のとおりです。
計算方法を選択する際は、下記の点に注意してください。

- 利用可能計算式を確認してください
設備区分・種別に応じて利用できる計算方法や条件は異なります。
詳細は別冊「設備別 省エネルギー効果計算の手引き」を確認してください。
- 設備区分・種別の横断はできません
計算の手引き内で指定がある場合※1を除き、更新前後で「指定計算」と「簡易計算」は設備区分・種別を横断して利用することはできません（例：電気式パッケージエアコン⇒ガスヒートポンプエアコン等）。
設備区分・種別を横断した設備更新を行う場合は、必ず「独自計算」方法にて計算してください。

※1 吸収式冷凍機3機種（吸収式冷温水器・吸収式冷凍機・ジェネリンク）は種別を横断した計算式利用が可能

＜既存設備/導入予定設備でそれぞれ利用できる計算方法の一覧＞

設備区分	種別	既存設備			導入予定設備		
		指定	簡易	独自	指定	簡易	独自
①高効率照明	照明	○	○	○	○	-	○
②高効率空調	電気式パッケージエアコン	○	-	○	○	-	○
	ガスヒートポンプエアコン	○	-	○	○	-	○
	チリングユニット	○	-	○	○	-	○
	吸収冷温水機(節電型含)	○	-	○	○	-	○
	吸収冷凍機	○	-	○	○	-	○
	ジェネリンク(節電型含)	○	-	○	○	-	○
	ターボ冷凍機	○	○	○	○	-	○
③産業ヒートポンプ		-	-	○	-	-	○
④業務用給湯器		-	○	○	-	○	○
⑤高性能ボイラ		-	○	○	-	○	○
⑥低炭素工業炉		-	○	○	-	○	○
⑦変圧器		○	-	○	○	-	○
⑧冷凍冷蔵庫		○	○	○	○	-	○
⑨FEMS		-	○	○	○	○	○

6-1 省エネルギー効果計算について

■設備の更新前後での計算条件統一について

設備更新による省エネルギー効果計算を行うには、設備の更新前後で稼働条件を統一する必要があります。
本事業では下記のような稼働条件変更を行ったことによるエネルギー量の減少は省エネルギー効果とは認められません。
(設備別「省エネルギー効果計算の手引き」内で指定する場合を除く)

- 稼働時間を短縮することによる省エネルギー効果
- 負荷率を下げることによる省エネルギー効果（能力変更の場合を除く）
- 生産量の減少や必要熱量の減少による省エネルギー効果
- その他、SIIが稼働条件変更と判断する省エネルギー効果

各設備区分における、設備の更新前後で統一すべき稼働条件は下表のとおりです。
「指定計算」や「簡易計算」では自動的に稼働条件が統一されますが、「独自計算」を行う場合でも稼働条件を統一するよう、注意してください。

設備区分	種別	更新前後で統一する稼働条件
①高効率照明	照明	稼働時間
②高効率空調	電気式パッケージエアコン	稼働時間 負荷率
	ガスヒートポンプエアコン	
	チリングユニット	
	ターボ冷凍機	
	吸収冷温水機(節電型含)	
	吸収冷凍機	
	ジェネリンク(節電型含)	
③産業ヒートポンプ		必要熱量
④業務用給湯器		
⑤高性能ボイラ		
⑥低炭素工業炉		
⑦変圧器		稼働時間・負荷率
⑧冷凍冷蔵庫		稼働時間

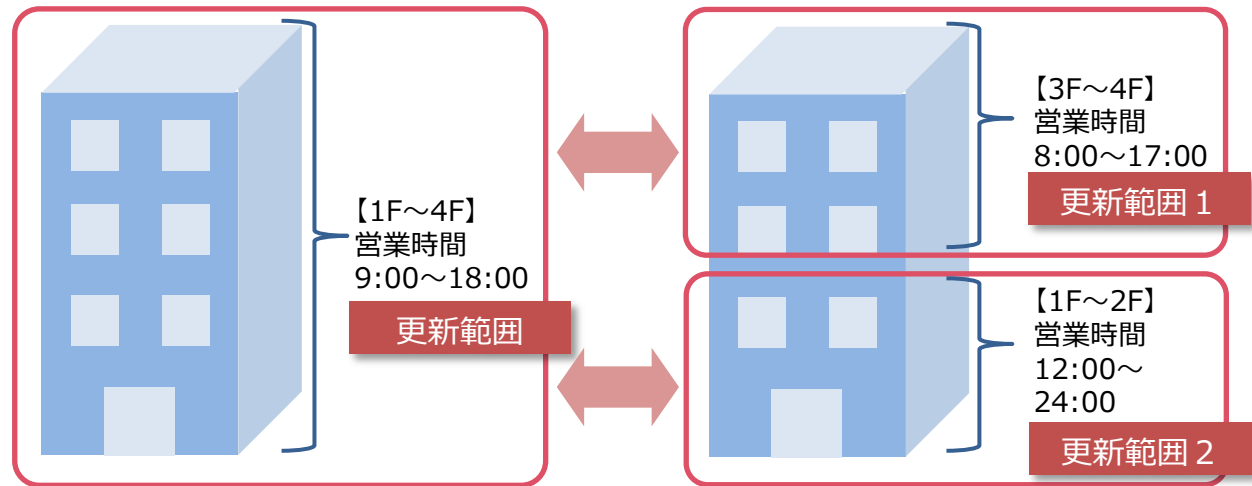
6-1 省エネルギー効果計算について

■「更新範囲」について

同一の稼働条件（稼働時間、負荷率等）で更新前後の省エネルギー効果計算を行うために、本事業では統一条件で計算する範囲のことを「更新範囲」と定義しています。

例えば、同じ事業所に同じ設備を複数台導入する場合でも、稼働条件が異なる場合は、更新範囲を複数登録する必要があります。以下に、複数の更新範囲を登録する場合の例を示します。

＜例：高効率空調導入において、フロア別に稼働条件が異なる場合＞

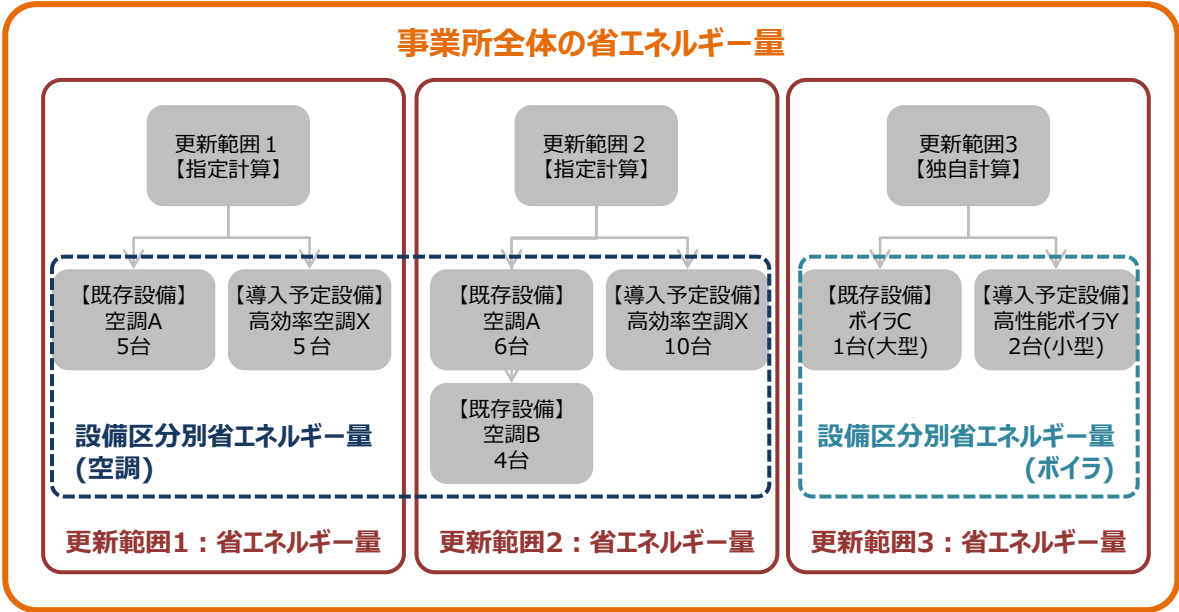


全フロアの稼働条件が同じ場合は、ビル1棟で1つの更新範囲として計算可能

2階以下と3階以上で営業時間が異なる等、同じビルでも稼働条件が複数ある場合は、更新範囲を複数登録し、計算を行う必要がある。（＝同じ設備更新でも更新範囲が複数存在）

※このほかにも、同一フロア内において壁等で仕切られたスペースごとに稼働条件が複数ある場合（パーティションで仕切られたスペースごとに設置されている空調の稼働条件が異なる等）は、それぞれを別の更新範囲として登録する必要があります。

更新範囲別に省エネルギー効果計算を実施することにより、各々の結果が集計され事業所全体の省エネルギー量が自動計算されます。また、設備区分別省エネルギー量の集計も自動的に行われます。



6-1 省エネルギー効果計算について

■その他、省エネルギー効果計算に関する注意事項

【能力増減および設備数増減の取り扱い】

設備の更新前後において設備の能力が増加または減少、設備数が増加または減少した場合でも、最終的に原油換算量でエネルギー消費量が減少する場合は、申請することができます（※）。能力や導入設備数の変更により負荷率等が更新前後で増減する場合は、「独自計算」を用いて計算を行ってください。※SIIが生産能力増強や設備を新設したと同等であると判断した場合を除く。

＜設備能力、設備数の増減が認められる例＞

- 例1) 能力増強による省エネルギー化
能力の小さい設備を高負荷率で利用
⇒ 能力を増強し負荷率低減、適切な中間性能で稼働させ省エネルギー効果を得る

- 例2) 能力減少と負荷率変更による省エネルギー化（ダウンサイジング）
能力の大きい設備を低負荷率で利用 ⇒ 能力を減少させ、適切な負荷率で稼働させ省エネルギー効果を得る

- 例3) 導入数増加と運用変更による省エネルギー化
大型のボイラ1台で熱供給 ⇒ 小型ボイラ複数台に変更して台数制御を行い省エネルギー効果を得る

- 例4) 導入数減少での省エネルギー化
照度の低い照明を100台利用 ⇒ 照度の高い照明80台に更新し省エネルギー効果を得る
※更新前後の照度分布図が必要となる場合があります。

【熱量換算係数(単位発熱量)および原油換算係数】

本補助金の省エネルギー効果計算は、原油換算での削減効果で評価を行います。各消費エネルギーの熱量換算および原油換算に使用する発熱量は、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）の【平成26年度実績（平成27年度提出）用】の係数を用いてください。ただし、「指定計算」、及び「簡易計算」において異なる発熱量（高位発熱量、低位発熱量）を用いる場合を除きます。
なお、「指定計算」と「簡易計算」の場合、電力はすべて昼間買電係数【9.97GJ/千kWh】を用いて計算を行います。夜間買電・自家発電等の係数を使用したい場合は、すべて「独自計算」で計算を行ってください。

【計算期間と計算単位】

既存設備の計算期間は平成27年1月～平成27年12月までの12か月間を対象としてください。創業後1年が経過していない等、全期間に既存設備の稼働実績がない場合でも、稼働時のエネルギー使用量を合理的に推計できれば申請が可能です。
計算は月別で行ってください。月別の計算結果を合算し、年間エネルギー消費量と年間エネルギー削減量を求めてください。ただし、年間計算しかできない係数等を用いて省エネルギー効果計算をする場合を除きます。

【計算裕度】

本補助金は、申請時点の省エネルギー量が達成できなかった場合、補助金の返還を求める場合があります。「指定計算」および「簡易計算」を用いて計算した場合でも、計算結果は申請事業者に責任を持っていただくこととなります。そのため、算出された省エネルギー量の達成に不安要素がある場合は、省エネルギー量（原油換算）の算出後に、設備別に計算裕度を10～20%の間で任意で設定してください。裕度計算により省エネルギー量を減算し、実現性の高い省エネルギー量で申請してください。なお、「指定計算」や「簡易計算」で計算された省エネルギー量の達成が裕度を考慮しても困難と判断される場合は、「独自計算」で申請を行ってください。

※計算裕度・・・運用実態や計算誤差を考慮して加味された安全率

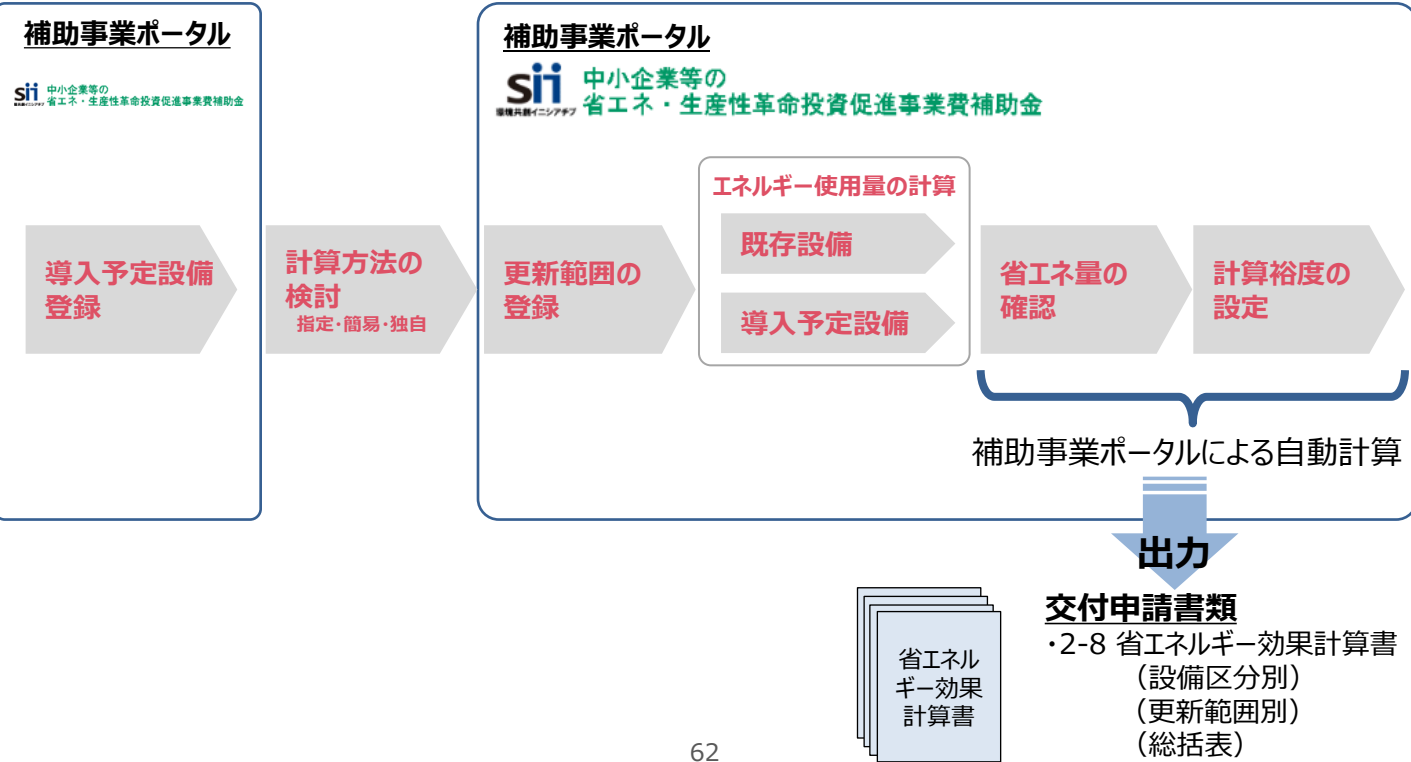
6-1 省エネルギー効果計算について

■ 必要書類の準備

選択する計算方法により、必要な証憑書類が異なります。下表を参考に、必要な書類を用意してください。
入力すべき値がわからない場合は、販売店やメーカーに問い合わせ、証憑書類を入手してください。

計算方法	既存設備に関するもの	導入予定設備に関するもの
指定計算	- 既存設備の製品カタログ、既存設備銘板の写真 - 導入時期が確認できる資料(固定資産管理台帳) - その他、既存設備の仕様等が確認できる資料	導入予定設備の製品カタログ
簡易計算	- 既存設備の製品カタログ、既存設備銘板の写真 - 導入時期が確認できる資料(固定資産管理台帳) - その他、既存設備の仕様等が確認できる資料 - 任意設定値が確認できる証憑(設備能力設計書、仕様書等)	- 導入予定設備の製品カタログ - 任意設定値が確認できる証憑(設備能力設計書、仕様書、実測値資料等)
独自計算	- 既存設備の製品カタログ、既存設備銘板の写真 - 導入時期が確認できる資料(固定資産管理台帳) - 任意設定値が確認できる証憑(設備能力設計書、仕様書、エネルギー使用量の証憑等) - 省エネルギー効果計算過程を示す資料 - その他、独自計算の妥当性を示せる根拠資料	- 導入予定設備の製品カタログ - 任意設定値が確認できる証憑(設備能力設計書、仕様書等) - 省エネルギー効果計算過程を示す資料 - その他、独自計算の妥当性を示せる根拠資料

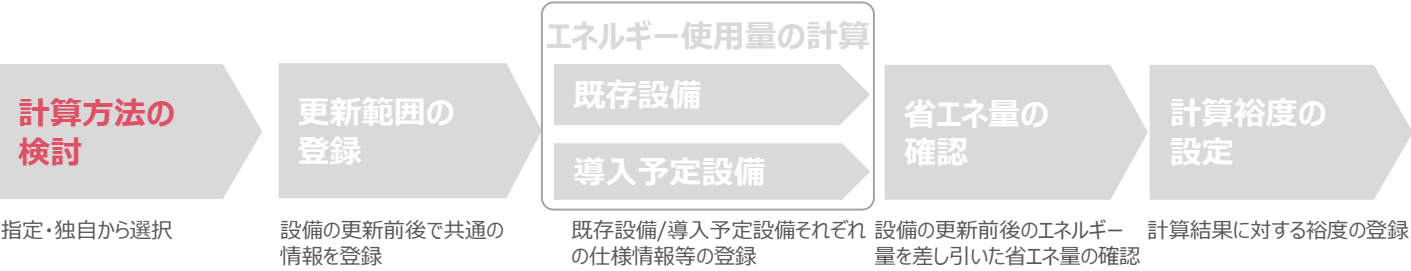
補助事業ポータルでは、更新範囲別に既存設備および導入予定設備の能力等を登録することにより、原油換算の省エネルギー量が自動で計算されます。交付申請に必要な様式は計算結果が記載された状態で出力されます。



6-2 省エネルギー効果計算

電気式パッケージエアコン(例)

ここでは「電気式パッケージエアコン」を例に省エネルギー効果計算方法を説明します。
当該設備と異なる設備については、該当の別冊「設備別 省エネルギー効果計算の手引き」をご覧ください。



■ 電気式パッケージエアコンの指定計算に関する基本的な考え方について

- 既存設備のエネルギー使用量
 - 導入予定設備のエネルギー使用量
- ともに、中間性能を考慮した消費電力と想定稼働時間と負荷率を用いてエネルギー使用量を算出します。

電気式パッケージエアコンの計算ロジック

負荷率は、事業所の住所と建物用途(事務所、又は店舗)、運転種別(冷房、又は暖房)から自動選択されます。
中間性能を考慮した消費電力は定格値を平均COPで割ることにより求めます。
平均COPは、定格COPに平均COP比を乗じることにより求めます。
平均COP比は年代別の平均値と負荷率から自動選択されます。

■ 計算方法の選び方

下表の選択基準の欄の内容を参考に、どの計算方法を用いるかを決定してください。

区分	計算方法	選択基準	省エネルギー効果計算入力項目
既存設備	指定計算	負荷率、平均COP比の値を、SIIが指定する標準的な数値テーブルを用いて計算を行う場合	・定格能力 冷房/暖房(既存) ・定格消費電力 冷房/暖房(既存) ・建物用途 ・インバータ制御有無(既存) ・空調タイプ ・冷却方式 ・稼働時間
	独自計算	既存設備の実電力消費量から計算する方法や上記以外の方法で計算を行う場合	・エネルギー使用量(月間電力使用量)
導入予定設備	指定計算	既存設備で指定計算を行った場合	・定格能力 冷房/暖房(導入予定) ・定格消費電力 冷房/暖房(導入予定) ・インバータ制御有無(導入予定)
	独自計算	既存設備で独自計算を行った場合	・エネルギー使用量(月間電力使用量)

※電気式パッケージエアコンでは簡易計算は使用できません。

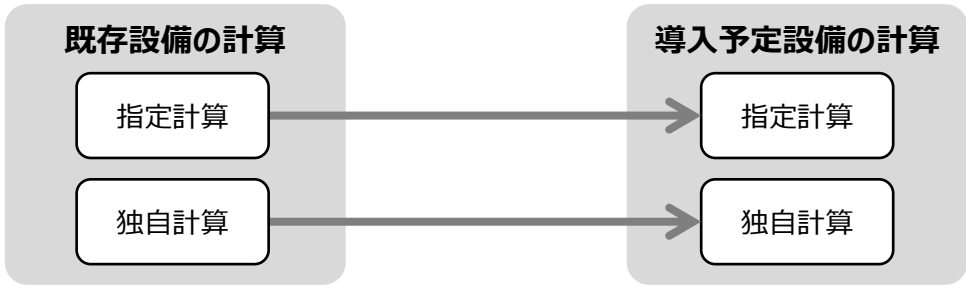
6-2 省エネルギー効果計算

電気式パッケージエアコン(例)

■ 既存・導入予定設備の計算方法について

電気式パッケージエアコンの省エネルギー効果計算において、設備の更新前後で異なる計算方法を用いることはできません。

既存設備の計算に「指定計算」を用いた場合は、導入予定設備の計算にも「指定計算」を、
既存設備の計算に「独自計算」を用いた場合は、導入予定設備の計算にも「独自計算」を用いることとします。

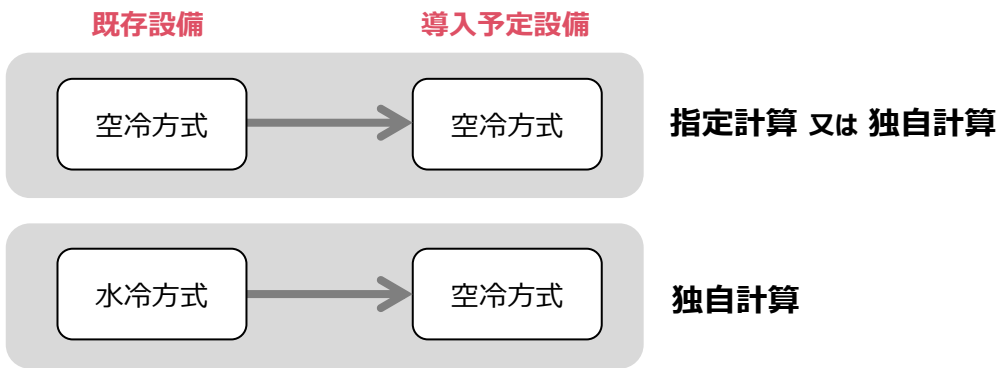


■ 指定計算で算出可能な更新パターン

電気式パッケージエアコンの省エネルギー効果計算は、冷却方式が空冷方式から空冷方式への更新を行う場合のみ、指定計算を行うことができます。

※既存設備の冷却方式が水冷方式の場合は、独自計算を用いることとします。

※水冷式への更新は、補助対象外となります。（水冷式の電気式パッケージエアコンは、トップランナー基準がない為）



■ 計算時の注意事項

- 稼働時間は、計算方法に関わらず「設備の更新前後で同じ」という前提で計算してください。
- 指定計算の「建物用途」は負荷率設定の為に用いている選択肢ですが、選択した「建物用途」と実際の建物用途が一致しなくても構いません。たとえば、実際の建物用途が「事務所」でも実態が下表の「店舗」に近い場合は、「店舗」を選択することができます。

<事務所・店舗の負荷率計算方法（JIS B 8616より抜粋）>

項目		店舗	事務所
週間の運転日数		7日	6日
日間の運転時間	開始時刻	8時	8時
	終了時刻	21時	20時
注記 週間の運転日数とは1週間における運転日をいい、日間の運転時間とは1日間における運転時間をいう。			

6-2 省エネルギー効果計算

電気式パッケージエアコン(例)

<設備情報一覧 画面>

更新範囲追加(指定計算・簡易計算)

更新範囲追加(独自計算)

設備追加(既存)

設備追加(導入予定)

申請書詳細画面へ

申請書印刷

【仮】エネルギー使用量計算書(設備毎)

【仮】省エネルギー効果計算書(設備毎)

画面情報

画面名

設備情報一覧 画面

申請書情報

管理情報

申請書番号

補助事業名

事業所名称

設備区分

KT-16022900105

省エネ設備導入事業

〇〇事業所

高効率空調

更新範囲一覧

No.	詳細情報	更新範囲	省エネルギー量(原油換算量)				
			電気	ガス	油	熱	その他
合計			0.000 kl	0.000 kl	0.000 kl	0.000 kl	0

設備一覧

「更新範囲追加(計算方法)」をクリック
※「指定計算・簡易計算」または「独自計算」の
いずれかを選択

6-2 省エネルギー効果計算

電気式パッケージエアコン(例)

<更新範囲登録 画面>

画面情報		
画面名	更新範囲登録 画面	
申請書情報		
管理情報	申請書番号	KT-16022900105
	補助事業名	省エネ設備導入事業
	事業所名称	〇〇事業所
	設備区分	高効率空調
設備情報		
種別	種別(既存/導入予定)* 1 電気式パッケージエアコン/電気式パッケージエアコン ▼	
計算方法	計算方法(既存/導入予定)* 2 指定計算/指定計算 ▼	
運転条件	建物用途*	3 事務所 ▼
	空調タイプ*	4 ビル用マルチ ▼
	冷却方式(既存/導入予定)*	5 空冷式/空冷式 ▼
	確定	
更新範囲情報		
更新範囲	更新範囲名* 6 フロア1 ※16文字以内で入力してください	
運転種別稼働時間	1月*	7 暖房 ▼ 8 300 h
	2月*	暖房 ▼ 250 h
	3月*	暖房 ▼ 200 h
	4月*	暖房 ▼ 100 h
	5月*	冷房 ▼ 150 h
	6月*	冷房 ▼ 150 h
	7月*	冷房 ▼ 230 h
	8月*	冷房 ▼ 250 h
	9月*	冷房 ▼ 220 h
	10月*	冷房 ▼ 100 h
	11月*	暖房 ▼ 250 h
	12月*	暖房 ▼ 300 h
戻る		保存

1 から 5 の入力後「確定」をクリック
→ 更新範囲を入力する画面を表示

6 から 8 を入力後
「保存」をクリック

6-2 省エネルギー効果計算

電気式パッケージエアコン(例)

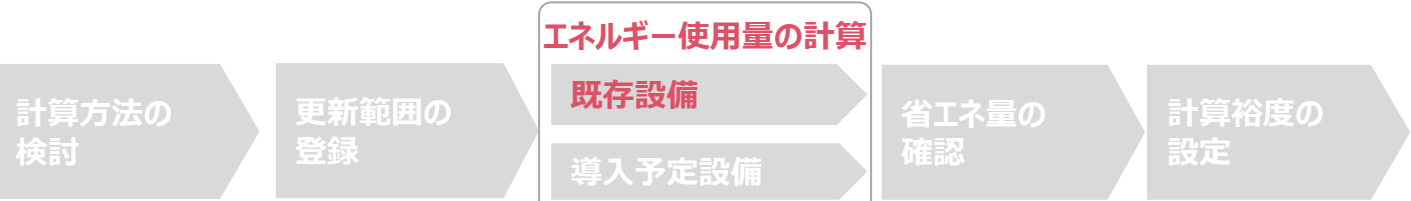
■ 更新範囲情報の入力

下表の説明を参考に、計算時に使用する統一条件を登録します。

No.	項目名	入力方法	説明	備考
1	種別 (既存/導入予定)	プルダウン	該当の空調種別を選択する。	
2	計算方法 (既存/導入予定)	プルダウン	「指定計算/指定計算」を選択する。	
3	建物用途	プルダウン	「事務所」、又は「店舗」を選択する。 負荷率選択用の建物用途のため、実際の用途が「事務所」でも「店舗」を選択することが可能。	店舗⇒週7日稼働の負荷率 事務所⇒週6日稼働の負荷率
4	空調タイプ	プルダウン	「店舗用」「ビル用マルチ」「設備用」から選択する。	不明な場合はメーカーに確認すること。
5	冷却方式 (既存/導入予定)	プルダウン	「空冷式/空冷式」を選択する。	
6	更新範囲名	手入力	更新範囲の名称を登録する。 例) フロア1、オフィスフロア、店舗フロア 等	提出書類「2-10 既存設備の撤去範囲」、及び「2-11 導入予定設備の配置図」の記載と整合性をとること。
7	運転種別	プルダウン	各月の運転種別について「冷房」、又は「暖房」を選択する。	双方ある場合は当該月で主たる運転状態のものとする。
8	稼働時間	手入力	月別の想定稼働時間を入力する。	既存・導入予定設備で同じ時間を使用する。

6-2 省エネルギー効果計算

電気式パッケージエアコン(例)



■ 既存設備情報の登録(指定計算)

省エネルギー効果計算を行う既存設備の基本情報や稼働台数等の情報を登録します。

<設備情報一覧 画面>

si

中小企業等の
省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

ホーム

革命投資 申請書検索

革命投資 申請書作成

設備情報一覧

更新範囲追加(指定計算・簡易計算)

更新範囲追加(独自計算)

設備追加(既存)

設備追加(導入予定)

申請書詳細画面へ

既存/導入予定

更新範囲

種別・計算方法

既存/導入予定

更新範囲

種別・計算方法

更新範囲

種別

計算方法

1

フロア1

電気式パッケージエアコン

確定

指定計算

設備情報

その他仕様

運転条件

製造メーカー

製品名

型番

台数

設置年

冷房定格能力

冷房定格消費電力

暖房定格能力

暖房定格消費電力

インバータ制御

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

〇〇株式会社

エコエアコン

QLD-224TMAK

1

1985年

22.4

7.00

25.0

7.50

有り

2

11

原油換算量計算

原油換算量計算

原油換算量計算

戻る

保存

原油換算量計算

原油換算量計算

6-2 省エネルギー効果計算

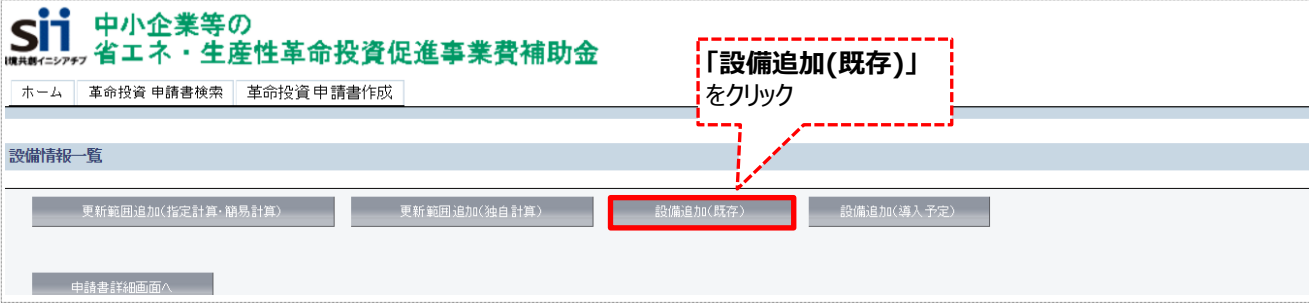
電気式パッケージエアコン(例)

■ 既存設備情報の入力（指定計算）

下表の説明を参考に、既存設備情報を入力します。

No.	項目名	入力方法	説明	備考
1	更新範囲	プルダウン	事前に登録した更新範囲から該当の範囲を選択する。	
2	製造メーカー	手入力	既存設備の製造メーカー名を入力する。	既存設備銘板等参照。
3	製品名	手入力	既存設備の製品名を入力する。	既存設備銘板等参照。
4	型番	手入力	既存設備の製品型番を入力する。	既存設備銘板等参照。 ※セット型番（複数の設備により構成されるセット販売品の型番）がある場合はセット型番を、ない場合は室外機の型番を入力する。
5	台数	手入力	1 で選択した更新範囲内の、既存設備の台数を入力する。	
6	設置年	プルダウン	固定資産管理台帳に記載されている、既存設備の設置年（取得年）を選択する。	不明な場合は、設備を設置した建物が登記された年（不動産登記簿【権利部（甲区）】に記載）を記載する。
7 ↓ 10	冷房定格能力 冷房定格消費電力 暖房定格能力 暖房定格消費電力	手入力	製品カタログ、仕様書を見ながら、既存設備の冷房/暖房それぞれの定格能力と定格消費電力を転記する。 冷房定格能力、暖房定格能力の単位は製品カタログ、仕様書の記載に合わせ「kW」、又は「kcal/h」を選択すること。	製品カタログ、仕様書から転記すること。
11	インバータ制御	プルダウン	「有り」、又は「無し」を選択する。	既存設備銘板等参照。

※同じ更新範囲に異なるメーカーや能力の既存設備がある場合は、再度「設備追加(既存)」をクリックし、同じ手順に沿って既存設備の追加操作を行ってください。



「原油換算量計算」をクリック後、
「保存」をクリック

下表の説明を参考に、導入予定設備情報を入力します。

No.	項目名	入力方法	説明	備考
1	更新範囲	プルダウン	事前に登録した更新範囲から該当の更新範囲を選択する。	
2	型番	プルダウン	事前に登録した導入予定設備の型番から該当する型番を選択する。	
3	台数	手入力	1 で選択した更新範囲内の、導入予定設備の台数を入力する。	
4	設置年	プルダウン	「2016年」、又は「2017年」を選択する。	「年度」ではなく「年」で選択すること。
5	インバータ制御	プルダウン	「有り」、又は「無し」を選択する。	

「設備追加(導入予定)」
をクリック

登録が完了すると、「申請書詳細 画面」に戻ります。
 続けて、登録した内容、及び自動計算の結果を確認します
 （詳細はP.75を参照）。

<補足> 登録情報を更新した場合の再計算方法①

補助事業ポータルでは、以下の順番で情報の登録を進めていきます。「申請書情報」「導入予定設備」「更新範囲」の情報に基づき、「既存設備」と「導入予定設備」のエネルギー使用量が自動で計算されます。そのため、情報の登録を行う際はカタログや仕様書等を準備の上、間違いのない情報を入力するようにしてください。万が一「エネルギー使用量の計算」を行った後に、「申請書情報」「導入予定設備」「更新範囲」の更新を行った場合には、再度「エネルギー使用量の計算」をし直す必要があります。



⑤、⑥の計算をした後に、①、②又は④の情報を更新した場合、⑤、⑥の計算をし直す必要がある。

◆再計算を行う必要がある場合の例①

- ・申請書詳細画面で事業所の「都道府県」を変更した場合
- ・更新範囲の「稼働時間」を変更した場合 等

◆再計算手順①

<設備情報一覧 画面>

設備情報一覧

更新範囲追加(指定計算・簡易計算) 更新範囲追加(自由計算) 設備追加(既存) 設備追加(導入予定) 割合性チェック

設備一覧

「要計算」に「○」がついている場合には、再計算を行うため、「詳細」をクリック

No.	詳細情報	要計算	既存/導入予定	製品名 型番	台数	エネルギー使用量(原油換算量)					
						電気	ガス	油	熱	その他	計
1	[詳細]	○	既存	電気式パッケージエアコン OLD-450TMAK	1	2,415 ki	0.000 ki	0.000 ki	0.000 ki	0.000 ki	2,415 ki
2	[詳細]	○	導入予定	電気式パッケージエアコン NEW-450TMAK		1,363 ki	0.000 ki	0.000 ki	0.000 ki	0.000 ki	1,363 ki
合計						1,052 ki	0.000 ki	0.000 ki	0.000 ki	0.000 ki	1,052 ki

<設備情報詳細 画面>

設備情報登録

注意: エネルギー使用量の計算に使用する内容が更新された可能性があります。当設備情報を再度編集・保存して最新の計算結果を確認してください。

[編集](#) エラーメッセージを確認し、「編集」をクリック

[設備情報一覧画面へ](#) [印刷](#)

<設備情報編集 画面>

設備情報登録

戻る 保存

*は入力必須項目です。
画面情報

画面名 設備情報編集 画面

エネルギー使用量

2 [原油換算量計算](#) 「原油換算量計算」をクリック

月	運転種別	定格能力 (kW)	月間平均負荷率 (%)	月間平均COP	冷暖房稼働時間 (h)	エネルギー使用量 (kWh)	原油換算量 (ki)
1月	暖房	25.000	19.4	5.70	300	250.2	0.064

No. 対象機器 製造メーカー 製品名 本体構成機器

1 室内機 株式会社 エコエアコンW [保存](#) 3 [保存](#) 「保存」をクリック

<補足> 登録情報を更新した場合の再計算方法②

◆再計算を行う必要がある場合の例②

- ・導入予定設備の情報を更新した場合
- ・申請書情報（又は更新範囲情報）と導入予定設備の情報を更新した場合 等

◆再計算手順②

<設備情報一覧 画面>

設備情報一覧

更新範囲追加(特定計算・簡易計算) 更新範囲追加(独自計算) 設備追加(既存) 設備追加(導入予定) 整合性チェック

設備一覧

フロア1

「要計算」に「○」がついている場合には、再計算を行うため、「詳細」をクリック

No.	詳細情報	要計算	既存/導入予定	製品名 型番	台数	エネルギー使用量(原油換算量)					計
						電気	ガス	油	熱	その他	
1	[詳細]	○	既存	電気式パナソニックエアコン エコエアコン OLD-450TMAK	1	2,415 kl	0.000 kl	0.000 kl	0.000 kl	0.000 kl	2,415 kl
2	[詳細]	○	導入予定	電気式パナソニックエアコン エコエアコンW NEW-450TMAK	1	1,363 kl	0.000 kl	0.000 kl	0.000 kl	0.000 kl	1,363 kl
合計						1,052 kl	0.000 kl	0.000 kl	0.000 kl	0.000 kl	1,052 kl

<設備情報詳細 画面>

設備情報登録

注意:
エネルギー使用量の計算に使用する内容が更新された可能性があります。当設備情報を再度編集・保存して最新の計算結果を確認してください。

[編集](#) [戻る](#)

エラーメッセージを確認し、「編集」をクリック

<設備情報編集 画面>

設備情報

製造メーカー: 製品名: 型番*: 1 NEW-450TMAK / 13.00 kW / 14.50 kW 台数*: 1

「導入予定設備」を更新した場合は、必ず一度「--なし--」を選択する。(情報の更新を行うため)

製造メーカー: 〇〇株式会社 製品名: エコエアコンW 型番*: 2 NEW-450TMAK / 13.00 kW / 14.50 kW 台数*: 1

改めて導入予定設備の型番を選択する。

エネルギー使用量

3 [原油換算量計算](#)

「原油換算量計算」をクリック

月	運転種別	定格能力 (kW)	月間平均負荷率 (%)	月間平均COP	冷房運転時間 (h)	エネルギー使用量 (kWh)	原油換算量 (kl)
1月	暖房	25.000	19.4	5.70	300	250.2	0.064

No. 対象機器 製造メーカー 製品名 本体構成機器

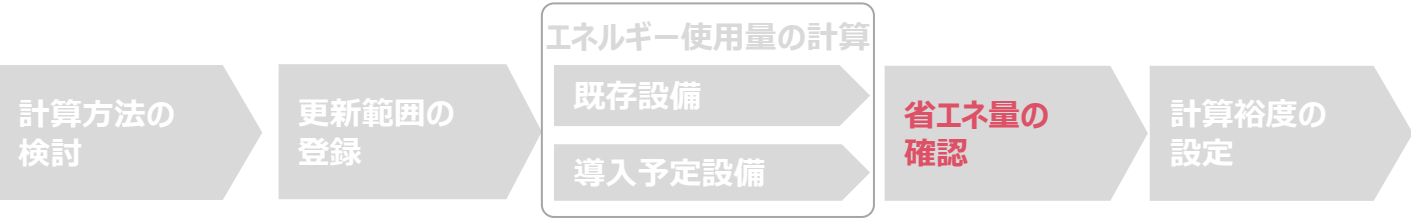
1 室内機 〇〇株式会社 エコエアコンW

4 [保存](#)

「保存」をクリック

※導入予定設備情報を更新した場合は、忘れずに 1、2 を行うこと。
また、申請書情報又は更新範囲情報を更新した場合は、忘れずに 3 を行うこと。
申請書情報(又は更新範囲情報)と導入予定設備情報を更新した場合は、忘れずに 1 2 及び 3 を行うこと。
1 2、又は 3 を行わずに 4 を行った場合でも、<設備情報一覧画面>の「要計算」から「○」が外れるため、そのまま提出した場合、計算が合わず**不備となるため、十分注意すること。**

6-3 省エネルギー量の確認



登録情報の確認

「申請書詳細 画面」の「導入設備情報一覧」で、設備の計算漏れが無いかを確認してください。

<申請書詳細 画面> - <導入設備一覧>

導入設備一覧							
No.	詳細	設備区分	種別	製造メーカー	製品名	型番	台数
1	直結配	高効率空調	電気式パッケージエアコン	〇〇製作所	NEW-Z24TMAK	エコエアコンW	1

事業全体での省エネルギー量の確認

計算された省エネルギー量の算出結果を確認します。
申請する補助事業の省エネルギー効果を必ず確認してください。

<申請書詳細 画面> - <省エネルギー効果計算(総括)>

省エネルギー効果計算(総括)													
No.	詳細	設備区分	事業実施前 原油換算使用量	省エネルギー量(原油換算)						裕度	計画省エネルギー量 (原油換算)		
				電気	ガス	油	熱	その他	合計		合計	削減率	
1	〔詳細〕	高効率照明	0.240kl	0.240kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	0.240kl		kl	0.0%	
2	〔詳細〕	高効率空調	6.572kl	1.731kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	1.731kl		kl	0.0%	
3	〔詳細〕	産業ヒートポン プ	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl		kl	%	
4	〔詳細〕	業務用給湯器	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl		kl	%	
5	〔詳細〕	高性能ボイラ	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl		kl	%	
6	〔詳細〕	低炭素工業炉	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl		kl	%	
7	〔詳細〕	変圧器	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl		kl	%	
8	〔詳細〕	冷凍冷蔵庫	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl		kl	%	
設備小計			1	6.812kl	1.971kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	2	1.971kl	-	0.000kl	0.0%
事業全体の合計				6.812kl	1.971kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl		1.971kl	-	0.000kl	0.0%

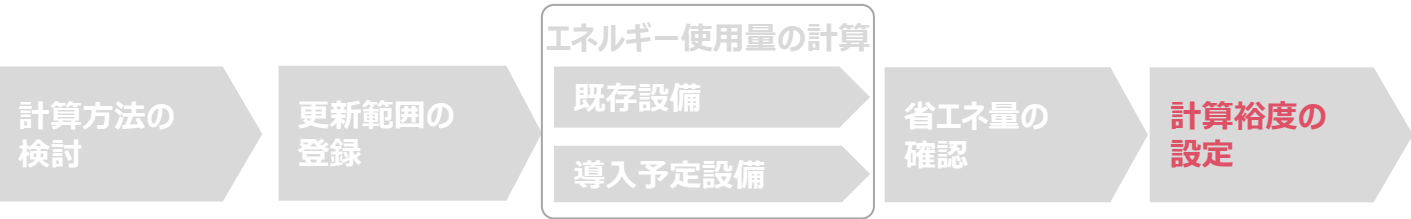
マイナスの値でも可(※)

マイナスの値は不可

裕度が加味された
合計値が表示される
(P. 7 6 参照)

※既存設備と導入予定設備で使用エネルギーが異なる場合、使用エネルギーごとの合計(1)にマイナスの値が表示
される場合がありますが、合計(2)がプラスの値であれば問題ありません。
ただし、事業全体の省エネルギー量の合計(2)が「0」またはマイナスの値となる場合は、省エネルギー効果を得られて
いないため、交付申請を行うことが出来ませんのでご注意ください。

6-4 計算裕度の設定



■ 計算裕度設定画面の表示

計算裕度を登録します。

<申請書詳細 画面>

The screenshot shows the 'Application Details' screen. A red box highlights the '計算裕度登録' (Calculation Margin Registration) button in the top navigation bar. A red dashed arrow points from this button to the '計算裕度登録' label in the bottom right corner of the screenshot.

■ 申請書詳細

- 1 [計算裕度登録] をクリックし、計算裕度登録画面を表示

The screenshot shows the 'Calculation Margin Registration' screen. It displays a table for selecting margins for various equipment. A red box highlights the '保存' (Save) button at the bottom right. A red dashed arrow points from this button to the '保存' label in the bottom right corner of the screenshot.

導入対象	裕度
高効率照明	10% 11% 12% 13% 14% 15% 16% 17% 18% 19% 20%
高効率空調	10% 11% 12% 13% 14% 15% 16% 17% 18% 19% 20%
産業ヒートポンプ	10% 11% 12% 13% 14% 15% 16% 17% 18% 19% 20%
業務用給湯器	10% 11% 12% 13% 14% 15% 16% 17% 18% 19% 20%
高性能ボイラ	10% 11% 12% 13% 14% 15% 16% 17% 18% 19% 20%
低炭素工業炉	10% 11% 12% 13% 14% 15% 16% 17% 18% 19% 20%
変圧器	10% 11% 12% 13% 14% 15% 16% 17% 18% 19% 20%
冷凍冷蔵庫	10% 11% 12% 13% 14% 15% 16% 17% 18% 19% 20%

■ 裕度選択

- 2 裕度（プルダウン）
設備区分ごとに10～20%の裕度を選択
最低でも10%の裕度設定は必須

■ 裕度登録

- 3 保存
内容を確認し、問題がなければ[保存]をクリック

登録が完了すると、「申請書詳細 画面」に戻ります。
「省エネルギー効果計算(総括)」の「計画省エネルギー量(原油換算)」欄に、裕度が加味された省エネルギー量が表示されます。

これで、すべての必要情報の登録、及び省エネルギー効果計算は完了です。

6-5 独自計算を用いた際のエネルギー使用量の登録

■「独自計算」を用いた場合の情報の登録について

「独自計算」で既存設備、導入予定設備のエネルギー使用量を算出した場合は、その結果を補助事業ポータルに登録する必要があります。

補助事業ポータルでは、入力されたエネルギー使用量を自動的に原油換算し、事業全体の省エネルギー効果を算出します。

■更新範囲の登録

「独自計算」を用いる際には、更新範囲登録画面の計算方法の欄で必ず「独自計算」を選択し、確定ボタンをクリックしてください。その後、更新範囲の名称を入力の上、登録してください。

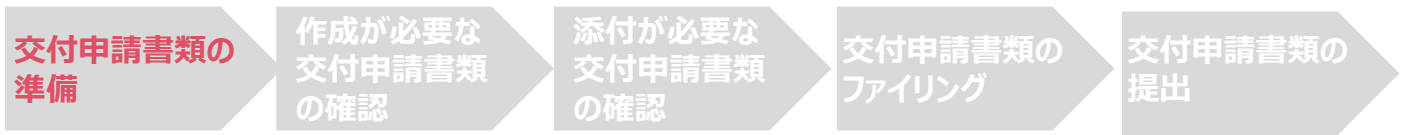
※「独自計算」を選択した場合は、稼働条件（稼働時間や必要熱量 等）の登録は行いません。

独自計算の詳細は、別冊「設備別 省エネルギー効果計算の手引き **独自計算（全設備区分共通）**」を参照してください。

第7章 交付申請書類の提出

本事業に必要な書類の印刷から郵送までを説明します

7-1 交付申請書類の種類



■ 交付申請書類の準備から提出まで

補助事業ポータルにて作成した書類、及び必要に応じて入手した書類をファイリングして、S I Iへ郵送します。書類によって入手方法が異なりますので、「交付申請書類一覧表」をよく確認の上、書類を作成・提出してください。

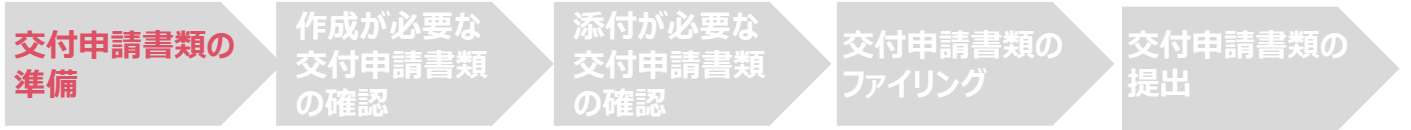
- ※ファイリングや郵送の詳細については、[7-4 交付申請書類のファイリング][7-5 交付申請書類の提出]をご覧ください。
- ※P. 8 5～P. 9 0に、提出が必要な書類のサンプルを掲載しています。提出前に全ての書類が揃っているか、再度確認してください。
- ※写しの書類は文字がはっきり読み取れるようにしてください。
- ※基本的にモノクロ印刷で問題ありませんが、カラーの方が分かりやすい書類については、カラー印刷をお願いします。

■ 交付申請書類一覧表

交付申請書類として提出が必要な書類の一覧です。「入手方法」の詳細については、次ページをご覧ください。

No.		書類名称	入手方法	原本または写し
1		交付申請書（様式第1）	ポータル出力	原本
		交付申請書（別紙）	ダウンロード	原本
		補助金及び交付申請に関する同意書	ポータル出力	原本
2 （実施計画書）	1	事業概要	ポータル出力	原本
		共同申請者情報（別紙）※共同申請時	ポータル出力	原本
	2	資金調達計画	ポータル出力	原本
	3	事業実施に関連する事項	ポータル出力	原本
	4	事業スケジュール	ポータル出力	原本
	5	発注区分表	ポータル出力	原本
	6	導入設備一覧	ポータル出力	原本
	7	エネルギー使用量計算書	ポータル出力	原本
	8	省エネルギー効果計算書	ポータル出力	原本
	9	省エネルギー効果総括表	ポータル出力	原本
	10	既存設備の撤去範囲	ダウンロード可	原本または写し
	11	導入予定設備の配置図	ダウンロード可	原本または写し
3 （見積書）	1	見積依頼仕様書	ダウンロード可	写し
	2	見積金額一覧表	ポータル出力	原本
	3	見積書（3者分）	別途入手	写し
添付1		会社概要	ダウンロード可	原本
添付2		商業登記簿謄本(全部事項証明書)等	別途入手	原本
添付3		建物の登記簿謄本(全部事項証明書)等	別途入手	原本
添付4		設備の製品カタログ/設備の仕様書	別途入手	原本または写し

7-1 交付申請書類の種類



※以下の書類は必要に応じて提出

No.	書類名称	入手方法	原本または写し
添付5	設備設置承諾書	ダウンロード可	原本
添付6	リース契約内容申告書	ダウンロード	原本
	リース料金計算書	ダウンロード	原本
	リース契約書案	別途入手	写し
添付7	E S C O 料金試算書	別途入手	写し
	E S C O 契約書案	別途入手	写し
添付8	省エネルギー効果独自計算書 ※併せて計算の根拠資料も提出のこと。	ダウンロード	原本

■ 交付申請書類の種類と入手方法

書類の入手方法には、4 種類があります。

入手方法	説明
ポータル出力	補助事業ポータルに入力した内容が、指定の書類形式で出力されます。
ダウンロード	補助事業ポータルのトップページからフォーマットをダウンロードし、必要事項を記入して提出してください。 ※補助事業ポータルから ダウンロードしただけでは書類は作成されません のでご注意ください。
ダウンロード可	補助事業者で作成する必要がある書類 です。 書式は自由ですがSIIのホームページまたは補助事業ポータルのトップページでも見本（フォーマット）をダウンロードして作成することができます。
別途入手	補助事業ポータルからは出力されない書類で、補助事業者にて 別途入手が必要 です。

■ 提出用の書類を印刷する方法

<①入手方法が「ダウンロード」、「ダウンロード可」の書類の印刷方法>

1. 補助事業ポータルメニューから「ダウンロード」をクリック。

2. 印刷したい書類名をクリック。

ダウンロード

- ◆公費申請
 - 公費申請(設備導入補助)
 - 公費申請(省エネ設備導入補助)
- ◆交付申請の手引き
 - 交付申請の手引き(大企業用)
- ◆交付申請に必要な書類<必須>
 - 申請書類チェックリスト
 - 交付申請書(役員名簿)
- ◆設備導入補助
 - 既設設備の撤去範囲 / 導入予定設備の配置図
- ◆FEMS設備導入補助
 - システム概要図
 - 計画・制御対象一覧(ポイントリスト)
 - FEMS活用方針書
 - 導入システム機能確認書
- <必要に応じて確認・提出>
 - 交付申請書(のりみ)
 - 見積依頼書
 - 会社概要
 - 設備設置承諾書
 - リース契約内容申告書
 - リース料金計算書
 - 省エネルギー効果独自計算書
 - 事業実施に関連する事項の説明

3. 表示された拡張子のファイル形式で、各書類がダウンロードされる → ファイルを開いて作成・印刷する。

- [xls] (提出書類が揃っているかのチェックリスト)
- [xls] (交付申請書の別紙)
- [xls] (既設設備の撤去範囲 / 導入予定設備の配置図のフォーマット)
- [xls] (FEMS設備導入のシステム概要図のフォーマット)
- [xls] (FEMS設備導入の計画・制御対象一覧のフォーマット)
- [xls] (FEMS設備導入のFEMS活用方針書のフォーマット)
- [xls] (FEMS設備導入の導入システム機能確認書のフォーマット)
- [doc] (交付申請書ののりみ)
- [xls] (見積依頼時に使用する書式)
- [xls] (会社概要を申告する書式)
- [doc] (建物所有者へ設備設置の承諾を得た事を証明する書式)
- [doc] (リース契約の内容を整理、申告する書式)
- [xls] (リース料金の計算が正しいことを確認する書式)
- [xls] (独自計算の過程と結果を記載する書式)
- [doc] (他の補助金の詳細を申告する書式)

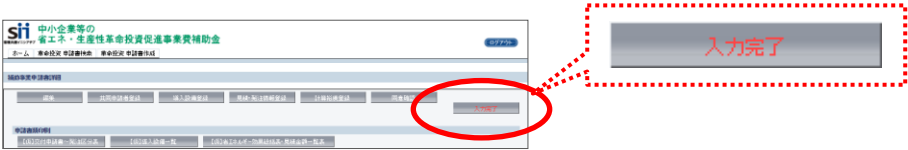
80

7-1 交付申請書類の種類

<②入手方法が「ポータル出力」の書類の印刷方法>

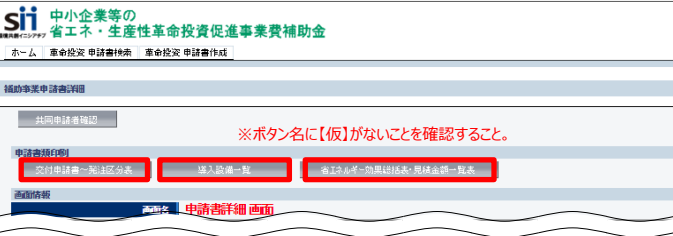
「入力完了」をクリックすると入力データの編集が出来なくなります。よく確認ください。

すべての登録・修正が完了したら「入力完了」ボタンをクリックして補助事業ポータルに登録された内容を確認し、各書類を印刷します。

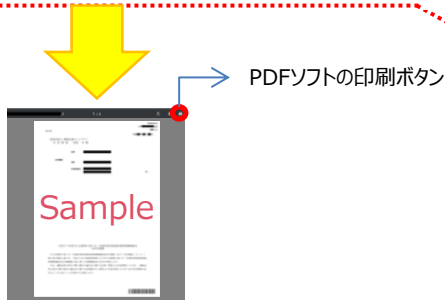


! 申請者が「入力完了」の取消し等を行う機能を設けていません。
やむを得ず取消し等を行う場合はS I I へご連絡ください。

<申請者詳細 画面> ※ログインしてすぐの画面



申請書類名のボタンをクリックすると、まず書類の印刷イメージが表示されるので、それを紙に印刷します。
※各ボタンと印刷できる書類の対応については下表参照。



<設備情報一覧 画面> ※左記「申請書詳細 画面」からボタンをクリックして画面移動。



◆「申請書類印刷」ボタンと、印刷できる書類の対応表

	ボタン名	印刷できる書類
申請書詳細画面	交付申請書 ～ 発注区分表	・交付申請書（様式第1）（項番1/2） / 交付申請書（別紙）（項番2/2） ・補助金及び交付申請に関する同意書 ・2-1 事業概要 ・2-2 資金調達計画 / 2-3 事業実施に関連する事項 ・2-4 事業スケジュール / 2-5 発注区分表
	導入設備一覧	・2-6 導入設備一覧
	省エネルギー効果計算総括表・見積金額一覧表	・2-9 省エネルギー効果総括表 ・3-2 見積金額一覧表
設備情報画面	エネルギー使用量計算書（設備毎）	・2-7 エネルギー使用量計算書
	省エネルギー効果計算書（更新範囲別）	・2-8 省エネルギー効果計算書

7-2 交付申請書類の準備

＜既存設備の撤去範囲/導入予定設備の配置図＞

既存設備の撤去範囲、及び導入予定設備の配置図は、「省エネルギー効果計算書（更新範囲別）」の更新範囲と型番・台数が一致するように作成してください。書式は自由ですが、補助事業ポータルトップページでもフォーマットをダウンロードして作成することができます。可能な限り活用してください。

記載例

既存設備の撤去範囲

1

図面

2

3

4

5

2

既存設備内訳

更新範囲	製品名	型番	付番の範囲	台数
既存-α	LED照明器具	AAA-001	001~005	5
既存-α	LED照明器具	BBB-002	001~010	10
既存-α	LED照明器具	CCC-003	010~014	5
既存-α	LED照明器具	AAA-001	001~014	14
既存-α	LED照明器具	DDD-004	015~019	5
既存-α	LED照明器具	BBB-002	010~019	10
既存-α	LED照明器具	CCC-003	010~014	5

記載例

導入予定設備の配置図

1

図面

2

3

4

5

2

導入設備内訳

更新範囲	製品名	型番	付番の範囲	台数
既存-α	LED照明器具	AAA-001	001~005	5
既存-α	LED照明器具	BBB-002	001~010	10
既存-α	LED照明器具	CCC-003	010~014	5
既存-α	LED照明器具	AAA-001	001~014	14
既存-α	LED照明器具	DDD-004	015~019	5
既存-α	LED照明器具	BBB-002	010~019	10
既存-α	LED照明器具	CCC-003	010~014	5

- 1

申請書番号、事業所名称、建物・フロア名を記載する。

※記載漏れに注意してください。

※複数階の場合は階ごとに図面を作成してください。
- 2

既存設備/導入予定設備の範囲を、同一の稼働条件で区別した更新範囲ごとに枠線などで明確にする。
- 3

既存設備/導入予定設備それぞれ1台ずつに番号を付す等して、台数を明確にする。

※番号は重複しないよう注意してください。
- 4

省エネルギー効果計算書（更新範囲別）と同じ更新範囲名を記入する。
- 5

下記項目を明記する。

・更新範囲

・製品名

・型番

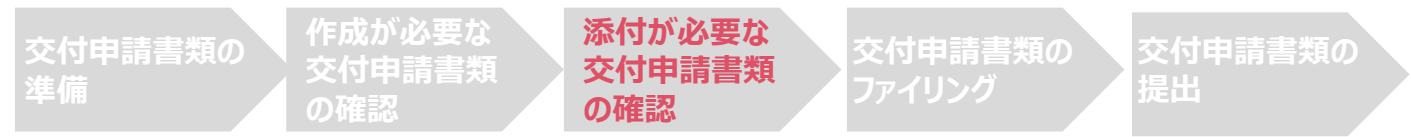
・付番の範囲

・台数

※既存設備の型番が分からない場合は型番の記載は不要ですが、種類等で他と区別できるようにしてください。

※省エネルギー効果計算書（更新範囲別/既存設備）の書式と、記載内容（更新範囲、製品名、型番、台数）に相違がないことを必ず確認してください。

7-2 交付申請書類の準備



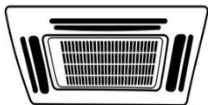
■書類作成時の注意点（「別途入手」する書類）

<設備の製品カタログ/設備の仕様書>

「設備の製品カタログ/設備の仕様書」について取得した見積のうち、設備費用が最低価格の導入予定設備の製品カタログ、メーカー発行の仕様書を提出してください。
なお、以下 3 点を確認の上、提出してください。

- 最も安価な補助対象経費の見積に記載された導入予定設備の製品カタログ/メーカー発行の仕様書であること
- 「公募要領 別表 1」の基準を満たすことを示す各項目に、蛍光ペン等で目印を付けていること
- 導入予定設備が複数ある場合は、全ての設備の製品カタログ/メーカー発行の仕様書があること

【空調の製品カタログ例】



NEWシリーズ
ECOタイプ

■製品情報

製品名：NEWシリーズ ECOタイプ

型番：NEW-1500VH

希望小売価格(円)(税別)：¥200,000

電源：三相 200

APF：6.4

定格能力 (kW)：冷房4.0 (1.2～5.0)

：暖房4.5 (0.9～7.5)

消費電力 (kW)：冷房定格 1.20

：暖房定格 1.08

.....

.....

.....

KT社

複数ページの製品カタログの場合、該当箇所を確認しやすくするために、該当ページに付箋等で目印をつけてください。

補助事業ポータルで入力された以下の情報について、左記の例を参考に蛍光ペンなどで目立つように印をつけてください。

- ・設備の情報（製品名、型番など）
- ・「公募要領 別表 1」の基準値
- ・省エネルギー効果計算で使用した値

製品カタログの該当ページに、メーカー名が記載されていない場合は、メーカー名が分かる表紙などの写しを添付してください。

※添付する際は、表紙を一番上にして製品カタログページを下に重ねてください。

※「メーカー名」、「型番」、「性能値」が明確であれば、製品カタログの全てではなくその箇所のみを抜粋し、提出しても問題ありません。

7-3 交付申請書類サンプル

■ 交付申請書類のサンプル

赤枠・・・ポータルから出力
青枠・・・ダウンロードした書類に記載
灰色枠・・・別途入手

2-10 既存設備の撤去範囲

記載例

既存設備の撤去範囲

1 図面

2 既存設備内訳

設備区分	品名	単位	数量	撤去範囲	備考
照明器具	LED照明器具	台	100	100	
	LED照明器具	台	50	50	
	LED照明器具	台	50	50	
	LED照明器具	台	50	50	
LEDダウンライト	LEDダウンライト	個	50	50	
	LEDダウンライト	個	50	50	
	LEDダウンライト	個	50	50	
	LEDダウンライト	個	50	50	

ダウンロード可

写し提出

2-11 導入予定設備の配置図

記載例

導入予定設備の配置図

1 図面

2 導入設備内訳

設備区分	品名	単位	数量	配置範囲	備考
照明器具	LED照明器具	台	100	100	
	LED照明器具	台	50	50	
	LED照明器具	台	50	50	
	LED照明器具	台	50	50	
LEDダウンライト	LEDダウンライト	個	50	50	
	LEDダウンライト	個	50	50	
	LEDダウンライト	個	50	50	
	LEDダウンライト	個	50	50	

ダウンロード可

写し提出

3-1 見積依頼仕様書

見積依頼仕様書

補助事業名：高効率LED照明の導入による省エネルギー事業

件名：その他LED照明器具およびLEDダウンライトの導入

設備区分：高効率照明

以下仕様要件を満たす、見積をお願いいたします。

平成 28 年 〇 月 〇 日

法人名：株式会社〇〇サー IP

代表者等名：〇〇 〇〇

納期：平成〇年〇月〇日

支払条件：前払金

No.	主要設備等の名称	要求仕様	数量
1	その他LED照明器具	昼光色：110 lm/W以上、Ra80以上	100 台
2	その他LED照明器具	昼白色：70 lm/W以上、Ra80以上	50 台
3	LEDダウンライト（埋込穴 30mm以下）	昼光色：85 lm/W以上、Ra70以上	50 台
4			台
5			台
6			台
7			台
8			台
9			台
10			台

※「平成27年度補正予算中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」の別表1に定める省エネルギー基準を満たすこと

ダウンロード可

写し提出

3-2 見積金額一覧表

3-2 見積金額一覧表

補助事業名：高効率LED照明の導入による省エネルギー事業

件名：その他LED照明器具およびLEDダウンライトの導入

（印）〇〇照明

設備区分	高効率照明
補助対象経費（税抜）	設備費
	5,000,000
	500,000
補助対象外経費（税抜）	工事費
	5,000,000
	0
消費税	600,000
合計	11,100,000

■見積比較

見積取得先会社名	（印）〇〇照明	〇〇サービシ（株）	〇〇電設（株）
補助対象経費合計（税抜）	5,000,000	5,500,000	6,000,000

ポータル出力

原本提出

※ S I I のホームページ、又は補助事業ポータルからフォーマットのダウンロードができます。

「3-3 見積書」は割愛します。

7-3 交付申請書類サンプル

■ 交付申請書類のサンプル

赤枠・・・ポータルから出力
青枠・・・ダウンロードした書類に記載
灰色枠・・・別途入手

添付 1 会社概要

■ 会社概要申告書

以下の通り、会社の概要を申告いたします。

作成日: _____

作成者名: _____

法人名(商号)	フリガナ
代表者(代表取締役)	フリガナ
会社法人等番号 ※法人番号取得済	
所在地(本店所在地)	フリガナ 〒
代表電話番号	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
事業内容	
主な事業所	

ダウンロード可

原本提出

添付 2 商業登記簿謄本
(履歴事項全部証明書)

別途入手

原本提出

※会社概要が入手できない場合は補助事業ポータルから「会社概要申告書」をダウンロードし、作成・提出すること。

添付 3 建物の登記簿謄本
(全部事項証明書)

別途入手

原本提出

添付 4 設備の製品カタログ

■ 製品情報

製品名：NEWシリーズ ECOタイプ

型番：NEW-1500VH

希望小売価格(円)(税別)：¥200,000

電源：三相 200

APF：6.4

定格能力 (kW)：冷房4.0 (1.2～5.0)

：暖房4.5 (0.9～7.5)

消費電力 (kW)：冷房定格 1.20

：暖房定格 1.08

.....

.....

.....

KT社

別途入手

写し提出

※建物所有者と、設備所有者が異なる場合は、添付 5「設備設置承諾書」を添付すること。

赤枠・・・ポータルから出力
青枠・・・ダウンロードした書類に記載
灰色枠・・・別途入手

添付 8 省エネルギー効果 独自計算書					
省エネルギー効果独自計算書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">製造番号</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">製造所名称</td> <td></td> </tr> </table>	製造番号		製造所名称	
製造番号					
製造所名称					

ダウンロード

原本提出

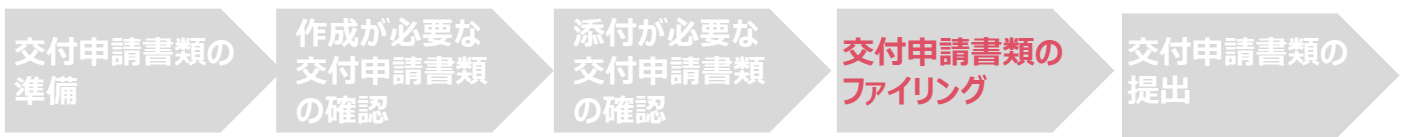
【添付 6 及び添付 7 について】

その他の、「リース契約書案」、添付7「E S C O契約書案」「E S C O料金試算書」については、それぞれのリース会社、E S C O事業者の様式に従ってください。

【リース契約にて設備を導入する場合について】

90

7-4 交付申請書類のファイリング



■書類の最終確認

交付申請書類が全て揃ったら、書類をファイリングします。
ファイリング前に、提出書類に抜けがないかどうか「提出書類チェックシート」を使って最終確認をしてください。

＜提出書類チェックシート＞

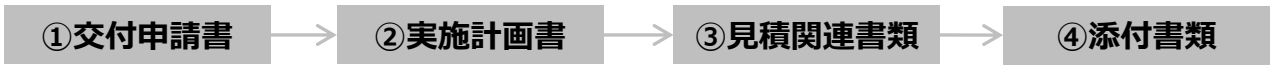
[illegible]

- ・「提出書類チェックシート」は、補助事業ポータルからダウンロードしてください。
- ・このチェックシートも、交付申請書類として提出します。
必ず印刷し、チェックを行ってください。

■ファイリングの方法

次ページに、具体的なファイリングの順番と、綴じる際のイメージ図を掲載しました。

ファイリングする順番の構成は以下の通りですが、各項目の中でも順番が指定されています。イメージ図をよく確認し、異なる順番で綴じないよう注意してください。



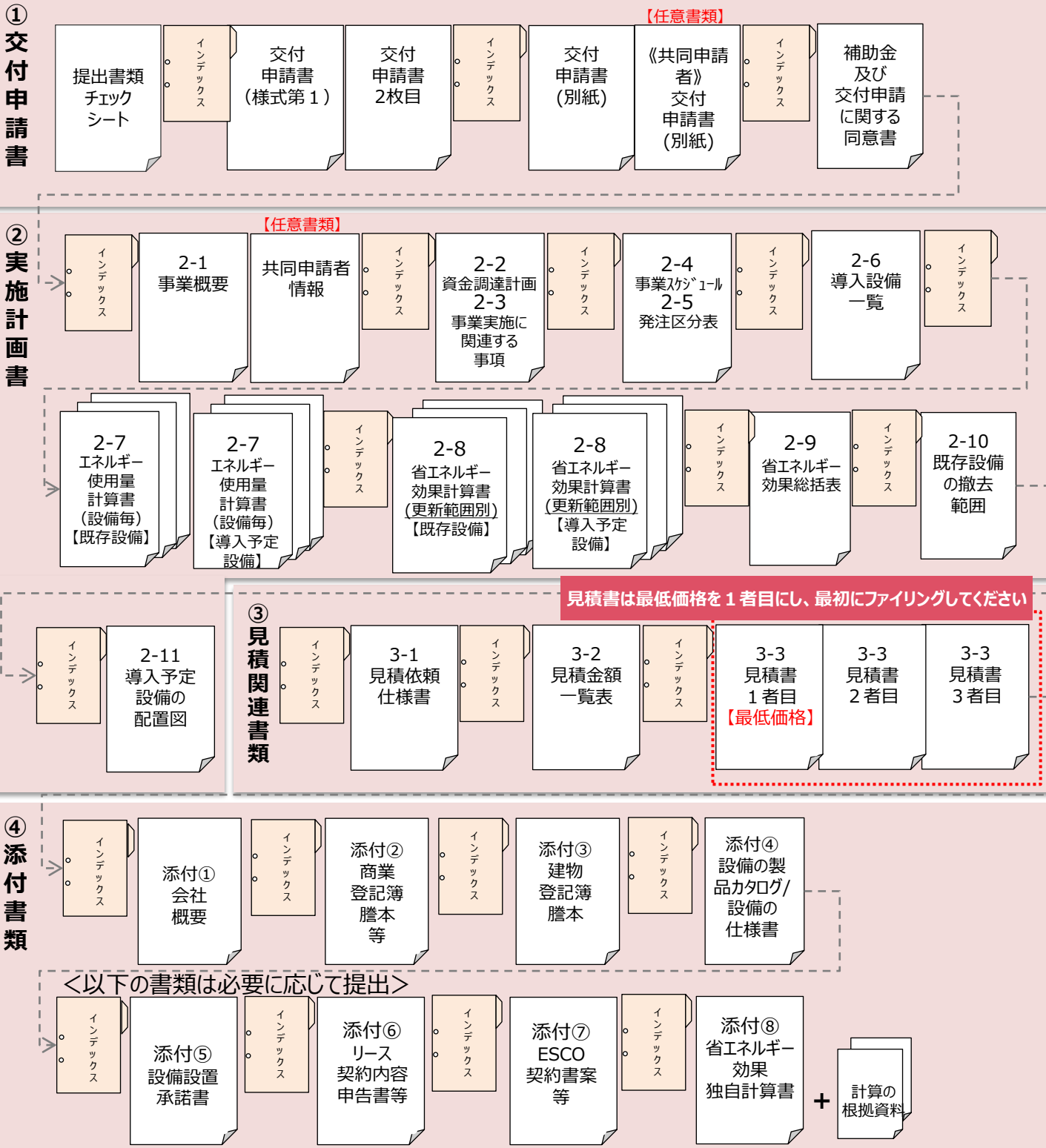
- ・提出書類はA 4 用紙の片面印刷としてください。A3用紙を使用する場合は、右半面を折りたたんで綴じ込んでください。
- ・全ての書類は穴を開け、直接ファイリングしてください。（クリアフォルダに入れない。袋綴じは不可）
- ・書類の左側は十分に余白を取り、記載部分にかからないようにしてください。
- ・申請書はホチキス留めをしないでください。

**複数事業所分の申請を行う場合でも事業所単位で別々のファイルを作成してください。
複数事業所分の申請をまとめてひとつの申請として提出することはできません。**

7-4 交付申請書類のファイリング

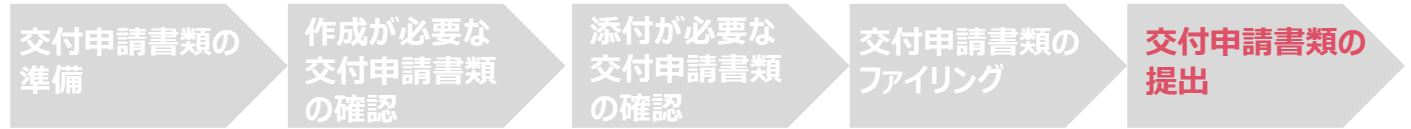
■書類のファイリング方法について

ファイリングは、以下の順番となります。書類の種類が変わるごとに、「インデックス」を挟みこんでください。



設備が複数の場合、「2-7」「2-8」「2-10」「2-11」「3-1」「3-2」「3-3」の書類についてはインデックスごとに複数の設備の分の書類をまとめてください。

7-5 交付申請書類の提出



書類とファイルの提出について

- ・ファイルは、A4版の2穴タイプで背表紙があるものを使用してください。 ※素材の指定はありません。
- ・提出書類一式は正副の2部で構成し、**正をS I Iへ提出し、副を手元に保管してください。**

各表紙には右記項目を記載してください。

①
平成27年度補正予算
中小企業等の
省エネ・生産性革命
投資促進事業費補助金

交付申請書

②
KT-○○○○○○○○

③
●●株式会社

④
●●工場

表紙	背表紙
① 事業名称	② 申請書番号 ※
② 申請書番号 ※	③ 事業者名
③ 事業者名	④ 事業所名
④ 事業所名	

※ 補助事業ポータル入力時に発番される「KT-」から始まる番号です。

インデックス見本
各書類の最初には該当書類のNo.と書類名称インデックスを挿入してください。
※ 書類自体に、直接インデックスを貼らないでください。

1、交付申請書

S I I にて管理用シールを貼付するため5cm程度の空枠を確保してください。

ファイリングした書類を下記受付期間内に指定の私書箱へ郵送してください。

交付申請書類の受付期間

【一次公募】平成28年3月22日(火)～平成28年4月22日(金) 17:00必着

- ※ 受付は、平成28年4月22日の17:00までに指定の私書箱に到着したものに限り（消印日ではありません。）
- ※ 交付申請書類は必ず郵送してください。交付申請書類のS I Iへの直接の持ち込みは不可となります。

書類郵送先 （必要に応じて下記点線で切り取り、宛名札として使用ください。）

〒115-8691
赤羽郵便局私書箱45号
一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第一グループ

「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」

交付申請書在中

封筒に「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」交付申請書在中」と赤字で明記してください。

以上で交付申請の手続きは終了です。

第8章 FEMSを申請される方

FEMSを導入する場合の交付申請の流れを説明します

※本章は、「FEMS導入補助」の交付書類申請までの流れのうち、主に「設備導入補助」と異なる点について説明しています。「公募要領（FEMS導入補助）」を併せて、ご確認ください。

8-1 FEMS導入申請時の注意事項



■ 導入する設備の検討

FEMS導入事業は、更新だけでなく新規導入、既設FEMSへの増設を行う場合も補助対象となります。いずれの場合も、FEMSの更新・導入・増設を行うことで、更なる省エネルギー効果が得られることが必要です。また、導入するFEMSは、公募要領に示された「**FEMS機能要件表**」に定められた機能を充足することが必要です。公募要領にて補助要件をよく確認の上、導入するFEMSを検討してください。

※「FEMS機能要件表」は、本章P.97、または公募要領（FEMS導入補助）P.9をご覧ください。
※計測・制御設備単体では補助対象となりませんので、注意してください（増設を除く）。

■ 補助対象となるFEMS例

主装置・盤	計測制御主装置、ローカルサーバー、ロガー、主装置盤 等
計測計量機器	電力量センサー、ガスメーター、流量計、温湿度センサー、熱量計、パルス検出器 等
機械監視装置	生産量計測装置、設備稼働状況監視装置 等 ※省エネ寄与するものに限る
制御機器	リレースイッチ、コントローラー、インバーター、流量調整弁、自動制御設備、PLC※1 等
通信装置	モデム、ルーター、PLC※2 等
モニター装置	監視用端末、PC、タブレット、モニター 等 ※FEMS専用端末に限る
ソフトウェア	需要予測、最適化計算、最適制御システム 等

※1 制御PLC（Programmable Logic Controller）
※2 通信PLC（Power Line Communication）

8-1 FEMS導入申請時の注意事項

■ 注意事項

□ ポイント：設置場所について

公募要領（FEMS導入補助）P.5

設置場所：日本国内で既に事業を営んでいる既築の「工場」。

「工場」＝不動産登記簿上の種類が「工場」の場合に限定

※ただし、「工場」以外で登記簿に登録されている場合であっても、設置場所となる建物の外観写真（全体像がわかるもの）、及びその工場内に設置されている設備の写真など、「工場」として操業していることが証明できる場合に限り、交付申請を行うことができます。

不動産登記簿上で建物の種類が「工場」以外の場合

建物写真（外観）

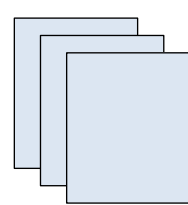


+

設備の写真



交付申請書類



□ ポイント：FEMS機能要件表について

公募要領（FEMS導入補助）P.9

● **導入予定のFEMSは、「FEMS機能要件表」に定める機能を充足することが必要です。**

※上記に加え、FEMSを活用した省エネ実施方法や、管理指標および目標値と達成予定時期等を含む「FEMS活用方針書」の提出が必要です。

□ ポイント：省エネルギー効果の計算について

公募要領（FEMS導入補助）P.14

● **FEMS導入による省エネルギー効果を示すことが必要です。**

FEMS導入による省エネルギー効果の計算には、（１）指定削減率を用いる方法、（２）占有率と削減率を用いる方法、（３）補助事業者が独自に削減効果を計算する方法の3パターンがあります。「設備導入補助」とは、計算方法が異なりますのでご注意ください。

なお、設備更新とFEMS導入を同時に行う場合は、設備導入による省エネルギー効果とFEMSによる省エネルギー効果を切り分けて計算することが必要です。

● **平成27年分の「事業所全体のエネルギー使用量」が確認できる書類が必要です。**

FEMS導入による省エネルギー効果の計算にあたり、「事業所全体の年間エネルギー使用量」の値が必要となります。平成27年分（1月～12月）の事業所全体のエネルギー使用量が確認できる資料を準備してください。

※電気料金の領収書等

8-1 FEMS導入申請時の注意事項

■ FEMS機能要件表 ※「公募要領（FEMS導入補助）」より抜粋

下表に示す全機能の保有は必須だが、実際に導入する機能はエネルギー種別ごとの全体使用量計測 + 目標設定・アラーム + 見える化までとし、個別回路計測や制御は任意とする。

No.	項目			保有機能	導入機能	機能
1	エネルギーの計測・見える化	全体※1※2	見える化	必須	必須	電力、ガスその他のエネルギーも含め、1か月以内の事業所全体のエネルギー使用量を統一単位（原油換算(kl)）で閲覧できること
2			内訳表示	必須	必須	1か月以下のエネルギー使用量の燃料別内訳を統一単位（原油換算(kl)）で閲覧できること
3		電力	全体電力使用量	必須	必須	事業所全体の電力使用量を計測できること（外部への売電を行う場合は売電量の計測もできること）
4			個別電力使用量 ※3	必須	任意	系統別や機器別、発電設備、蓄電設備、フロア別等の個別電力使用量が計測できること
5			計測間隔	必須	必須	計測点それぞれを30分以内の間隔で計測できること
6			見える化	必須	必須	全体及び個別計測点の30分以内電力使用量を閲覧できること
7		電力以外※2	全体エネルギー使用量	必須	必須	事業所全体のエネルギー使用量を計測もしくは入力できること
8			個別エネルギー使用量 ※3	必須	任意	機器別や製造ライン別のエネルギー使用量を計測もしくは入力できること
9			計測(入力)間隔	必須	必須	全体・個別それぞれの項目を1か月以内の間隔で計測・入力できること
10			見える化	必須	必須	全体及び個別計測点の1か月以内のエネルギー使用量を閲覧できること
11	接続機器制御	電力	個別機器制御 ※3	必須	任意	省エネルギーやデマンドピーク対策のために各機器を自動制御できること
12			デマンド目標設定と通知	必須	必須	事業所全体の30分デマンド値目標が設定でき、設定された目標値を超える蓋然性が高い場合には責任者へ自動的に通知できること
13			デマンド制御 ※3	必須	任意	設定した30分デマンド目標値以下に自動制御できること
14		電力以外※2	個別機器制御 ※3	必須	任意	省エネルギーのために各機器を自動制御する機能を有すること
15			使用量目標設定と比較	必須	必須	エネルギー種別毎に事業所全体の1か月以内使用量目標を設定でき、目標値と実績値を比較できること
16	データ保存・抽出	計測・入力データの保存		必須	必須	全計測及び入力データを13か月以上保存できること
17		制御履歴の保存 ※4		必須	必須	E M Sで行った制御履歴を13か月以上保存できること
18		計測・入力データの抽出		必須	必須	全計測及び入力データをcsv形式等で抽出できること

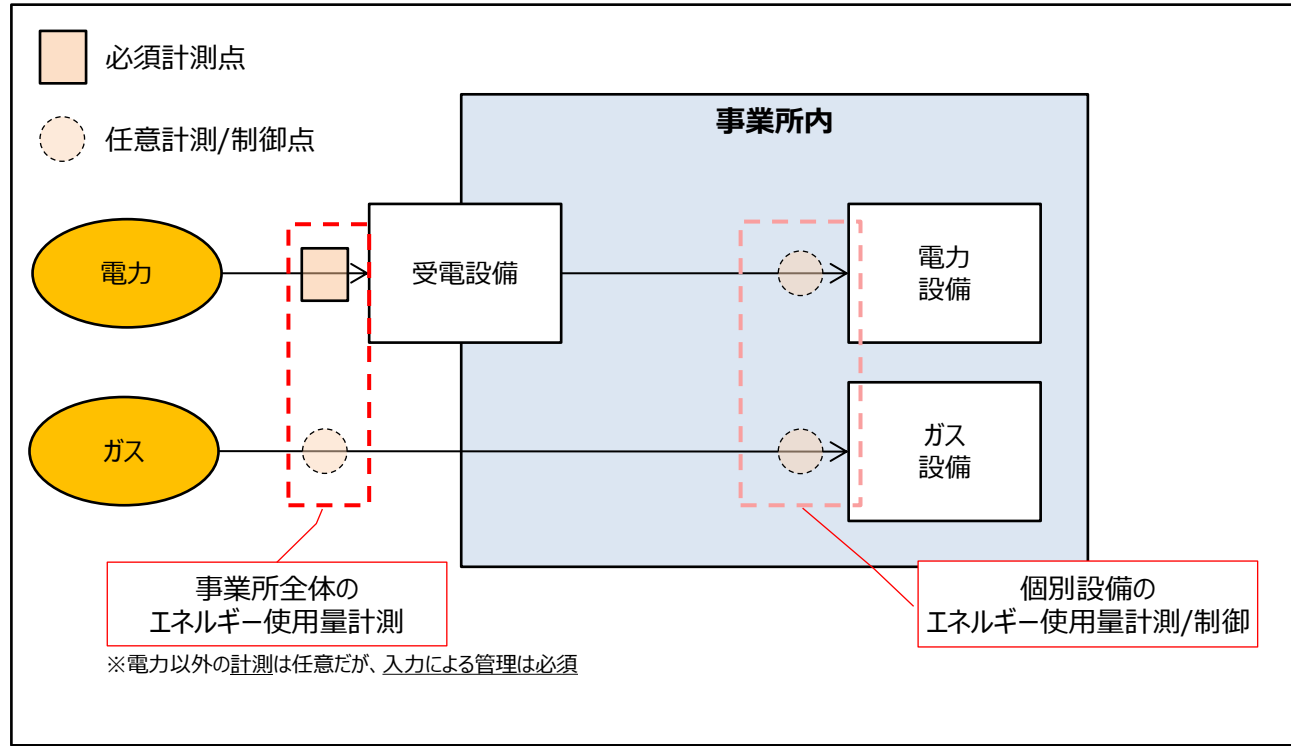
※1 ガス、重油、石油等の外部購入エネルギー。工場内部でボイラー等により発生する熱は対象外だが、外部からの熱供給は対象。
※2 電力のみで操業している工場など、将来的にも電力以外のエネルギー使用がないことが明らかな場合は当該機能保有・導入は「任意」とする。
※3 制御機能や子メータを導入しない場合、「FEMS活用方針書」に将来的な制御・計測予定設備と時期を記載すること。
※4 制御時間を計算できる状態でログを保存すること。
（制御発停時間、制御内容、制御対象設備など、アンサーバック取得と記録を推奨するが必須としない。）

8-1 FEMS導入申請時の注意事項

■計測の考え方

FEMSを導入する場合は、導入する事業所全体のエネルギー使用量を管理できる必要があります。
なお、電力以外のエネルギーについては1ヶ月単位の入力でも構いません。

【電力・ガスのみで操業している場合のイメージ】



■個別計測・制御の考え方

個別計測や制御は導入時点では必須ではありませんが、導入しない場合は「FEMS活用方針書」にて個別計測及び制御の導入計画を記載してください。

<FEMS活用方針書>

Form showing the FEMS活用方針書 (FEMS Utilization Policy Book) with various sections and checkboxes.

【将来的な導入計画の記載例】
<記載例>
1年後を目途にFEMSの制御機能の導入を計画している。
既存の空調設備に対してEMSによる時間帯制御を実施する予定。

※詳細はP.115参照

8-2 FEMSの見積書取得時の注意事項

■見積依頼仕様書の作成

見積取得にあたっては必ず「見積依頼仕様書」を作成し、「FEMS機能要件」に定められた機能を満たす仕様を販売事業者へ提示し、見積を取得するようにしてください。

※見積依頼仕様書の書式は自由ですが、補助事業ポータルからサンプルをダウンロードすることができます。
可能な限り活用するようにしてください。

サンプルをダウンロードして使用する場合は、「見積依頼仕様書（FEMS）」のシートを使用してください。

- ・「FEMS機能要件表」に定められた機能を満たす要求仕様にししてください。
- ・設備区分ごとに見積依頼仕様書を作成し、見積を取得してください。

<見積依頼仕様書の作成例>

3-1 見積依頼仕様書

自由書式にて作成した場合、「見積依頼仕様書」と分かるように記載。

補助事業名 : FEMS導入による省エネルギー事業

件名 : FEMSの導入

設備区分 : 工場エネルギー管理システム (FEMS)

以下仕様要件を満たす、見積をお願いいたします。

補助事業の完了予定日を
前提とした日を記載。

平成 28 年 〇〇 月 〇〇 日

法人名 : 株式会社〇〇リース

代表者等名 : 〇〇 〇〇

納期 : 平成〇年〇月〇日

支払条件 : 検収翌月末までに現金

No.	主要設備等の名称	要求仕様	数量
1	工場エネルギー管理システム (FEMS)	■計測 受電電力 (1点) 空調電力量 (3点) 照明電力量 (2点) 給湯ガス量 (1点) ■制御 ・空調 自動制御: 風量制御 (ON/OFF、風量のみ) →3点 1F~2F 計3台 (制御アダプタ利用) ・照明 自動制御: 時間帯別制御 (ON/OFFのみ) →2点 1F~2F 計25台 (制御アダプタ利用) ・給湯 制御なし	-

※「平成27年度補正予算中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」のFEMS要件機能表に定める機能を充足すること

補助事業名：
見積に正確に記載してもらうよう、販売事業者へ依頼してください。

件名：
FEMSの発注であることがわかるように件名を記載してください。

・要求仕様：
FEMSを導入する事業所内の使用エネルギー種別と、使用設備を基に、計測点、制御点と制御内容を具体的に記載してください。

- ### <見積依頼仕様書作成時の注意事項>
- ・特定メーカーや型式（型番）の指定は禁止です。
 - ・「FEMS機能要件表」の機能を満たす要求仕様を販売事業者へ提示してください。
※必ず「FEMS機能要件表」を販売事業者へ確認してもらってください。
 - ・「FEMS機能要件表」に定められた機能以外の仕様を提示する場合は、別紙等に記載し、見積依頼仕様書に添付してください。
(別紙等を添付した場合は、別紙等も交付申請書類として提出が必要です。)

見積依頼仕様書は交付申請に必要な提出書類です。
押印後に必ず写しを取ってください。

8-3 FEMSによる省エネルギー効果計算方法の検討



■省エネルギー効果計算の概要

本事業ではFEMS導入による省エネルギー効果を計算し、その原油換算量を申請することが必要です。
また、FEMS導入（更新・増設含む）による省エネルギー効果の計算は、省エネルギー設備の更新を行う場合とは異なり、事業所全体のエネルギー使用量を基にFEMSによる省エネルギー量を計算する必要があります。

なお、FEMSは裕度の計算をシステム上行いません。「簡易計算」「独自計算」の場合は裕度を加味した計算を行ってください。「指定計算」は裕度を加味した値となっています。

本事業では、下記の表に示す通り、3種類の計算方法を提供します。

<計算方法>

計算方法	概要	計算過程の 根拠資料
指定削減率を用いる	S I I が指定する削減率を用いて省エネルギー量を算出する。 指定のFEMSレベルに応じた指定削減率を事業所全体のエネルギー使用量に乗じて省エネルギー量を算出する方法。	不要
占有率とFEMS による削減率を用いる	制御対象設備が事業所全体のエネルギー使用量に対する占有率とFEMS導入による削減率から省エネルギー量を算出する。 この計算方法を用いる場合は、占有率及び削減率の計算過程と根拠を示した資料を提出すること。	必須
独自計算	過去の省エネルギー実績や制御対象機器の想定出力・エネルギー使用量と制御方法から独自に算出する。 この計算方法を用いる場合は、計算過程と根拠を示した資料を提出すること。	必須

■指定削減率について

導入するFEMSの機能に応じて「FEMSレベル」とそのレベルに応じた「指定削減率」を定義しています。補助事業ポータルにて、導入するFEMSのレベルを選択することで、事業所全体のエネルギー使用量から省エネルギー量を自動計算します。レベル基準は、下記「指定削減率表」をご確認ください。

<指定削減率表>

レベル	項目	システム概要	指定削減率
Lv. 1	見える化 + 目標設定・アラーム	事業所全体の各エネルギー使用量に対する使用量目標設定と見える化を行い、各エネルギー使用量の目標値を超える蓋然性が高い場合にメールや警報音等で通知を行うシステム	0.5%
Lv. 2	部分自動制御 (生産設備以外)	Lv.1に加え、空調・照明等生産設備以外の設備を目標値やスケジュールに応じて自動制御するシステム	1.0%
Lv. 3	全体自動制御 (生産設備含む)	Lv.2に加え生産系設備を含めて目標値やスケジュールに応じて自動制御するシステム	2.0%

※ FEMSの見える化機能のみを導入する場合（Lv. 1）は、必ず指定削減率を用いて計算してください。

※ 指定削減率を用いない場合であっても、FEMSレベルだけは選択してください。

8-4 FEMS情報の登録



■ FEMS事業に関する情報の登録

「申請書登録 画面」の「申請区分」にて、FEMSを含む区分を選択することにより、補助事業者及び補助事業の基本情報の登録とあわせて、FEMS事業に関する情報を登録できるようになります。

- ※ 「申請書登録 画面」は、補助事業ポータルへログインした後、「革命投資_申請書作成」タブを選択することで開きます。
- ※ 情報の登録方法については、4章に記載の「事業の基本情報の登録」を併せて、ご確認ください。

<申請書登録 画面>

「申請区分」をクリックし、FEMS導入の場合は「FEMS単体」を選択します。
省エネルギー設備への更新とFEMS導入の複合申請を行う場合は、「省エネ設備+FEMS」を選択してください。
※別途、基本情報の登録については4章に記載の手順で行ってください。

【注意】
申請区分は、一度登録すると修正できません。正しい申請区分を選択するよう注意してください。
誤って申請区分を登録してしまった場合は、新規作成から改めて作業を行ってください。

8-4 FEMS情報の登録

■計測点、制御点、及びFEMSレベルの登録

前ページでFEMSを含む「申請区分」を選択することにより、「申請書登録 画面」にFEMSを導入する際に必要となる情報の入力欄が表示されるようになります。
申請者及び事業の基本情報登録と併せてFEMSに関する情報の登録を行ってください。

<申請書登録 画面 ※該当部分>

1 計測	電気	点 【備考】 ※[備考]は90文字以内で入力してください
	ガス	点 【備考】 ※[備考]は90文字以内で入力してください
	油	点 【備考】 ※[備考]は90文字以内で入力してください
	熱	点 【備考】 ※[備考]は90文字以内で入力してください
	その他	点 【備考】 ※[備考]は90文字以内で入力してください
2 制御	電気	点 【備考】 ※[備考]は90文字以内で入力してください
	ガス	点 【備考】 ※[備考]は90文字以内で入力してください
	油	点 【備考】 ※[備考]は90文字以内で入力してください
	熱	点 【備考】 ※[備考]は90文字以内で入力してください
	その他	点 【備考】 ※[備考]は90文字以内で入力してください
3 FEMS Lv.	電気	--なし-- Lv.1 Lv.2 Lv.3 なし
	ガス	--なし--
	油	--なし--
	熱	--なし--
	その他	--なし--
4 エネルギー使用実績年度	実績年度*	--なし--

※入力完了後、画面最下部までスクロールし、「確認」ボタンをクリックしてください。
入力内容の確認画面となりますので、申告した情報に不備・不足が無いことを確認した後、「保存」をクリックします。

No.	項目名	入力方法	説明	備考
1	計測	手入力	各エネルギー種別ごとに計測点数を入力します。「備考」には計測の概要を記載してください。	FEMS情報の入力内容は、FEMS導入補助の交付申請の提出書類として作成する「システム概要図」や「計測・制御対象一覧」の内容と一致している必要があります。
2	制御	手入力	各エネルギー種別ごとに制御点数を入力します。「備考」には制御の概要を記載してください。	
3	FEMSレベル	プルダウン	省エネルギー効果計算に指定削減率を利用するか否かに係らず、導入するFEMSの機能に応じたレベルを、エネルギー種別ごとに選択します。（P.100「指定削減率表」参照）	
4	エネルギー使用実績年度	プルダウン	平成27年を選択します。	

8-4 FEMS情報の登録

■ 導入設備情報の登録

導入するFEMSの製品情報（主装置）を登録します。

<申請書詳細 画面>

si

中小企業等の
省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

ホーム | 革命投資 申請書検索 | 革命投資 申請書作成

補助事業申請書詳細

出発

共同申請書登録

導入設備登録

最終・主装置登録

調査確認

完了

申請書詳細情報

(00) 交付申請書一覧・申し込み表

(01) 導入設備一覧

(02) 金型・金型・物理量・物理量・見積金型一覧表

詳細検索

画面名 申請書詳細 画面

申請書情報

管理情報

申請区分

FEMS関係

交付申請日

平成 28 年 3 月 22 日

申請書番号

KT-10031500345

承認ステータス

仮登録

補助事業の名称

FEMS導入による省エネエネルギー事業

企業情報

画面情報

画面名 導入設備登録 画面

申請書情報

管理情報

申請書番号

KT-10031500345

補助事業名

FEMS導入による省エネエネルギー事業

事業所名称

鉄工所

区分・分類

1 区分・分類

1-1 設備区分*

FEMS

1-2 種別*

-

確定

設備情報

2 設備情報

2-1 製造メーカー*

〇△株式会社

2-2 製品名*

FEMAマネジメントα

2-3 型番*

FEMS-123α

2-4 台数*

11

台

戻る

保存

※入力完了後、画面最下部までスクロールし、「確認」ボタンをクリックしてください。
入力内容の確認画面となりますので、申告した情報に不備・不足が無いことを確認した後、「保存」をクリックします。

項目	No	項目名	入力方法	説明	備考
1 区分・分類	1-1	設備区分	プルダウン	「FEMS」を選択します。	
	1-2	種別	プルダウン	「-」を選択し、【確定】をクリックします。	
2 設備情報	2-1	製造メーカー	手入力	主装置の製造メーカーを入力します。	製品情報は、必ず主装置の製品情報を登録してください。
	2-2	製品名	手入力	主装置の製品名を入力します。	
	2-3	型番	手入力	主装置の型番を入力します。	
	2-4	台数	手入力	主装置の台数を入力します。	

8-4 FEMS情報の登録

■事業所のエネルギー使用量、及び省エネルギー効果計算方法の登録

前ページで計測点・制御点及びFEMSレベル登録完了後、事業所のエネルギー使用量の登録及び、省エネルギー効果計算方法の登録を行います。「申請書詳細 画面」の下部までスクロールし、「省エネルギー効果（総括）」欄を表示します。

＜申請書詳細 画面＞



中小企業等の
省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

ログアウト

ホーム 革命投資 申請書検索 革命投資 申請書作成

国庫

共同申請者登録

購入申請登録

見積・取引情報登録

同意確認

入力完了

申請書検索

(仮)交付申請書一覧(地区別)

(仮)購入設備一覧

(仮)省エネ設備・当業種別検索・見積金額一覧表

画面検索

申請書詳細 画面

申請書検索

管理情報	申請区分	FEM3業務
	交付申請日	平成 28 年 3 月 22 日
	申請書番号	HT-10031500345
	承認ステータス	仮登録
	補助事業の名称	FEM3購入による省エネルギー事業
事業概要		

※該当項目が表示されるまでスクロールしてください。

事業費
(補助金 3分の1)

事業費	補助事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金交付申請額 (円)
設備費	0	0	
工事費	0	-	-
その他の経費	0	-	-
消費税	0	-	-
計	0	0	

導入設備一覧

No.	詳細	設備区分	種別	製造メーカー	製品名	型番	台数
1	産業用冷蔵庫	FEMS	-	△株式会社	FEMマジックα	FEMS-123a	

省エネルギー効果計算(総括)

No.	詳細	設備区分	事業実施前 原油消費使用量	省エネルギー量(原油換算)					削減率	計画省エネルギー量 (原油換算)		
				電気	ガス	油	熱	その他		合計	合計	削減率
1	産業用冷蔵庫	FEMS	58.194kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	-	0.000kl	0.0%
事業全体の合計			0.000kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	0.000kl	-		0.000kl	

「省エネルギー効果（総括）」の欄が表示されたら、「詳細」の文字をクリックします。
「エネルギー使用量一覧 画面」が開きます。

8-4 FEMS情報の登録

「エネルギー使用量一覧 画面」にある「エネルギー使用量追加」及び「省エネ効果計算方法登録」のボタンをクリックし、次ページ以降の情報の登録作業を進めることにより、FEMS導入による省エネルギー効果計算の結果が本画面に表示されるようになります。

<エネルギー使用量一覧 画面>

si

中小企業等の
省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

ホーム

革命投資 申請書検索

革命投資 申請書作成

ログアウト

エネルギー使用量一覧

エネルギー使用量追加

省エネ効果計算方法登録

整合性チェック

申請書詳細画面へ

省エネルギー効果計算画面の例

(15)エネルギー使用量確認表・省エネルギー効果計算書

画面情報

画面名

エネルギー使用量一覧 画面

申請書情報

管理経路

申請書番号

KT-16031500345

補助事業名

FEMS導入による省エネルギー事業

事業所名称

鉄工所

省エネルギー効果計算

	電気	ガス	油	熱	その他	計
	Lv.2	Lv.2	Lv.2	Lv.2	Lv.2	
FEMS 前エネルギー使用量	0.000 kJ	56.184 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	56.184 kJ
設備導入による省エネルギー量	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ
FEMS導入前エネルギー使用量	0.000 kJ	56.184 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	56.184 kJ
①指定削減率						-
②占有率と削減率による効果計算		占有率 削減率				-
③独自計算による省エネルギー量						-
FEMS導入による省エネルギー量	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ
事業後エネルギー使用量	0.000 kJ	56.184 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	56.184 kJ
事業全体の省エネルギー量	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ

エネルギー使用量一覧

No.	詳細情報	エネルギー種別	使用エネルギー	エネルギー使用量 合計	熱量換算係数	原油換算使用量
1	詳細	ガス	その他の燃料等	36.0 千m3	38.00	35.292 kJ
2	詳細	ガス	その他の燃料等	18.0 千m3	45.00	20.802 kJ
合計						56.184 kJ

事業所のエネルギー使用量の登録へ
P.106

省エネルギー効果計算方法の登録へ
P.107

8-4 FEMS情報の登録

■事業所のエネルギー使用量の登録

平成27年（1月～12月）分の事業所全体のエネルギー使用量を登録します。
使用するエネルギー種別の領収書や検針票等を用意した上で、入力作業を行ってください。

＜エネルギー使用量登録画面＞



中小企業等の

省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

[ホーム](#)
[革命投資 申請書検索](#)
[革命投資 申請書作成](#)

ログアウト

エネルギー使用量登録

戻る

保存

※は入力必須項目です。

画面情報

画面名

エネルギー使用量登録 画面

申請書情報

申請書番号

KT-10031500345

補助事業名

FEMS導入による省エネルギー事業

事業所名称

鉄工所

実績年度

平成27年度

エネルギー種別

1-1 エネルギー種別

ガス

1-2 使用エネルギー

液化天然ガス(LNG)

確定

2 換算係数

熱量換算係数

54.80 GJ/t

原油換算係数

0.0259 kW/GJ

原油換算量等計算

3 使用エネルギー情報

エネルギー使用量

1月

0.5 t

2月

0.5 t

12月

0.5 t

合計

6.0 t

原油換算値

0.704 kl

0.704 kl

0.704 kl

8.448 kl

戻る

保存

「原油換算量等計算」をクリックすると、「原油換算値」が自動表示されます。

【エネルギー使用量一覧画面】
他のエネルギー種別のエネルギー使用量を更に登録する
ときにクリックします。

【保存】
入力内容を保存して画面を閉じます。
続けて、計算方法の登録へ進みます。

No.	項目名	入力方法	説明	備考
1-1	エネルギー種別	プルダウン	「電気」「ガス」「油」「熱」「その他」より選択します。	
1-2	使用エネルギー	プルダウン	選択したエネルギー種別内の具体的な燃料及びエネルギーを選択し、「確定」をクリックします。	
2	換算係数	表示	選択した使用エネルギーに応じた熱量換算係数と、原油換算係数が表示されます。	
3	使用エネルギー情報	手入力	選択した燃料、及びエネルギーの平成27年（1月～12月）分の使用量を入力し、「原油換算量等計算」をクリックします。「原油換算値」に計算結果が表示されます。	使用エネルギー情報は、必ず領収書等の実態に則した数値を入力してください。

8-4 FEMS情報の登録

■省エネルギー効果計算方法の登録

省エネルギー効果計算をするための計算方法を選択します。プルダウンにて計算方法を選択し、「確定」ボタンをクリックすることにより、「省エネ効果計算情報」の欄が、選択した計算方法に応じた入力欄となります。

<省エネ効果計算方法登録 画面>

sih

中小企業等の
省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

ホーム

革命投資 申請書検索

革命投資 申請書作成

ログアウト

省エネ効果計算方法登録

戻る

保存

※は入力必須項目です。

画面情報

申請書情報

管理情報

画面名

省エネ効果計算方法登録 画面

申請書番号

KT-10031500345

補助事業名

FEMS導入による省エネルギー事業

事業所名称

鉄工所

設備区分・種別

設備区分

FEMS

種別

-

新規/増設

新規/増設

新規導入

設備情報

製造メーカー

△株式会社

製品名

FEMAマネジメントα

型番

FEMS-123α

台数

1 / 1 台

省エネルギー効果計算方法

省エネルギー効果計算方法

計算方法

指定計算

確定

省エネ効果計算情報

FEMSレベル

4-1 FEMSレベル

1.0 %

0.5 %

%

%

%

指定削減率

4-2 削減率

1.0 %

0.5 %

%

%

%

戻る

保存

簡易計算を選択した場合は、エネルギー種別ごとに占有率、削減率をそれぞれ入力します。

一方、指定計算を選択した場合は、当該欄は入力せず、「申請書登録 画面」にて入力した F E M Sレベル及び指定削減率が表示されます。

【エネルギー使用量一覧画面へ】
エネルギー使用量を更に登録する時にクリックします。

【保存】
入力内容を保存して「エネルギー使用量一覧 画面」に戻ります。

	N O.	項目名	入力方法	説明	備考
1	1-1	新規/増設	プルダウン	導入方法を「新規導入」、「増設・更新」から選択します。	
2	2-1 2-2	型番、台数	手入力	導入設備登録画面で登録した主装置の型番が選択肢として表示されます。該当の型番を選択し、併せて台数も入力してください。	導入設備として登録した型番が選択肢として表示されます。 台数には、主装置型番の台数を入力してください。
3	3-1	省エネルギー効果計算方法	プルダウン	導入方法を「指定計算」、「簡易計算」、及び「独自計算」から選択します。	【指定計算】 F E M Sレベルに応じた指定削減率を表示 【占有率と削減率】 占有率と、削減率の入力欄を表示 【独自計算】 月別、エネルギー種別ごとの省エネルギー量の入力欄を表示 ※各計算方法の詳細は、P. 1 0 0を参照
4	4-1 4-2	省エネ効果計算情報	自動表示 または 手入力	選択した計算方法に応じた画面が表示されます。 占有率と削減率を用いる簡易計算及び独自計算を選択した場合は、それぞれ必要な値を入力してください。	

<補足> 登録情報を更新した場合の再計算について

補助事業ポータルでは、「申請書情報」「導入予定設備」、及び「使用エネルギー量」の情報に基づき、FEMS使用時の省エネルギー量が自動で計算されます。そのため、情報の登録を行う際はカタログや仕様書等を準備の上、間違いのない情報を入力するようにしてください。

万が一「エネルギー使用量の計算」を行った後に下記①②の情報を更新した場合は、再度エネルギー使用量の計算をし直す必要がありますので、注意してください。

- ①FEMS単体時：「FEMSレベル」「エネルギー使用量」、を更新した場合
②複合申請時：①、及び更新設備の「導入予定設備」「更新範囲」、及び「設備区分」を更新した場合

◆再計算を行う必要がある場合の例①

<FEMS単体・複合申請時>

- ・FEMSレベルを変更した場合
- ・FEMSのエネルギー使用量を変更した場合

<省エネ効果計算方法登録 画面>

画面最下段の「保存」をクリックすると自動的に再計算が行われます。
①②のように登録情報を更新したら正しい省エネルギー効果計算結果を取得するようにしてください。

◆再計算を行う必要がある場合の例②

<複合申請時>

- ①設備区分を変更した場合
- ②設備情報を更新/削除した場合
- ③更新範囲を削除した場合

※複合申請（設備導入＋FEMS）をする場合の画面遷移等詳細については、本手引き「第6章 省エネルギー効果計算」をご覧ください。

8-4 FEMS情報の登録

■省エネルギー効果の計算結果を確認する

前項までで登録した情報を基に計算された結果を確認します。確認した内容に不備が無ければ入力作業は完了です。

<エネルギー使用量一覧 画面> ※指定削減率を用いた場合



中小企業等の

省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

登録人数(エシエナティブ)

ログアウト

ホーム

革命投資 申請書検索

革命投資 申請書作成

エネルギー使用量一覧

エネルギー使用量追加

省エネ効果計算方法登録

総合性チェック

申請書詳細画面へ

省エネルギー効果計算書印刷

【仮】エネルギー使用量確認表・省エネルギー効果計算書

画面情報

画面名 エネルギー使用量一覧 画面

申請書情報

管理情報

申請書番号

KT-10031500345

補助事業名

FEMS導入による省エネルギー事業

事業所名称

鉄工所

省エネルギー効果計算

		原油換算					
		電気	ガス	油	熱	その他	計
FEMS Lv.		Lv.2	Lv.1				
1	事業前エネルギー使用量	15,432 kJ	8,448 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	23,880 kJ
	設備導入による省エネルギー量	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ
	FEMS導入前エネルギー使用量	15,432 kJ	8,448 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	23,880 kJ
2	①指定削減率	1.0 %	0.5 %				-
	②占有率と削減率による効果計算	占有率	削減率				-
③独自計算による省エネルギー量							
3	FEMS導入による省エネルギー量	0.154 kJ	0.042 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.196 kJ
	事業後エネルギー使用量	15,278 kJ	8,406 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	23,684 kJ
	事業全体の省エネルギー量	0.154 kJ	0.042 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.000 kJ	0.196 kJ

エネルギー使用量一覧

No.	詳細情報	エネルギー種別	使用エネルギー	エネルギー使用量 合計	熱量換算係数	原油換算使用量
1	詳細	電気	昼間発電	60,000.0 kWh	9.97	15,432 kJ
2	詳細	ガス	液化天然ガス(LNG)	6.0 t	54.60	8,448 kJ
合計						23,880 kJ

No.	項目名	説明
1	F E M Sレベル	申請書登録画面で申告したF E M Sレベルが自動で表示されます。
	事業前エネルギー使用量	「エネルギー使用量登録 画面」で登録した事業前の事業所全体のエネルギー使用量を表示します。
	設備更新による省エネルギー量	複合申請時に、設備更新による省エネルギー量を表示します。
	F E M S 導入前エネルギー使用量	「事業前エネルギー使用量」から「設備更新による省エネルギー量」を減算した値を表示します。
2	①指定削減率	省エネルギー効果の計算方法で「指定計算」を選択した場合に、F E M Sレベルに応じた「指定削減率」を表示します。
	②占有率と削減率による効果計算	省エネルギー効果の計算方法で「簡易計算」を選択した場合に、入力した「占有率」と「削減率」を表示します。
	③独自計算による省エネルギー量	省エネルギー効果の計算方法で「独自計算」を選択した場合に、入力した省エネルギー量の合計を表示します。
3	F E M S 導入による省エネルギー量	「F E M S 導入前エネルギー使用量」に①～②の値を乗じた結果を表示します。省エネルギー効果の計算方法で独自計算を選択している場合は③に表示された結果と同一の値が表示されます。
	事業後エネルギー使用量	「事業前エネルギー使用量」から「設備更新による省エネルギー量」と「F E M S 導入による省エネルギー量」を減算した結果を表示します。
	事業全体の省エネルギー量	「設備更新による省エネルギー量」と「F E M S 導入による省エネルギー量」を足した結果を表示します。

<参考> FEMSの省エネルギー効果計算について

計算手順と計算式

※本事業はエネルギー量計算を原油換算(kl)で計算します。

1. 事業所全体の原油換算使用量の把握

電力会社やガス会社からの請求書を基に、12ヶ月分（平成27年1月～平成27年12月）の事業所全体エネルギー使用量を把握する。エネルギー種別ごとに把握すること。

事業前
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

2. FEMS導入前原油換算使用量の計算

FEMS導入と同時に設備更新を行う場合は設備導入による省エネルギー量を減算する

同時に設備更新を行う場合、1.で把握した事業前原油換算使用量から減算する。
FEMS単独の場合は1.の値をそのままFEMS導入前原油換算使用量とする。

事業前
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

設備導入による
省エネルギー量
[原油換算 kl/年]

FEMS導入前
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

事業前
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

FEMS導入前
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

FEMS単体導入の場合は同一

3. FEMS省エネルギー量の計算

下記いずれかの計算方法を用いて、FEMS省エネルギー量を計算する。
どの計算方式でもエネルギー種別ごとにFEMS省エネルギー量の計算を行い、原油換算した値（kl）を算出すること。

① 指定削減率を用いる場合

導入するFEMSのレベルに応じて指定削減率を用いる方法。（P.100 指定削減率表参照）
この方法を用いる場合、システム概要図に当該レベルを満たしていることを確認できるように記載を行うこと。

FEMS導入前
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

×

指定削減率
[%]

=

FEMS
省エネルギー量
[原油換算 kl/年]

② 占有率と削減率を用いる場合

事業所全体の原油換算使用量に対する制御対象設備（例：空調）のエネルギー占有率を求め、制御による削減率を乗じてFEMS省エネルギー量を計算する方法。
この計算方法を用いた場合は、占有率と削減率の根拠を示した資料を添付すること。

FEMS導入前
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

×

エネルギー占有率
[%]

×

エネルギー削減率
[%]

=

FEMS
省エネルギー量
[原油換算 kl/年]

③ 独自計算を行う場合

制御対象機器の想定出力や制御方法・制御時間から独自にFEMS省エネルギー量を計算する方法。
この計算方法を用いた場合は計算過程と根拠を示した資料を添付すること。

FEMS
省エネルギー量
[原油換算 kl/年]

4. FEMS導入後原油換算使用量の計算

2.で求めたFEMS導入前原油換算使用量から3.で求めたFEMS省エネルギー量を差し引き、
FEMS導入後原油換算使用量を求める。

FEMS導入前
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

－

FEMS
省エネルギー量
[原油換算 kl/年]

=

事業後
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

5. 事業全体の省エネルギー量の計算

FEMS導入と同時に設備更新を行う場合は、更新前後の差分に計算裕度を乗じる

更新前後の差分を計算し省エネルギー量を求める。

事業前
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

－

事業後
エネルギー使用量
[原油換算 kl/年]

=

事業全体の
省エネルギー量
[kl/年]

8-5 交付申請書類の準備



■ 交付申請書類の一覧

・ F E M S 単独申請、及び省エネ設備と F E M S の複合申請 に共通に必要な交付申請書類（ 1 / 2 ）

No.	書類名称	入手方法	原本または写し
1	交付申請書（様式第 1）	ポータル出力	原本
	交付申請書（別紙）	ダウンロード	原本
	補助金及び交付申請に関する同意書	ポータル出力	原本
2 （実施計画書）	1 事業概要	ポータル出力	原本
	共同申請者情報（別紙）※共同申請時	ポータル出力	原本
	2 資金調達計画	ポータル出力	原本
	3 事業実施に関連する事項	ポータル出力	原本
	4 事業スケジュール	ポータル出力	原本
	5 発注区分表	ポータル出力	原本
	6 導入設備一覧	ポータル出力	原本

①「FEMS単独申請」と②「設備・FEMS複合申請」では必要な書類が異なります。下記の各表をご確認ください。

①「 F E M S 単独申請」に必要な書類

No.	書類名称	入手方法	原本または写し
2 （実施計画書）	7 エネルギー使用量確認表	ポータル出力	原本
	8 省エネルギー効果計算書（FEMS）	ポータル出力	原本
	9 省エネルギー効果総括表	ポータル出力	原本
	10 システム概要図	ダウンロード	原本
	11 計測・制御対象一覧（ポイントリスト）	ダウンロード	原本
	12 F E M S 活用方針書	ダウンロード	原本
	13 導入システム機能確認書	ダウンロード	原本

②「省エネ設備・ F E M S 複合申請」に必要な書類

No.	書類名称	入手方法	原本または写し
2 （実施計画書）	7 エネルギー使用量計算書（設備毎）	ポータル出力	原本
	8 省エネルギー効果計算書（更新範囲毎）	ポータル出力	原本
	9 エネルギー使用量確認表	ポータル出力	原本
	10 省エネルギー効果計算書（FEMS）	ポータル出力	原本
	11 省エネルギー効果総括表	ポータル出力	原本
	12 既存設備の撤去範囲	ダウンロード可	原本または写し
	13 導入予定設備の配置図	ダウンロード可	原本または写し
	14 システム概要図	ダウンロード	原本
	15 計測・制御対象一覧（ポイントリスト）	ダウンロード	原本
	16 F E M S 活用方針書	ダウンロード	原本
	17 導入システム機能確認書	ダウンロード	原本

8-5 交付申請書類の準備

・FEMS単独申請、及び省エネ設備とFEMSの複合申請 に共通に必要な書類（2/2）

No.	書類名称	入手方法	原本または写し
連 3 (見積 関)	1 見積依頼仕様書	ダウンロード可	写し
	2 見積金額一覧表	ポータル出力	原本
	3 見積書(3者分)	別途入手	写し
添付1	会社概要	ダウンロード可	原本
添付2	商業登記簿謄本(全部事項証明書)等	別途入手	原本
添付3	建物の登記簿謄本(全部事項証明書)等	別途入手	原本
添付4	設備（複合申請の場合）、及びFEMSの製品カタログ/仕様書	別途入手	原本または写し

※このほか、以下の書類は、必要に応じて提出してください。

No.	書類名称	入手方法	原本または写し
添付5	設備設置承諾書	ダウンロード可	原本
添付6	リース契約内容申告書	ダウンロード	原本
	リース料金計算書	ダウンロード	原本
	リース契約書案	別途入手	写し
添付7	ESCO料金試算書	別途入手	写し
	ESCO契約書案	別途入手	写し
添付8	省エネルギー効果独自計算書 ※併せて計算の根拠資料も提出のこと。	ダウンロード	原本

■ 交付申請書類の種類と入手方法

書類の入手方法には、4種類があります。

入手方法	説明
ポータル出力	補助事業ポータルに入力した内容が、指定の書類形式で出力されます。
ダウンロード	補助事業ポータルのトップページからフォーマットをダウンロードし、必要事項を記入して提出してください。 ※補助事業ポータルからダウンロードしただけでは書類は作成されませんのでご注意ください。
ダウンロード可	補助事業者で作成する必要がある書類です。 書式は自由ですがSIIのホームページまたは補助事業ポータルのトップページでも見本（フォーマット）をダウンロードして作成することができます。
別途入手	補助事業ポータルからは出力されない書類で、補助事業者にて別途入手が必要です。

■ 提出用の書類を印刷する方法

各入手方法ごとの書類の印刷方法については、本手引きP.80をご覧ください。

8-5 交付申請書類の準備

■補助事業ポータルトップページよりダウンロードして作成する書類の作成例

<システム概要図>

システム概要図

① 申請書番号
KT - 123456789000

② 補助事業者名
〇〇鉄工株式会社

③ 事業所名
〇〇鉄工所

④ システム・機器型番
ema-f001

⑤ システム・機器名称
〇〇コントロールシステム

データサーバ

EMS

中央モニタ

対象外
プリンタ

監視用サーバ

⑥

計測(キュービクル)
受電設備
(計測No.1)
デマンド値

計測(温度・湿度センサー計測)
空調(計測No.2) 空調(計測No.3) 空調(計測No.4)

計測
照明(計測No.5) 照明(計測No.6) 給湯(計測No.7)

制御(空調:風量、ON/OFF制御)
空調(制御No.1) 空調(制御No.2) 空調(制御No.3)

制御(照明:ON/OFF制御)
照明(制御No.4) × 15台 照明(制御No.5) × 10台

⑦ 空調、照明など、計測対象を明確に記述すること

計測点数

7

点

計測

受電電力(1点)
空調電力量(3点)
照明電力量(2点)
給湯電力量(1点)

⑧ 空調、照明など、制御対象を明確に記述すること

制御点数

5

点

制御

・空調
自動制御:風量制御(ON/OFF、風量のみ)
→1点 1P~2P 計5台(制御アダプタ利用)
・照明
自動制御:時間帯別制御(ON/OFFのみ)
→2点 1P~2P 計25台(制御アダプタ利用)
・給湯
制御なし

① 申請書番号:
補助事業ポータルで発行された申請書番号を記載。

② 補助事業者名:
本事業の補助事業者名を記載。

③ 事業所名:
補助対象設備を導入する事業所を記載。

④ システム・機器型番:
導入するFEMSの主装置となる機器の型番を記載。

⑤ システム・機器名称:
導入するFEMSの主装置となる機器の名称を記載。

⑥ システム構成:
導入するFEMSの構成を記載。
計測点、制御点を「計測・制御対象一覧(ポイントリスト)」のNo.と紐づけて記載するなど、導入状況を分かりやすく記載すること。

⑦ 計測:
計測対象(空調電力量、給湯ガス量等)ごとに計測点数を記載。右部の「計測点数」には、合計点数を記載。

⑧ 制御:
制御対象のポイント名称ごとに制御の内容を端的に記載。右部の「制御点数」には、合計点数を記載。

導入するFEMSの計測/制御機器の点数やNo.は、次ページの「計測・制御対象一覧(ポイントリスト)」と一致するように作成してください。

113

8-5 交付申請書類の準備

■補助事業ポータルトップページよりダウンロードして作成する書類の作成例

<計測・制御対象一覧（ポイントリスト）>

計測・制御対象一覧（ポイントリスト）

申請書番号	RT	-	123456789000
補助事業者名	〇〇株式会社		
事業所名	〇〇工場		
システム・機器型番	AB01-1001	システム・機器名称	〇〇セントラルシステム

- ① 申請書番号:
補助事業ポータルで発行された申請書番号を記載。
- ② 補助事業者名:
本事業の補助事業者名を記載。
- ③ 事業所名:
補助対象設備を導入する事業所を記載。
- ④ システム・機器型番:
導入するFEMSの主装置となる機器の型番を記載。
- ⑤ システム・機器名称:
導入するFEMSの主装置となる機器の名称を記載。

計測

No.	ポイント名称	エネルギー種別	計測対象設備	設置場所	計測機器	型番
1	受電電力	電気	その他	1Fエネルギー管理室	パル2線計器	PUL2B-1234
2	〇〇〇-1F空調機ファン	電気	空調	1F作業スペース	電力計センサ	AB012-345
3	〇〇〇-1F空調機ファン	電気	空調	1F作業スペース	電力計センサ	AB012-345
4	〇〇〇-2F空調機ファン	電気	空調	2F作業スペース	電力計センサ	AB012-345
5	一般電灯1	電気	照明	1F作業スペース	電力計センサ	AB012345
6	一般電灯2	電気	照明	2F作業スペース	電力計センサ	AB012345
7	1F給湯	ガス	給湯	1Fガス配管	ガス流量センサ	AB0-12345
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

- ⑥ 計測
- ・ポイント名称:
計測対象設備（機器等）の名称を記載。
対象設備のカタログ、仕様書等に記載されている名称を書くこと。
 - ・エネルギー種別:
計測対象設備が使用するエネルギーを記載。
 - ・計測対象設備:
一般的な設備（機器等）の区分を記載。
 - ・設置場所:
計測機器の設置場所を記載。
※計測対象となる設備の設置場所ではありません。
また、複数階の場合は階数も記載すること。
 - ・計測機器:
計測機器の名称を記載。
 - ・型番:
計測機器の型番を記載。

制御

No.	ポイント名称	エネルギー種別	制御対象設備	設置場所	制御機器	型番
1	〇〇〇-1F空調機ファン	電気	空調	1F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-00
2	〇〇〇-1F空調機ファン	電気	空調	1F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-00
3	〇〇〇-2F空調機ファン	電気	空調	2F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-00
4	一般電灯1	電気	照明	1F照明器具（天井）	照明制御アダプタ	AB-13-00
5	一般電灯2	電気	照明	2F照明器具（天井）	照明制御アダプタ	AB-13-00
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

- ⑦ 制御
- ・ポイント名称:
制御対象設備（機器等）の名称を記載。対象設備のカタログ、仕様書等に記載されている名称を書くこと。
 - ・エネルギー種別:
制御対象設備が使用するエネルギーを記載してください。
 - ・制御対象設備:
一般的な設備（機器等）の区分を記載してください。
 - ・設置場所:
制御機器の設置場所を記載してください。 ※制御対象となる設備の設置場所ではありません。
 - ・制御機器:
制御機器の名称を記載してください。
 - ・型番:
制御機器の型番を記載してください。

導入するFEMSの計測/制御機器の点数やNo.は、
前ページの「システム概要図」と一致するように作成してください。

8-5 交付申請書類の準備

■ 補助事業ポータルトップページよりダウンロードして作成する書類の作成例

< FEMS 活用方針書 >

FEMS活用方針書

① 申請書番号
KT - 123456789000

② 補助事業者名
〇〇鉄工株式会社

③ 事業所名
〇〇鉄工所

④ FEMS活用における責任者
〇〇 〇〇

⑤ 役職
代表取締役

⑥ 管理指標および省エネルギー実施方法

■計測および制御
・空調設備制御
月別、時間帯別に電源・風量を制御し省エネを図ると共に、計測を行い現状のエネルギー使用量を把握し継続的な省エネを実施する
1F〇〇側 〇時電源入 〇時電源切 室温〇〇度 風量〇〇
・照明設備制御
時間帯別に電源を制御し省エネを図ると共に、計測を行い現状のエネルギー使用量を把握し継続的な省エネを実施する
1F〇〇側 〇時電源入 〇時電源切
(※月別に制御設定の変更を行う場合やエリア／フロア毎に制御内容を分ける場合は、その旨を記載すること)
■計測のみ
・給湯設備
常時計測を行い、エネルギー使用量を把握し使用方法についての意識改善を図り、省エネルギーに寄与する
1F 〇〇に設置されている給湯設備の計測

⑦ 個別計測機能(設備)について
本事業での導入有無 有

⑧ 制御機能(設備)について
本事業での導入有無 無

⑨ 目標値
■電力 : 年間〇%削減
内訳: kWh/〇個 ⇒ kWh/〇個
■ガス : 年間〇%削減
(※削減率の算出は、前年度の消費電力・消費ガスを100として算出)

⑩ 達成予定時期
2016/**/**

⑪ FEMS活用に伴う省エネルギー実施体制

■FEMS管理責任者
・対策立案と決定
・定期報告データ分析
・各担当部門への情報共有および指導

■〇〇担当
・省エネに伴う指標、実績管理
・計画・制御ポイントの定期点検
・各種データ収集

FEMS管理責任者
××課 課長 氏名 環境 次郎

〇〇担当 〇〇担当

⑫ 実績確認および省エネルギー方針の見直し頻度

実績確認 : 四半期に1回(年4回)
省エネ方針の見直しについては、月別の実績に基づき実施する
・生産量とエネルギー使用量のデータから生産原単位あたりのエネルギー使用量を確認
目標値との差異を確認し、不足している場合は新たな対策を検討する。

- ① 申請書番号:
補助事業ポータルで発行された申請書番号を記載。

② 補助事業者名:
本事業の補助事業者名を記載。

③ 事業所名:
補助対象設備を導入する事業所を記載。

④ FEMS活用における責任者:
FEMSを活用するうえでの責任者を記載。

⑤ 役職:
FEMSを活用するうえでの責任者の役職を記載。
- ⑥ 管理指標および省エネルギー実施方法:
FEMS導入に際し、計測や制御をどのように行って省エネルギーを実施するか明確に記載。

⑦ 個別計測機能(設備)について:
本事業での個別計測機能の導入有無を選択し、「無し」の場合は今後の導入計画を必ず記載してください。

⑧ 制御機能(設備)について:
本事業での個別計測機能の導入有無を選択し、「無し」の場合は今後の導入計画を必ず記載してください。

⑨ 目標値:
エネルギー種別ごとに目標値を記載。
※可能な範囲で生産系の指標と関連を持たせること。

⑩ 達成予定時期:
目標値の達成予定時期を記載。
※なお、本紙に記載する達成予定時期は成果を約束するものではないが、可能な範囲で達成可能な期間を記載すること。

⑫ 実績確認および省エネルギー方針の見直し頻度:
実績確認の方法、省エネルギー方針の見直し頻度を具体的に記載。

⑪ FEMS活用に伴う省エネルギー実施体制:
FEMS活用の実施体制および管理方法等を体制図等を用いて明確に記載すること。統括管理者がどのような管理・分析を行うか、あるいは各担当がどのような管理のもと業務を行うか、明確に記載すること。

8-5 交付申請書類の準備

■ 補助事業ポータルトップページよりダウンロードして作成する書類の作成例

<導入システム機能確認書>

導入システム機能確認書

①	申請書番号	KT - 123456789000		
②	補助事業者名	〇〇鉄工株式会社		
③	事業所名	〇〇鉄工所 ④		

No.	項目	保有機能確認欄	⑤ 機能	
1	エネルギーの計測・見える化	全体 ※1 ※2	見える化	電力とガスの計測・入力データを省エネ法の係数に基づき原油換算し、事業所全体の原油換算量として開示することが可能。 ※2は排出量換算機能も保有。
2		内訳表示	個別の原油換算使用量内訳を燃料種別に色を分けてグラフ表示できる。	
3		電力	全体電力 使用量	バルブ取得可能な場合はバルブデータを用いて、それ以外の場合は主幹へセンサーを取り付け全体電力消費量を計測可能。
4			個別電力 使用量 ※3	各系統や個別機器へ電力センサーを取り付けることで計測する
5			計測間隔	全計測点において30分積算電力量の計測可能
6			見える化	全計測点の30分積算電力量の開示が可能
7	電力以外 ※2	全体エネルギー 使用量	ガス等の各請求データから月単位で入力可能	
8		個別エネルギー 使用量 ※3	流量計などの接続が可能でありガス等のエネルギーを測定可能	
9		計測(入力)間隔	ガス等のエネルギー使用量を1ヵ月単位で入力可能	
10		見える化	全体のガス等エネルギー使用量を1ヵ月単位で開示可能	
11	機械機器制御	電力	個別機器制御 ※3	空調・照明等の制御基板との接続により自動制御可能
12			デマンド目標 設定と通知	契約電力及び目標値に応じて、3段階のアラームレベル及び画面表示にて責任者へ通知(オプションでバランシングや重畳アラームも付加できる)
13		電力以外	デマンド制御 ※3	デマンド目標値に応じて空調等を自動制御可能
14			個別機器制御 ※3	オプションの制御モジュールの追加と主装置との連携により制御可能(1/Fが連携可能な場合に限定)
15		使用量目標 設定と比較	半期毎の使用量目標設定が可能。毎月の使用量データ入力後、4半期目標を超える可能性が高い場合は、管理者へ注意喚起を通知可能	
16	データ保存・抽出	計測・入力データの保存	全計測及び入力データを60ヵ月保存可能	
17		制御履歴の保存 ※4	FEMSで行った制御履歴(アンサーバック等)を24ヵ月以上保存可能	
18		計測・入力データの抽出	全計測及び入力データをCSV形式で出力可能	

※1 ガス、重油、石油等の外部から工場内部でボイラー等により発生する熱は対象外だが、外部からの熱供給は対象。
※2 電力のみで稼働している工場など、将来的にも電力以外のエネルギー使用量がないことが明らかでない場合は当該機能保有・導入は「任意」とする。
※3 制御機能やデータを導入しない場合、「FEMS活用方針書」に将来的な計画・計測予定設備と時期を記載すること。
※4 制御時間を計算できる状態にログを保存すること。(制御実行時間、制御内容、制御対象設備など、アンサーバック取得と記録を連携するが必須化はしない。)

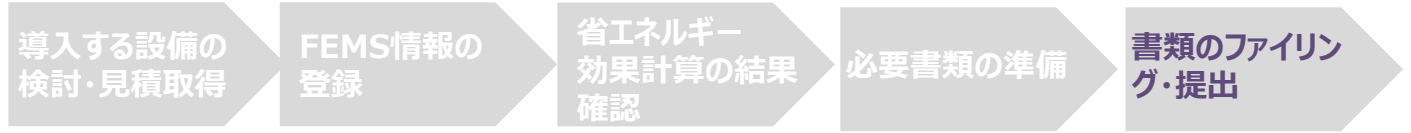
- ① 申請書番号:
補助事業ポータルで発行された申請書番号を記載。
- ② 補助事業者名:
本事業の補助事業者名を記載。
- ③ 事業所名:
補助対象設備を導入する事業所を記載。

⑤ 機能:
販売事業者やメーカー等に確認の上、各機能項目ごとに導入予定のFEMSの機能を記載します。
どのように機能要件を充足しているかが、わかるように記載してください。
※実際にどういった導入(計測・制御)を行うかではなく、あくまでFEMSが機能を保有しているかどうかを記述すれば構いません。

④ 保有機能確認欄:
⑤にて記載した導入予定のFEMSの機能が項目ごとの機能要件を充足していることを確認の上、「○」を記載します。
申請にあたっては、原則18項目に全てが「○」であることが必要です。
※電力のみで稼働している工場等で、将来的にも電力以外のエネルギー使用がないことが明らかな場合については、項目(No.7～10、14、15)についてはその限りではありません。

●機能項目:
FEMSの導入するうえでの機能要件です。公募要領に記載のFEMS機能要件表と同一のものが記載されています。

8-6 交付申請書類のファイリング



■書類の最終確認

交付申請書類が全て揃ったら、郵送による提出に向けて書類をファイリングします。
ファイリング前に、提出書類に抜けがないかどうか「提出書類チェックシート」を使って最終確認をしてください。

チェックシートは、FEMSの単独申請の場合と、省エネ設備との複合申請の場合との2パターンを
用意しています。申請内容に合ったチェックシートを使用し、提出書類に抜けがないよう、注意してください。

<提出書類チェックシート（FEMS）>

② FEMS導入 申請者対象

中小企業等の省エネ・生産性
基金投資促進事業費補助金

提出書類チェックシート

補助事業の基本情報	
申請番号	KT-
事業名称	
事業所名	
実施体制	☐ 単社 ☐ 共同 ☐ リース ☐ ESCO
企業体（該当する場合のみ）	☐ 中小企業 ☐ 法人組織（該当する場合のみ） ☐ 個人事業主
資本比率（該当する場合のみ）	☐ 固定計算 ☐ 簡易計算 ☐ 自己計算

NO.	提出書類	確認項目	形式	入手方法	備考
0	提出書類一覧表	全ての項目について確認する。提出する書類の総数、チェック項目がある。	紙製	ダウンロード	必須
1	交付申請書	①提出書類の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
2	実施計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
3	見積書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
4	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
5	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
6	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
7	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
8	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
9	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
10	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
11	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
12	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
13	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
14	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須

- ・「提出書類チェックシート」は、補助事業ポータルからダウンロードしてください。
- ・このチェックシートも、交付申請書類として提出します。必ず印刷し、チェックを行ってください。

③ 複合申請 申請者対象

提出書類チェックシート

複合申請の基本情報	
申請番号	
事業名称	
事業所名	
実施体制	☐ 単社 ☐ 共同 ☐ リース ☐ ESCO
企業体（該当する場合のみ）	☐ 中小企業 ☐ 法人組織（該当する場合のみ） ☐ 個人事業主
資本比率（該当する場合のみ）	☐ 固定計算 ☐ 簡易計算 ☐ 自己計算

NO.	提出書類	確認項目	形式	入手方法	備考
0	提出書類一覧表	全ての項目について確認する。提出する書類の総数、チェック項目がある。	紙製	ダウンロード	必須
1	交付申請書	①提出書類の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
2	実施計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
3	見積書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
4	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
5	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
6	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
7	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
8	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
9	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
10	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
11	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
12	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
13	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須
14	省エネ設備の導入計画書	①申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ②申請書の作成・提出の要領に従って作成する。 ③申請書の作成・提出の要領に従って作成する。	紙製	ダウンロード	必須

複合申請チェックシート:

- ・複合申請の場合、チェックシートも別です。必ず複合申請用のチェックシートを用いるように注意してください。

■ファイリングの方法

交付申請書類を指定の順番でファイリングします。
次ページに、具体的なファイリングの順番と、綴じ際のイメージ図を掲載しました。

ファイリングする順番の構成は以下の通りですが、各項目の中でも順番が指定されています。
イメージ図をよく確認し、異なる順番で綴じないように注意してください。



- ・ 提出書類はA4用紙の片面印刷としてください。A3用紙を使用する場合は、右半面を折りたたんで綴じ込んでください。
- ・ 全ての書類は穴を開け、直接ファイリングしてください。（クリアフォルダに入れない。袋綴じは不可）
- ・ 書類の左側は十分に余白を取り、記載部分にかからないようにしてください。
- ・ 申請書はホチキス留めをしないでください。

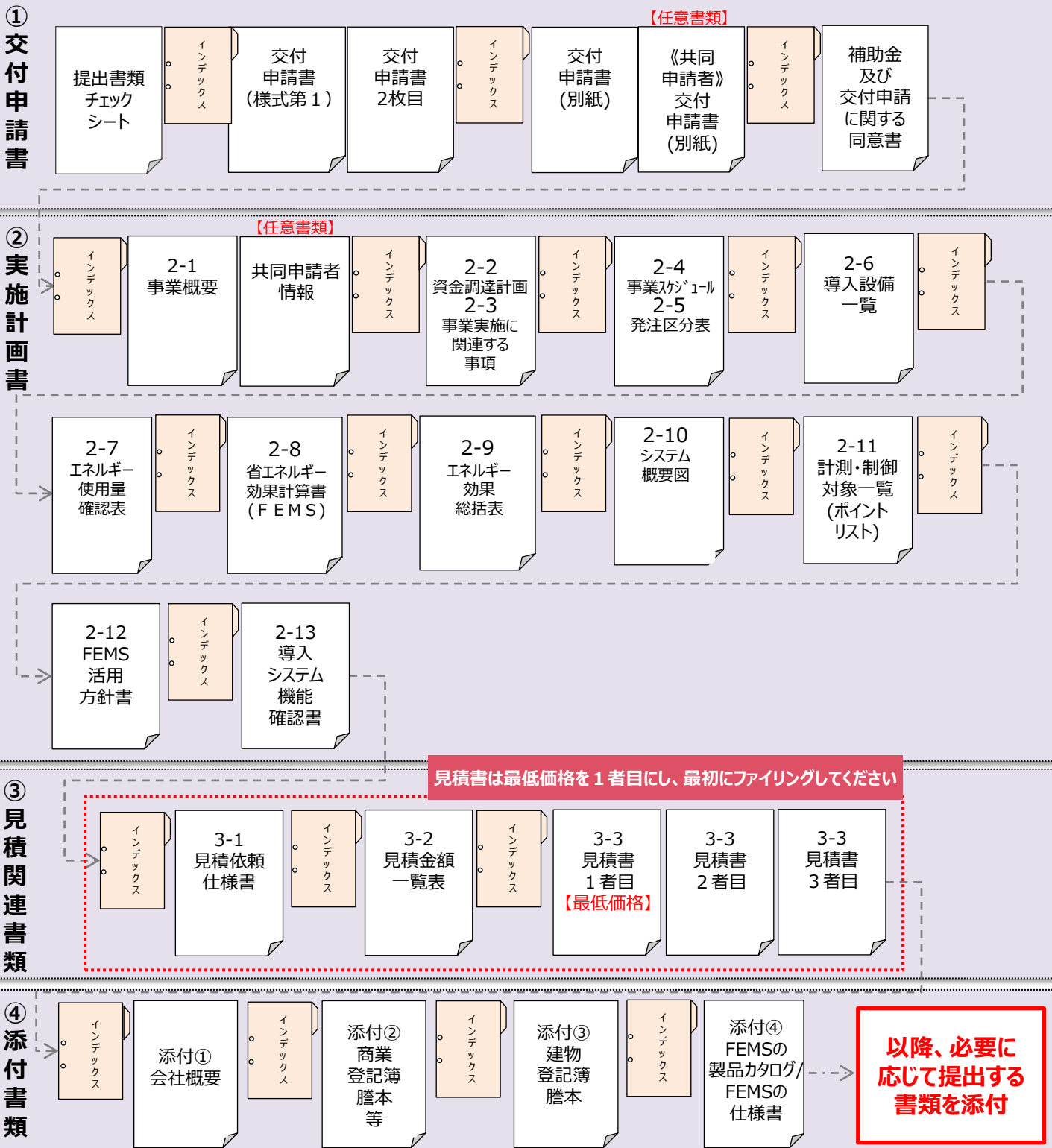
**複数事業所分の申請を行う場合でも必ず事業所単位で別々のファイルを作成し、
複数事業所の申請を、ひとつのファイルにまとめて申請しないようお願いします。**

8-6 交付申請書類のファイリング

■書類のファイリング方法について①

FEMS単体導入の場合

ファイリングは、以下の順番となります。書類の種類が変わるごとに、「インデックス」を挟みこんでください。



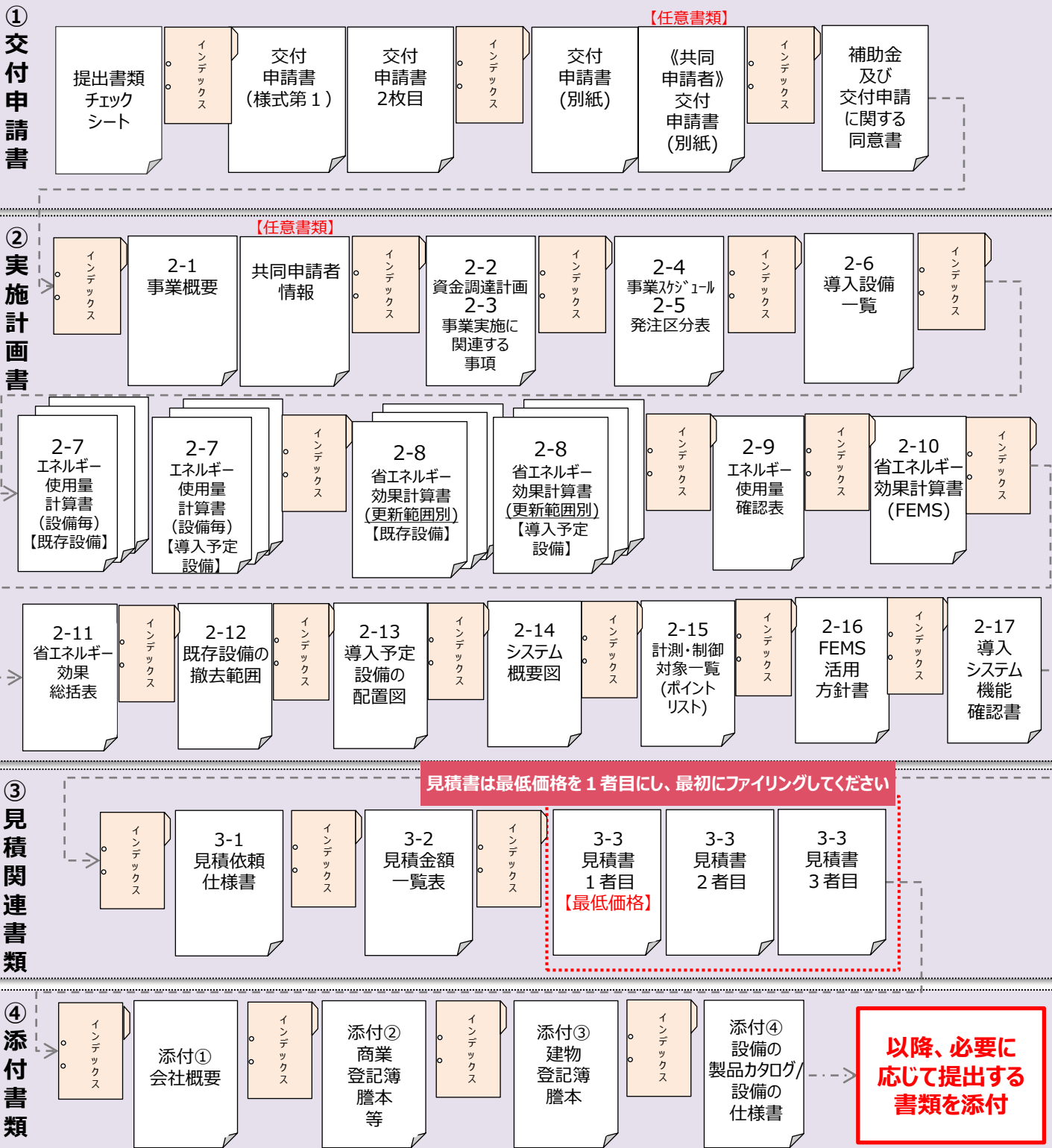
! 設備が複数の場合、「2-7」「2-8」「2-10」「2-11」「3-1」「3-2」「3-3」の書類についてはインデックスごとに複数の設備の分の書類をまとめてください。

8-6 交付申請書類のファイリング

■書類のファイリング方法について②

設備導入 + FEMSの場合

ファイリングは、以下の順番となります。書類の種類が変わるごとに、「インデックス」を挟みこんでください。



⚠ 設備が複数の場合、「2-7」「2-8」「2-10」「2-11」「3-1」「3-2」「3-3」の書類についてはインデックスごとに複数の設備の分の書類をまとめてください。

本事業に関するお問い合わせ窓口

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（略称SII）

TEL:0570-783-755（ナビダイヤル）

IP電話からのご連絡 TEL:042-303-1533

<受付時間：9:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）>

通話料がかかりますのでご注意ください。

SIIホームページ

<https://sii.or.jp/>